

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和5年第6回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和5年6月9日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時43分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	小 関 朝之 委員	倉 橋 さとみ 委員
	早川 貴美子 委員	久保田 善彦 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田卷 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長
	八尋 崇 教育指導課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	松本 令子 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長
	柳瀬 晴夫 子ども施設運営課長	蜂谷 勝己 私立保育園課長	平塚 晃夫 子ども施設入園課長
	物江 耕一朗 青少年課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	早崎 直人 支援管理課長
	森田 路子 教育相談課長	高橋 徹 こども家庭支援課長	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長
	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	稲本 望 施設営繕部長	大塚 進 西部地区建設課長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当主任
欠 席 者			
傍 聴 者	2名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和5年6月9日

第6回足立区教育委員会定例会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから、本年第6回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に小関委員、早川委員をご指名いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、日程第1を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第32号議案『令和5年度足立区一般会計第4号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第32号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 では、6ページをお開きください。令和5年度の教育関係第4号補正予算案についてでございます。まず、6ページでございます。国庫支出金、都支出金とございますが、学校における医療的ケア事業などの補助金等が、この支出金のほうに入っております。それから21番諸収入でございますが、生涯学習振興公社の補助金返還分及び他収入でございます。

7ページを御覧ください。7番「教育費」です。こちらにつきましては、地震発生による修学旅行のキャンセル料、こちらを区で負担するもの。それから他区で、小学校の校庭でくぎによるけががございました。そういったことから金属探知機を購入いたしまして、各学校、用務の委託の中で調査をするというものでございます。いずれも教育に必要な予算ということで、異議はないというご提案をしたいと思います。私からは以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第32号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、これより第32号議案『令和5年度足立区一般会計第4号補正予算(案)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第2を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第33号議案『梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第33号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 資料の10ページをお開きください。第33号議案となります。梅島小の人工芝の経年劣化に伴う張替えでございます。

契約の相手方、契約金額、工事内容は記載のとおりでございます。こちらについても異議がないというご提案をいたしたいと思います。ご審議をお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第33号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はございますでしょうか。

○小関委員 経年劣化に伴う人工芝の張替えというのは、ここに限らず起きると思うのですが、校庭が丸々使えなくなる状況になってしまうのでしょうか。校庭に代わる場所があるのでしょうか。どのように進められるのか、教えていただければと思います。

○教育長 西部地区建設課長。
○西部地区建設課長 工事期間中は全面閉鎖になります。半年ぐらい、工事期間を今予定しておりますので、その間は、校庭は使用できないような状況になります。以上です。

○教育長 よろしいですか。ほかには。

倉橋委員。

○倉橋委員 工事の間、運動する場合にはどのようになりますか。近くにある公園を使ったりとかというようなことは、もう既に決まっているのですか。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 工事期間中の話は、学校のほうと協議を重ねております。梅島小学校の場合、近くにグラウンドみたいなところがございませんので、体育の授業などは多分体育館等を利用する形になると思います。

また、休み時間等についても、多分体育館等を利用するようになると思います。学校のほうとその辺は詰めておりますが、学校サイドの判断になるかなと思います。以上です。

○倉橋委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかに、よろしいですか。よろしいですね。

ないようでございますので、これより第33号議案『梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第3第34号議案、及び日程第4、第35号議案は関連する議案ですので、一括で説明をさせていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第34号議案『郷土博物館大規模改修その他工事請負契約』に関する教

育委員会の意見について」。日程第4、第35号議案『郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第34号議案及び第35号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それでは第34号議案、第35号議案について、一括してご説明をさせていただきます。14ページをお開きください。郷土博物館の大規模改修工事でございます。契約の相手方、契約金額、工事内容は記載のとおりでございます。こちら、34号議案は建築工事の案件でございます。

続いて18ページ。第35号議案の説明書を御覧ください。こちらと同じく郷土博物館の改修になりますが、こちらは機械設備の案件となります。契約の相手方、契約金額、工事内容は、記載のとおりとなります。こちらに関しましても、異議ないものとしてご提案を差し上げたいと思っております。以上です。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第34号議案及び第35号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑はございますでしょうか。

小関委員。

○小関委員 基本的なところですが、契約方法に「条件付一般競争入札」と書いてあるのですが、どういう点で「条件付」となっているのか、教えてください。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 参加資格条件が決められていることだと思います。所管するのが契約課なので、申し訳ありません。今回、2社以上の会社による共同企業体になっておりますので、各々条件がついているのです。会社の格付けだったり年間の請負額だったり条件として、決められていまして、それで共同企業体をつくって入札参加をされたと思います。明確に答えられなくて申し訳ありませんが、以上です。

○小関委員 いずれにしても条件がついているということですね。当然ですよ。分かりました。ありがと

うございます。

○教育長 ほかにはございますか。よろしいですか。

ないようでございますので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

それでは、第34号議案『郷土博物館大規模改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、第35号議案『郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第36号議案『足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第36号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 では、22ページをお開きください。

36号議案でございます。足立入谷小学校の屋上防水改修、その他の工事でございます。契約の相手方、契約金額、工事内容は記載のとおりでございます。

こちらにつきましても、異議ないものとしてご提案をしたいと思います。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第36号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑はございますか。

ないようでございますので、これより第36号議案『足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第37号議案『六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第37号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 26ページをお開きくださいませ。

六月中学校の全体保全計画に係る外装改修、その他の工事でございます。契約の相手方、契約金額、工事内容は記載のとおりでございます。

教育委員会として、異議なしということでご提案をしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第37号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員 1点、用語の確認をお願いいたします。

「低入札調査基準価格1者」とありますが、「低入札」というのは予定価格よりも低かったというような理解でよろしいですか。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 予定価格を契約課のほうで設定しておりますが、その額より低いということがあったということです。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかには。

○久保田委員 その予定価格は足立区職員の方が設定したのですか。

○教育長 西部地区建設課長。

○西部地区建設課長 予定価格は、契約課のほうで、区の職員が設定しております。

○ ありがとうございます。

○教育長 ほかは大丈夫ですか。

ないようでございますので、これより第37号議案『六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第7を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第7、第38号議案『鹿浜西小学校解体工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第38号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 では、資料30ページをお開きください。鹿浜西小学校の解体工事でございます。鹿浜未来小学校の開校に伴いまして、鹿浜西小学校を解体するものでございます。契約の相手方、契約金額、工事内容は記載のとおりでございます。

異議なしということでご提案を差し上げたいと思っております。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第38号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質疑はありますでしょうか。

倉橋委員。

○倉橋委員 解体工事とは関係ないのですが、この鹿浜西小学校の跡地は、今後どのように活用するか決

まっていたりするのでしょうか。

○教育長 施設営繕部長。

○施設営繕部長 もう既にご案内のとおり、跡地利用もプロポーザルで募集をしまして、民間さんに定期借地権でお貸しをして、商業施設をそこでやっ

ていただくというようなことになっております。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかには。

小関委員。

○小関委員 すみません。これも、これには直接関わらないかもしれませんが、北鹿浜小学校は、一緒に解体工事をしないのでしょうか。

○教育長 施設営繕部長。

○施設営繕部長 今、設計をやっているところでございまして、実は、そこを利用したいというお客様中にはいるようなところも聞いております。

ただ、まだ本質的にはどういうふうにするかが決まっていますが、予算書上では、もう解体しましようということになっております。本年度、来年度の債務負担で、解体の費用は頂いておりますが、我々も一気に全部、同地区に工事を発注すると、地域の方に影響もあるということで、まずは鹿西のほうを先にやらせていただき、その後、北鹿を今年度中には出すような予定で、考えているところでございます。

○教育長 大丈夫ですか。ほかには、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、これより第38号議案『鹿浜西小学校解体工事請負契約』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次の、日程第8、第39号議案から、日程第11、第42号議案までは、関連する議案ですので、一括で説明をさせていただきます。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第8、第39号議案『熱風消毒保管庫の買替え(中学校東)』に関する教育委員会の意見について。日程第9、第40号議案『熱風消毒保管庫の買替え(中学校西)』に関する教育委員会の意見について。日程第10、第41号議案『熱風消毒保管庫の買替え(小学校南)』に関する教育委員会の意見について。日程第11、第42号議案『熱風消毒保管庫の買替え(小学校北)』に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第39号議案から第42号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 熱風消毒保管庫の買替えでございます。34ページをお開きください。今回、この熱風消毒保管庫につきましては、計画的な更新でございます。小学校が2議案、中学校が2議案と、それぞれございます。

件名、それから契約金額、契約内容は、記載のとおりでございます。この34ページのほか、38ページ、42ページ、46ページと、それぞれ小学校、中学校ごとに記載をしております。

いずれも必要な物でございますので、異議なしということでご提案をいたします。以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第39号議案から第42号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問はありますか。

○早川委員 この4件、熱風消毒機は、中西製作所さんと新日本厨機さんと、それぞれ値段が違うのだらうとは思いますが、特に46ページの第42号議案は、11台買って、4億2,000万。一方で、41号議案のほうは7台で4億3,000万。

多分、機能などが違うのでしょけれども、妙に、中西製作所さんのは安い気がするのです。この差は何ででしょうか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 この金額等のばらつきなのですが、いろいろと型番が違います。その理由としましては、学校の規模によって、この熱風消毒保管庫というものの大きさ、容量がちょっと異なることから、必ずしも同じではないというような状況です。

また、それぞれブロックに分けておりますが、学校の大きさによって必要な台数も違うためとなります。

○早川委員 同じメーカーですが、42号議案よりは、41号議案のほうが、どの程度大きいのか分からないですけれども、値段が高く、台数が少ないということは、性能の差があるということですか。

○教育長 学務課長。

○学務課長 容量が違うために、値段が少々高くなっています。今回、小中あわせて大量の台数を発注するに当たりまして、1社ではやはり困難ということで、全校のほとんどを担うメーカーがこの2社になりますので、そちらに下見積りを依頼しております。

○早川委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかに、よろしいですか。

ないようでございますので、これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

それでは、第39号議案『熱風消毒保管庫の買替え(中学校東)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、第40号議案『熱風消毒保管庫の買替え(中学校西)』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

次に、41号議案『熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、第42号議案『熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）』に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり、異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり、異議なしとして決することにいたします。

大塚西部地区建設課長については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

○西部地区建設課長 お疲れさまでした。失礼します。

○教育長 次に、日程第12を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第12、第43号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について」以上。

○教育長 第43号議案について、上遠野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 説明資料の51ページをお開きください。第43号議案でございます。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

まず1番、「諮問の理由」でございますが、東京都は、この10月から保育所等の第2子の保育料を無償化するという方針を打ち出しております。足立区がそれを実施するに当たりまして、審議会のほうに諮問し、ご意見を頂くというものでございます。

諮問内容、審議会の開催期日等は記載のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第43号議案についてご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かご質問ございますでしょうか。

○早川委員 双子の場合とか、そういう場合はどうなるのですか。双子だと第1、第2とつくのですよね。

○教育長 子ども政策課長。

○子ども政策課長 おっしゃるとおり、双子であっても、お1人目、お2人目というカウントになります。

○教育長 ほかにはよろしいですか。

ないようでございますので、これより、第43号議案「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次の日程第13、第44号議案から、日程第15、第46号議案は、足立区教育委員会会議規則第14条第1項のただし書による「人事に関する事件その他の事件」でありますので、非公開の会議といたしたいと思います。

お諮りいたします。第44号議案から第46号議案につきまして、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長 挙手全員であります。よって、本議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は大変申し訳ありません。議場よりご退席をよろしくをお願いいたします。

（傍聴人 退席）

————（非公開議案審議中）————

それでは、非公開の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方にお戻りいただくようにお伝えください。

○教育政策担当 傍聴者の方ですが、採択関係の質問が担当者にあるということで、これが終わってからまた入るということです。

○教育長 進めてしまっても大丈夫ですか。よろしいですか。

次に、日程第16「教育長報告」を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご審議等は全ての報告が終了しましたら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、(1)について、田巻教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 52ページをお開きください。令和4年度の小中学校の図書館支援事業について、実績の報告をさせていただきます。項番1、最初に小学校の図書館支援の状況でございます。

小学校につきましては、(1)に記載のとおり、事業者の人材派遣により、支援している状況です。昨年度までは週2回の派遣ということで取り組んでまいりましたが、今年度から令和5、6、7と3年間かけて、週4日に拡充していく予定となっております。今年度は23校が週4日派遣となっております。

(2)に、昨年度の実績を記載しております。年間貸出冊数、そして一人当たりの年間貸出冊数ということで記載しておりますが、令和3年度比で言うと増加傾向ということでございます。令和3年度がコロナによる緊急事態宣言ですとか、まん延防止等重点措置期間ですとかありましたので、そこから比べると通常モードに戻っている様子が見て取れるかと思えます。

53ページに主な支援内容も記載しておりますが、おおむね前年度より倍に近いような状況ということでございます。

項番2は中学校の図書館支援の状況ですが、こちらは会計年度任用職員ということで、区が直接雇用で各校1名配置する形で、学校司書を配置しております。おおむね週5日の年間205日の配置ということになっております。

昨年度の利用の状況も記載しておりますが、やはり中学校も令和3年度に比べれば、通常に戻りつつあるという状況でございます。

54ページに、課題と今後の取組の方向性を記載しておりますが、まず、全国学力調査の意識調査の中に「読書が好きか」という設問があるのですが、足立区はやはり低い傾向が出ていますので、まずは読書好きを増やすような取組。それと図書館関係の充実に取り組んでいくとともに、学習の基盤となる資質・能力の育成に向けて、授業での利活用を通して探究的な学習を進めていくという方向を記載させていただいております。以上です。

○教育長 次に(2)から(4)について、秋元学校ICT推進担当課長、お願いいたします。

学校ICT推進担当課長。

○学校ICT推進担当課長 それではお手元の資料55ページを御覧ください。「Googleパートナー自治体プログラムについて」です。昨年度ですが、Googleから、小中学校のICTの活用状況がいため、「パートナー自治体として参画しませんか」というお声がけを頂きまして、パートナー自治体として参画しているものであります。

このプログラムの中で、児童・生徒向けに、項番1以下(1)から(3)まで3つのプログラムに参加させていただきますので、ご報告をさせていただきます。

まず(1)「ジュニアICTリーダー育成プログラム」ですが、小学校4年生を対象に、プレゼン資料の作成でありますとか効果的なプレゼン方法の講義をGoogleの方にさせていただくものになります。

(2)「Google社会科見学」につきましては、小学5年生を対象にして、ネットワークの仕組みについての講義をしています。

(3)「Mind The Gap」につきましては、中学生を対象に、将来の可能性とか情報科学の必要性についての講義となります。いずれもGoogle本社、またはオンラインによる開催を予定しております。

続きまして、56ページをお開きください。「令和4年度足立区立小・中学校ICT機器活用に関する年度末効果検証の結果報告について」です。これは、各小中学校の先生にアンケート形式で取らせていただいたものの報告になります。

56ページ、小学校の指標の一覧が出ております。57ページを開いていただきまして、主な課題、今後の対策等書いてあります。課題としましては、教員用のタブレットの仕様頻度が【週5時間に達していない】教員が小学校でまだ2割いること、児童用タブレットの活用では、協働的な学習の中でプレゼン機能を活用させる場面にまだ課題が一部残るといふところが見て取れます。

小学校については、だいぶ活用が進んでおりまして、各校で自走できる体制が整いつつあります。したがって、各方のOJTにより、活用の促進を図っていくというところと、まだ活用がなかなかできない苦手な先生方に対しては、Googleの初級者向けの研修を用意しましたので、そちらのほうを受けていただいて、底上げを図っていきたくと思っています。

先ほどお話ししましたパートナー自治体の取組「ジュニアICTリーダー育成プログラム」により、子どもたちのスキルもあわせて上げていきたいなというところになっております。

項番3につきましては、中学校の検証結果になっています。中学校につきましては、小学校に比べてまだ活用が盛んでないというところが見て取れますので、先ほど申しました初級者向けの研修を使って、底上げを図っていきたくと考えております。また、令和6年度に学力調査のCBT化が予定されておりますので、それに向けて、子どもたちの情報活用能力の育成という観点から、授業の中でタブレットを活用していただくように教育委員会のほうから働きかけて、中学校の活用を進めていきたくと考えております。

項番4に、今年度の研修体制というところで参考に入っていますが、先ほど申しましたように、初級者向け、中級者向け、上級者向けのICTの育成プログ

ラムをつくりました。

また、あるいはGoogleの認定教育者レベル1という研修があるのですが、そちらの研修を、昨年、先生方798名に受けていただいて、レベル1の資格を523名の先生が取得しましたが、これはGoogleの方にも、全国的に誇れる数字でありますよと、かなり評価していただいていますので、こういった先生の頑張りなども後押ししながら、進めていきたいと思っています。

続きまして59ページです。「令和4年度情報モラルに関する調査結果報告について」です。昨年度初めて、子どもたちに対して、情報モラルに関する調査をさせていただきまして、その結果報告になります。59ページの項番2に項目を示しております。

60ページを開いていただきますと、それぞれの項目の達成状況が入っておりますが、情報モラルが身につけている児童生徒の考え方として、項番3の(1)にありますように、例えば小学1、2年生については、1から3、9、12など教育委員会として、これだけは身につけてほしいなということを、達成項目として挙げさせていただいています。

この項目を全て達成できた、または大体できたと回答した子どもの割合を達成状況として捉えているのですが、それで言いますと、小学校が63.3%、中学校が51.3%となっています。

おおむね95%以上の子はできているのですが、95%に満たなかったものとしては、使用目的に関する項目でありますとか、あるいは健康面に関する項目でした。今後の対応として、61ページのとおり、見てもいいサイト、見てはいけないサイトを自分で判断できる力を身につけさせるとか、小学1年生に対して、初めてクロームブックを触るときに、使い方だとかモラルなどについても合わせて取り組んでいきたいなというところの取組をしていきたいと思っています。私からは以上です。

○教育長 次に、(5)から(6)について、田巻教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 学力定着推進課長を兼務しておりますので、そちらの所管事業を2本報告させていただきます。62ページをお開きください。

実用英語技能検定の受験支援事業の申込み状況について、報告させていただきます。

目的としましては、英検取得という学習へのモチベーション、これを高めるきっかけづくりということと、都のスピーキングテストもありますので、そのあたりの生徒の機運上昇を図るため、今年度新たに導入した事業でございます。

順番が前後しますが、事業の概要としましては、項番1に記載のとおり、英検3級以上の受験費用を年に1回を上限に団体申込を対象に支援するものでございます。生徒によっては準2級でも2級でも、1級でも支援の対象となりますが、今回は1級まで申込みがありました。

結果としましては、第1期、4月の申込み段階では1,053人の申込みが合ったということで、全体の23%程度ということでした。高校受験での活用を考えると、第2期、9月、10月の受験の頃に多くの生徒が狙ってくるのではないかと考えております。今後も推移を見守ってまいります。

63ページになります。次は「中1夏季勉強合宿(通所型含む)の実施方法等」のご報告になります。

目的としましては、算数でのつまづきを夏休みのうちに早期解消していくことで、その後の数学の学習内容を積み上げていくことです。

コロナ禍の、3年間は、宿泊型で実施しようとしていたができなくなったり、その代替として、学校で通所型でやろうと準備していたのに、それすらできなかつたりということで、非常に苦しい3年間だったのですが、今年度は通常モードに戻していくということで、4年ぶりの宿泊型の合宿を今回、準備しております。

一方で、学校ではサマースクール等の形で通所型の補習というのが浸透してまいりましたので、あえて鋸南自然の家で宿泊しなくても、学校の中で一定程度成果の出せる補習ができるのではないかと

ことで提案がありました。なので、今年度はモデル的に15校で通所型をやってみてということになります。

記載の日程になりますが、今年度並行して、試行的にやってみたいと思っております。

64ページの4番に記載のとおり、合宿前から合宿後、3か月後、6か月後に、効果検証のテストを行いながら、様子を見ていこうと考えております。報告は以上になります。

○教育長 次に、(7)から(8)について、八尋教育指導課長、お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長 65ページを御覧ください。「学習支援員(エデュケーション・アシスタント)の採用について」です。

今年度、東京都からの連絡により、新規採用教員に非常に欠員が出ているということで、足立区でも小学校10校、それぞれ1名ずつ不足している状況です。その中で10校中4校については、時間講師等の配置が早めに決まり、欠員の補充ができていた状況なのですが、5校については、算数少人数指導を取りやめたり、専科の授業を取りやめたりとして、要はマイナス1の状況で学校運営をスタートしているところ です。

そこで東京都から、項番1に書いてありますように、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、それからスクール・サポート・スタッフのいずれかを配置する場合には経費を補填する旨の通知がありました。なので、記載の5校については学習支援員を配置しました。

というのは、他区においては、担任が不足している状況の中で副校長が担任をしたりとか、そういう状況が生じていますが、今のところ足立区においては、算数少人数を解消して、担任に充ててということができていますので、そのさらに補助をするという意味で、学習支援員を入れることとしました。

続きまして、66ページを御覧ください。「令和4年度いじめ認知・解消の状況について」です。項番1

の表のとおり、未解決件数は、減りましたが認知件数であったりとか、そういうところが増えています。

認知件数が増えているというのは、より活動的に子どもたちが動いている。それから、よりしっかり教員のほうで見て、トラブルを報告しているという状況が見られます。ただ、未解消件数というのが減りません。

これは記載のとおり、子どもたち同士の対人スキル。要はコロナ禍3年間で、なかなか子どもたち同士で遊んだりという経験が少ない中で、「ごめんなさい」というのが言えなかったりとか、ここはちょっと自分は引いて我慢しようとか、そういうスキルが低下していることが考えられます。

ただ、これだけではなくて、ここには書いておりませんが、教員も3年間、こういう子どもたちのトラブルというものに慣れていない状態です。特に、この3年間で採用された教員については、今回初めて、子どもたちが活発に動く姿を見ている状況で、やはり解決に時間がかかっていると考えられます。

いじめ等については組織的に対応するようになってるので、ベテラン教員がしっかり見ながら、解決に向けて一緒に対応していますが、やはりマンパワーが不足していることも時間がかかる要因として認識しています。件数、1件1件については、教育指導課のほうで押さえていますので、炎上しないように、ずっと観察は続けていますが、ちょっととこずっているなというのは幾らか見えていますので、しっかり見ていきたいと思えます。以上です。

○教育長 次に、(9)について、森田学校支援課長、お願いいたします。

学校支援課長。

○学校支援課長 68ページを御覧ください。件名は「あだち放課後子ども教室の令和4年度実施状況について」でございます。所管部課名は記載のとおりです。項番1に放課後子ども教室の内容、項番2に学童保育室との違いを記載していますので、後ほどお目通しください。

項番3ですが、令和4年度も感染症対策を取りな

がら、各校の実行委員会の判断で開催してまいりました。

70ページ、延べ参加児童数・開催日数を記載しておりますが、前年度よりは増加しているという状況でございます。

項番4、新・足立区放課後子ども総合プランの目標達成状況ですが、全学年実施校数は達成できませんでしたが、他の3項目は目標を達成いたしました。

問題点・今後の方針ですが、コロナ禍前の実施状況に戻していただくよう、実行委員会等と協議していくこと。また、見守りスタッフの不足により、学校間に差が生じていますので、今後方策を検討してまいります。以上でございます。

○教育長 次に(10)について、絵野沢学校運営部長、お願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長 引き続き資料の72ページをお開きください。内容は東湊江小学校の更新、いわゆる建替えの関係の報告でございます。PTA、地元町会を中心とした改築実行委員会を組織しまして、昨年4月から都合7回にわたり、東湊江小学校の改築について、議論を重ねてまいりました。その最終形として、今回、基本構想、基本計画書のほうを別添資料ということでつけさせていただいております。

項番2の概要でございますが、(1)基本方針。学び、安全、生活、環境、共創という5つの柱を基に、基本方針のほうを固めております。階数は5階建て、5階はプールになりますが、延べ床面積としては、ほぼ1万平方メートルに達するような状況でございます。かなり面積が、以前と比べて大きくなっております。理由としましては、項番3、4あたりで記載をしておりますが、防災対策に資するため、あるいは新しい生活様式ということで、教室の大きさを少し大きめに取ったりしたため、結果的には延べ床面積が大きくなっております。また、高断熱化、高効率化等で環境に配慮したり、木質化を行って、森林保全に貢献したりと、SDGsにも取り組んでおります。

74ページですが、建替えのスケジュール。今年度

の後半あたりからプールの解体が始まりまして、年度末には仮設校舎の建設、新校舎の開校は令和9年度の当初に予定しております。

ただ閉校後、その後仮設校舎の解体、校庭の整備というふうに進んでおりますので、全体的に計画が達成するのは9年度の後半くらいになるかなということを予定しております。私からは以上でございます。

○教育長 次に、(11)(12)について、松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 75ページをお開きください。「貧血・小児生活習慣病予防健診の小学校でのモデル実施」でございます。現在中学2年生の全員を対象に、採血が主となりますが、貧血・小児生活習慣病の予防検診を行っているところです。以下のとおり、小学5年生を対象に、モデル実施を行います。

足立区の現状ですが、肥満傾向のお子さんたちが増加しているということで、全国や東京都の平均を上回っているような状況です。実施の目的は、子どものうちから自分の体に関心を持っていただくよう、まず実態把握をしていただくこととなります。

今年度、対象学年は、小学5年生ですが、項番4「対象モデル校」5校をモデル校として、選定しております。こちらは小学4年生の健康診断の結果、肥満度20%のお子さんが一定数いた学校ということで、選んでおります。こちら、あとは50人規模と90人規模を比べることができるよう、5校を選んでいるようなところです。

健診方法なのですが、委託業者が学校を訪問して採血を行うというような形になります。今後ですが、今年度モデル実施をした上で、アンケートなどを踏まえた上で、来年度以降の実施を検討していきたいと考えております。

続きまして、77ページ「給付型奨学金の検討課題について」でございます。こちらは、経済的理由によりまして、大学ですとか専門学校の進学、または就学が困難だというお子さんたちの支援の制度となりますが、第1期が終わりました。こちら、やってみて、

項番2の1から9まで、課題がいろいろ見えてまいりました。

例えばですが、高校生と大学生では、やはり作文のレベルなどに差があるということで、枠を別々にしたほうがいいのではないかとということ、今、考えております。それから、定員についても、予算の範囲内で増やすことができないかというのを考えていきたいと考えております。

その他、給付の上限額について、理系分野の学部も、給付の上限額が今まで文系と同じという状況がありまして、少々足りないのではないかとということが分かってきましたので、薬学部など、必要に応じて給付できるように、上限額を見直してまいりたいと思っております。

また、入学金の支払時期につきましても、必要などきにといいことで、少し前倒しができないか考えているところです。あとは評定平均ですとか、収入基準など、いろいろと課題がございますので、今後も意見交換しながらブラッシュアップをしていけたらと考えております。

6月14日に、第2期の審査会で候補者を決定いたしますので、それで今年度の採用者は全員決まるというような流れになります。私からは以上です。

○教育長 次に、(13)について、柳瀬子ども施設運営課長、お願いします。

子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 それでは79ページをお開きください。『小学校第1学年に関するアンケート』実施結果についてこの度まとまりましたので、ご報告でございます。こちらは小学1年生の児童の現状を把握して、関係者間で共有することによりまして、就学前の幼保小、就学前の幼稚園、保育園、それから就学後の小学校との連携活動に生かしていくということを目的に実施をしているところでございます。

区立の小学1年生全員4,494人のお子さんたちについて、担任教諭の見取りにより、実施をしているものでございます。実施時期は、入学直後の4月に実施をしてまいりました。

項番5に「結果概要」を記載してございます。7つの項目を確認していただき、うち②から⑥の5つの項目、下線のついている項目につきまして、前年度より高い結果となったものでございます。

項番6の分析のところでございますが、コロナ禍の中でなかなか保育が実施困難なところがございましたが、4年度に関しましては、その中でも様々な感染症対策が普及するなど、保育環境の見直しができたといいところで、数値を伸ばすことができたと考えてございます。

続いて、80ページを御覧ください。一方で一番上の(3)にございまして、食器を持ったり、手を添えたりしながら食べるであったり、鉛筆を正しく持つというところは、残念ながらまだ70%台というところにとどまってしまうというところがございまして、今後の方針のところに記載がございまして、このアンケート結果であったり、その他、様々なお子さんの状況を生かしていただきながら、課題に対応した重点的な取組により、少しでも改善できるように進めてまいりたいと考えているものでございます。私からは以上です。

○教育長 次に、(14)から(16)について、蜂谷私立保育園課長、お願いします。

私立保育園課長。

○私立保育園課長 82ページを御覧ください。私からは、「令和5年4月1日時点の保育所等利用待機児童の状況について」報告をさせていただきます。足立区の待機児童数、毎年4月1日で集計しているものでございますが、今年度もゼロという形になりましたので、その報告でございます。

足立区の待機児童対策につきましては、令和2年度までに施設整備のほうを進めまして、令和3年度に待機児童がゼロになったところでございます。昨年度1名ございましたが、また今年もゼロということで、ほぼほぼ受け皿のほうは整っている状況でございます。

83ページの5番を御覧ください。「保育需要率の推移」でございますが、保育需要率のほうは年々高ま

っております。こういった中におきましても、次の84ページ、7番のとおり、施設の空きが今、生じている状況でございます。

こういった中で、空き状況は0歳を中心に年度内にはかなり埋まっており、待機児が出てしまうといった状況でございます。4、5歳のほうは空きが埋まらないといった状況がございまして、一方では不足して、一方では空いていると言ったところが課題となっておりますのでこれから、また取り組んでいきたいと考えているところでございます。

85ページ以降は、様々な集計のグラフや表が出ておりますので、御覧いただければと思います。

次の案件でございます。88ページを御覧ください。日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会の区への返還金の調停についての報告でございます。

区からは、朝陽会に対し、2つの返還金を求めているところでございます。88ページ、1番の①②のとおりでございます。①、日ノ出町保育園の運営費の返還が560万円余。こちら人件費部分の補助金についての返還を求めているものでございます。

②の新田なかよし保育園につきましては、指定管理者として委託していた委託料の返還を求めているところでございます。両方合わせまして960万円余の返還でございますが、このうち、①日ノ出町保育園の運営費の返還につきましては、この度、法人のほうから毎月10万円ずつ返還するといった意向が示され、この4月から返還が始まったところでございます。

89ページを御覧ください。②の新田三丁目なかよし保育園の委託料の返還金につきましては、法人のほうとしては不服があるといったところでございまして、こちらは区の主張と法人の主張が平行線のままでございますので、今後、民事調停等も含めて、整理をしていきたいと考えているところでございます。

90ページ以降につきましては、これまでの朝陽会の経過、推移を掲載してございますので、後ほど御覧ください。

続いて、92ページを御覧ください。3件目でございます。いづみ保育園の再開後の状況についてでございます。こちらの保育園、令和3年度に保育士の大量退職によって、休園状態にあった保育園でございますが、このたび、令和5年5月1日をもちまして、東京都のほうから再開の承認が得られたところでございます。

再開ということになりまして、直ちに区のほうでも入所児童の募集を行ったところでございますが、こちらは92ページの4番にもございますとおり、今日におきましても入園の申込みはないといった状況でございます。再開はしているものの、園児が今不在の状況が続いているといった状況でございます。私からは以上でございます。

○教育長 次に、(17)から(18)について、森田教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 95ページをお開きください。私からは、「令和4年度の不登校児童・生徒数及び支援について」ご報告いたします。まず項番1、令和4年度の不登校児童・生徒数ですが、小学校は371人、前年度比でプラス53人です。中学校は791人、前年度比でプラス113人です。合計は1,162人で前年度比でプラス166人となっております。不登校児童・生徒が100人を超える結果となり、出席扱いの児童・生徒は9人減少したため、出席扱いの割合も昨年度より減少し、43%となりました。

令和4年度は休校期間がなく、出席扱いとなるICTを活用した学習支援は、個別での支援が中心となったため、人数では前年度と同水準の実施となりました。

続きまして、96ページは、足立区と東京都の不登校出現率の推移を記載してあります。東京都の数字は、例年10月頃の発表となるため、令和4年度の出現率は足立区のみ記載となっております。

不登校出現率は、小学校では令和元年度から、中学校では令和3年度から、東京都の平均を下回るようにはなっております。

(2)は、学年別の不登校児童・生徒数と前年度比を記載しております。中学校1年生の増加者が、中学校増加者の半数を占めております。小学校からの不登校に関する情報に基づく対応やスクールカウンセラーによる中1を対象とした全員面接、別室登校の充実などで、不登校の早期対応に努めてまいります。

続きまして、97ページです。欠席日数別の不登校児童・生徒の学年別人数内訳は、記載のとおりです。

続きまして、(4)欠席日数別の不登校児童・生徒人数及び出席扱い人数は記載のとおりです。中学校における120日以上欠席の生徒の数が増加しておりますが、そのうち、47%の生徒は出席扱いとなっております。学習の機会を得ております。引き続き、学びの保障に向けた取組を行ってまいります。

続きまして98ページ、項番2。主な不登校の要因の上位5項目は記載のとおりです。前年度とほぼ同様の項目ではありますが、「無気力」など本人の要因が、小中とも少し増えております。主な不登校の要因の事例は、記載のとおりです。

続きまして項番3、不登校児童・生徒への支援の委託事業の実施状況になります。(1)は、NPOと連携した、居場所を兼ねた学習支援の実施状況です。

支援人数が79人となります。支援の結果は99ページのほうを御覧ください。99ページの「イ」の表のとおりとなっております。中学3年生では8割の生徒、お子さんが高校進学を果たしております。また、小学5年生から中学2年生では、7割のお子さんが居場所支援への定着が見られました。

続きまして、(2)「家庭学習支援事業の実施状況」です。こちらの事業は、長期欠席状況で外出が困難なお子さんを対象としており、ご家庭への講師の派遣を行っている事業です。支援人数は小学校26人で、その内、62%のお子さんに「ウ」の(イ)のような改善が見られました。

最後に、「今後の方針」です。ICTの活用や別室の充実を測ることで、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校となった場合にも、児童・生徒の個々のニーズに応じた多用な支援を提供してまいります。

小学校の支援では、登校サポーターによるお迎え支援やICTを活用して学校とのつながりを持たすとともに、家庭学習支援事業により、学びの保障をしております。

続きまして、100ページ。(2)中学生への支援では、登校サポーターの派遣回数増加などにより、中学校内の別室支援の充実を図るとともに、家庭学習支援事業の対象を令和5年度から中学生にも拡大しておりますので、そちらのほうを進めてまいります。

またNPOが実施しているオンライン支援事業のモデル実施であったり、チャレンジ学級やあすテップでの授業のオンライン配信の充実などにも取り組んでまいります。以上です。

続きまして、101ページ。令和4年度のスクールソーシャルワーカーの活動実績についてご報告いたします。まず項番1のスクールソーシャルワーカーの役割等は記載のとおりです。社会福祉の専門知識を生かして、児童・生徒の支援に当たっております。参考に、スクールカウンセラーや都のユースソーシャルワーカーについても、記載してございます。

項番2、令和4年度のSSWの主な活動内容は記載のとおりです。また、SSWの体制と主な役割ですが、常勤SSWは全体の調整、統括SSWは一般のSSWの指導・育成及び進捗管理を行っております。

なお、常勤、統括も担当校は受け持っております。こちらは、SSWの担当校数ということで、102ページに記載のとおりです。

また、令和4年度及び前年度の支援人数ですが、令和4年度は439人のお子さんを支援してまいりました。また、訪問回数は学校が一番多くて、2,518回となっております。相談内容としては、不登校等に関する相談が57%となっており、続いて家庭環境に関する相談が29%となっております。

活動による成果につきましては、チャレンジ学級等へつないだ、が142件。児童福祉関係につないだ、が93件となっております。事例についてはこちらに記載のとおりです。

続きまして、103ページの相談件数と改善又は解決した件数の推移は記載のとおりです。令和4年度は、改善率が令和3年度より若干下回っております。

項番4「令和5年度の活動内容」は記載のとおりです。SSWの業務について、学校での研修の実施や、中学校週1回、小学校月2回の定期訪問を実施して、学校や関係機関と連携し、支援してまいります。またSSWの支援レベルの向上のための研修も実施してまいります。

項番5「今後の方針」といたしましては、項番4の今年度の活動内容にもあるように、学校での研修の実施やSSWの支援レベルの向上を図り、関係機関と連携し、児童、生徒、保護者への支援を充実させてまいります。以上です。

○教育長 次に、(19)について、高橋こども家庭支援課長、お願いします。

こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 104ページを御覧いただければと思います。東京都の案件ではございますが、足立児童相談所の新築移転と、その隣にありました仮設一時保護所。建替えの時に仮設で建設しておりました一時保護所を、本来的には新築と同時に解体するのですが、それを使用継続させていただきたいという東京都からの依頼がございまして、そのような流れで進めておりますという報告でございます。

項番1「足立児童相談所の新築移転」でございまして。平成30年から改築が始まりまして、改築が終了し、4月24日から新しい建物で運用しているところでございます。

項番2でございまして。児童相談所なのですが、改築の時に児童相談所の中にある、相談部門は江北三丁目仮設で運用し、一時保護所部門は、すぐ近くのあみだ橋公園で運用していたところでございます。

そのあみだ橋公園で運用しておりました仮設一時保護所についてなのですが、要は100%を超えて子どもを入れているような状況があって、今回、東京都が、取り壊さないで、しばらく使わせていただけた

いかというような要望があったところでございます。

区といたしましては、当初解体して、更地にするというような予定でございましたので、そのあたりにつきまして、項番2の(2)でございますが、取り決めといたしまして、令和9年度末、令和10年3月31日までには必ず返していただきますということと、代替広場はこちらを引き続き使わせていただくこと。仮設建物についての耐火構造の修繕を行っていただきたいということを条件といたしまして、認める方向としたものでございます。

項番3については、耐火構造についての対応の概要でございます。この仮設一時保護所については、今まで定員32名だったのですが、若干縮小して、15名で運用したいというような話があったところがございます。

さらにこの件につきまして、近隣の方々へも説明会等々を行ったところがございますが、実は1名の方から「原状に回復すべきだろう」と。本来的には5年間で返すということだったところ等々のご意見を頂いたところがございます。区といたしましても、そういった意見を受け止めまして、現状をお伝えするとともに、引き続き、東京都の児童相談行政へのご協力をお願いしたいというような回答をしているところがございます。私からは以上でございます。

○教育長 次に、(20)について大久保中央図書館長、お願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 108ページをお開きください。「梅田八丁目複合施設設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について」でございます。所管部課名は記載のとおりでございます。

梅田八丁目複合施設につきましては、令和10年1月頃の開設に向けて、これから施設の設計に入っております。今回は、設計を委託する事業者を選定するプロポーザルの概要についてご報告するものでございます。

項番1「委託内容」ですが、今回は複合施設の建物だけではなく、隣接する公園や道路用地も含めて一

体的な整備を行うため、その全体について、設計業務を委託いたします。

項番2「契約期間」については記載のとおりでございます。

項番3「今後のスケジュール」でございますが、選定委員会を3回実施する予定でございます。7月中旬に行う第1回の選定委員会では、公募関係書類等の決定をいたしまして、8月下旬に行います第2回の選定委員会、こちらにつきましては、事業者の業務の実施体制ですとか、これまでの実績などに基づく書面審査を行いまして、提案書を提出する事業者を選定いたします。最後に、10月下旬の第3回でございますが、ここでは提案書提出事業者によるプレゼン審査を行いまして、最終的な契約候補事業者を特定するものでございます。

項番4、選定委員会の構成ですとか、項番5「今後の方針」については記載のとおりでございます。私からは以上でございます。

○教育長 ただいま、各所管から報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小関委員。

○小関委員 3点あります。まず、66ページの「令和4年度いじめ認知・解消の状況について」ということで、項番2「考察」の(2)いじめの解消状況のところにも書いてあるのですが、昨年度と比較して1,000件以上増えているということと、解消件数が約300件減少しているということと、これは大変大きなことと思うのですが、例えば学年によっての違いなどはどうでしょうか。前までの資料はもう少し細かい部分まで記載されていたと思うのですが。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 これとは別に、用意しています。

○教育長 小関委員。

○小関委員 学年の違いや、小学校と中学校での傾向が今の段階で分かっているならば教えていただければありがたいというのが1点目です。

2点目です。あだち放課後子ども教室の、令和4年

度実施状況についてなのですが、これもいつも、小学校1校だけやっていないくて、「見守りスタッフの不足により未実施」ということですが、ここは大きな学校ですので、保護者の協力次第では何かできるのではないかと考えています。これは4年度の結果ですが、5年度は校長先生も変わったので、どうなるのかと知っているのですが、何か分かる範囲で教えていただければ、お願いしたいと思っています。

それから最後、3点目ですが、72ページの東湊江小学校についてです。非常に立派な校舎になるということで、すごいと思うのですが、昨年度だったと思いますが、校舎などの建築費について、委員会を立ち上げ検討していくため1000万円の補正をあげたと思うのですが、そういう委員会の対象になっているのでしょうか。それとも全く違う別のところで動いているのでしょうか。もし分かるようでしたら、教えていただければありがたいと思います。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 いじめ認知・解消の状況についてです。これは学年による大きな差異はありません。なので、満遍なく増えている。満遍なく解消率が低いという状況があります。

というのも、やはり全学年において、例えば特別活動。具体的に言うと、給食当番のやり方だったり、お掃除のやり方というところで、友達とわちゃわちゃしながら「こうだよ、ああだよ」というのをやっていないので、そこでトラブルが起きているということがあります。

なので、そういうグループでの活動などを増やしながら、解消に向けて指導をしているところです。特段、学年によって差異はないというところです。

○教育長 生涯学習振興公社学習事業部長。

○生涯学習振興公社学習事業部長 先ほどの綾瀬小の件なのですが、昨年度も保護者の方に、スタッフの募集をしまして、4名ほど加わったのですが、もう少し欲しいというような要望があり、拡大に結びついておりません。

○教育長 施設営繕部長。

○施設営繕部長 東湊江小の建設単価の件でございますが、こちらにつきましては、前回1,000万円の補正予算を取りまして、専門家のほうに発注をしまして、主に綾瀬小、それから今回の東湊江小のほうも、ほぼ積算の単価が出ておりますので、専門家に「妥当性という点でどうなのだろうか」というところの、今、ジャッジをしているところでございます。

その結果が、9月には出るような予定でございますので、来年度東湊江小の建設費の予算化をする予定でございます。一回フィルターをかけて、専門家による検討結果は教育委員会でもご報告させていただこうと思っております。今、実際にその作業をやっていると見ていただければと思っております。以上でございます。

○教育長 ほかに、何かご質問はありますでしょうか。
早川委員。

○早川委員 私からも2つ、お願いします。

57ページのICTの検証結果ですが、ちょっと私が個人的にすごく残念に思っているのが、小学校、中学校でも、AIドリルがすごく低かった点です。AIドリルは私たちもやらせていただいたのですが、これは一番数学が上がるツールの一つと思ったのですが、意外と30%台と。小学校も中学校もちょっと低いように思い、残念に感じます。

先生方もお忙しい中大変だと思うのですが、今後は、サマースクールなど様々やらなくて済むまでには行かないと思いますが、よろしく願いいたします。

それから、78ページの給付型奨学金の検討課題についてです。7番に評定平均が、ハイレベルな高校と普通の高校とで、4.0を取る困難さがあるのではないかとということで、この点はどのように今後、検討されるのでしょうか。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 1点目の効果検証におけるAIドリルの指標なのですが、視点として2点あります。まず指標そのものについてですが、我々の狙いとしては、やらせっ放しで終わるのではなくて、やった結果を

ちゃんと教員がログを見て、間違っているか間違っていないか、誰がどこでつまづいているのかというのをちゃんと分析して、それを授業等でフィードバックするというを目的として、このような指標にしました。

なので、例えば週末の課題として出す。それを教員が週明けに見取って、翌週の授業の中で解説を入れるというようなことを意図しました。ですが、週1回と言われてしまうと、大体学校は年間40週くらいあるわけなのですが、では、毎週毎週同じように宿題を出して、振り返りをやったかという、AIドリルを活用した自学自習になじむものとなじまないものがあったり、課題としては出しにくい単元もあったりということで週1回と言われてしまうとイエスとはなかなか言いづらいというのが生の声で得られました。なので、指標そのものも、ちょっと見直しが必要ではないかということで考えております。

2点目の視点としては実態についてですが、多くの教員は手応えをつかんでやってもらっているのですが、中にはやはり、まだまだ着手していない教員もいるというのが分かりました。

なので、本人が使ってみて、それでどこが使い勝手がいいのか悪いのかという判断をさせて、格差の解消を図っていきたいと思っております。昨年度、10月、活用強化月間ということで取り組みましたが、今年度もそのような機運醸成のタイミングをつくって、いこうということで今、検討しております。

○教育長 学務課長。

○学務課長 評定平均の、高校のレベルなどによって同じ4.0でも重みが違うというところですが、今後、例えば「はばたき塾」ですとか「ミライゼミ」でやっているような一般のテストというものの導入などにより、スタートラインをそろえるような方法を、今後検討したいと考えております。

○教育長 早川委員。

○早川委員 どの学校でも、そこで一番を取るというのは、やはり大変なことで、すごくレベルが高い学校で普通の成績より、それよりも難易度は下がるけど

もその学校の中で一番の人のほうが一生懸命やっているというのは、よくある話だと思いますので、こうしたことを踏まえて検討をお願いしたいと思います。

○教育長 学務課長。

○学務課長 先ほどのテストと加えまして、そういった頑張っているお子さんたちにも何かチャンスを与えられないかというところもあわせて検討したいと考えております。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 すみません、何回も。私から2点あります。いじめのことについてなのですが、先ほど小関委員からも質問があったのですが、長期化することに対して、教員のスキル不足ということもあると思うのですが、それ以外に、何か考えられる理由があるのかということが1点。

それと、小学校の1年生に関するアンケートの結果なのですが、これは保育園のほうでも、例えば食事のときのお箸の持ち方だったりとか、鉛筆の持ち方だとかということが、どの程度、子どもに教えてあげているのか、その2点をお願いできますか。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 いじめの長期化は、多分トラブルがあって、何か月も経ってもまた同じトラブルが起きているという状況でありますので、沈静化させようとしているけれども、また再びそういうトラブルが起きてしまうということがあります。要は、必ず指導を入れていきますので、ずっとそれが継続していることはありません。ただ、同じメンバーであったり、特定の人物が繰り返し何かを起こしているという可能性は高いと思います。

そこについては、やはり特別支援的な視点も必要ですし、ちょっと違う視点でメスを入れていかないと、なかなか落ち着くところには行かないのかなと思いますので、そういうところも含めて、様々解決に向けて取り上げていきたいと思っております。

○教育長 子ども施設運営課長。

○子ども施設運営課長 小学校1年生アンケートで、お箸の持ち方であったり、鉛筆の正しい使い方につ

いて、どの程度教えているかというご質問でございますが、特に鉛筆とかでございますと、正しい持ち方というのはもちろんあるのですが、お子さんたちには様々な発達段階がございます。ご家庭でももちろん見ていただいている部分と、保育園で見させていただいている部分があります。

保育園だと、例えば、お絵描きの時間であったりですとかを通して、その発達段階に応じた教え方をさせていただいたりですとか、食事についても、特に小さいお子さんたちはしっかり目の前で見て、手を添えられていないかどうかというところは、しっかり見させていただいております。保育の時間は特に長い時間、日中見ているところがございますので、その場その場の状況に応じて、各保育士のほうから各お子さんの状況を見させていただきながら、発達段階に応じて支援をさせていただいている。そのような状況でございます。

○倉橋委員 ありがとうございます。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 よろしくお願ひします。質問と意見があります。例えば52、53ページの図書館についてですが、小学校と中学校で出している統計の種類が違います。合わせていただくと比較しやすいです。対応している方が異なるのが原因でしょうか。

58ページは私が昨年度関わっていたものです。先生方は、非常に頑張って、この認定プログラムを受けていますので褒めてあげてください。昨年度も話が出ましたが、認定バッジを名札につけるなど、努力をねぎらいたいです。ICT活用を「やれ、やれ」とせかすばかりでなく、「先生方、頑張っていますね」と声をかけるべきだと思います。一方で、先ほどの検証や指標の在り方をもう一回見直していただきたいと思ひます。

続いて、63ページの勉強会です。先ほどの話では、宿泊があり、通所のモデル校があり、その他にサマースクールがあるわけですか。

そうすると、その3つを比較しなくていいのだろうかと思ひます。つまりサマースクールを改善し効

果があれば、活動が整理できて楽になると思ひたという次第です。

さらに、続けます。66ページ、67ページにじめの話があります。「考察」は、それまでの対人関係がない中で、突然人と関わることになったということが原因だということと、若い先生がたくさんいるからだとしていましたが、なるほどと思ひました。そうするとその若い先生や、若くなくても多分経験のないような先生方にどのような研修やフォローすればよいかについて見通しがあるのかを、お教えいただくとありがたいと思ひています。

続きまして、96、97ページの不登校です。97ページの図から令和3年から4年にかけての変化を見ます。小学校6年生が百数名増えています。小学校6年生が中学校1年生になるところで百数名増えています。中学校1年生が中学校2年生になるところで百数名増えています。中学校2年生から3年生は増えておりません。受験が関係しているのでしょうか。小学校5年生から6年生は100名ではなく50名近く増えています。ほかは、そこまで増えていません。特に、小学校6年生から中学校1年生は、中1ギャップが何か考えられます。中学校1年生から2年生で、このように増えているのはなんでしょう。

これまでと違った要因があるのか、それともコロナ禍開けだからなのか、考察があればお教えいただくとありがたいです。

基本的にご回答いただきたいのは、学校のいじめに対してです。今後、学校での体制の在り方など検討していることはあるのか。あとは不登校です。このデータの変化について、どんな考察がなされるのか、これからする予定はあるのかについてお教えいただきたいのです。お願ひいたします。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 まず、教員のスキルに関してですが、研修はコロナ禍も続けてやっています、要は知識としては教員には入っている。

これから先、そういう体系的な研修をやったとしても、かなり時間がかかってしまう。なので、今現状

で手を入れているのは、本当にトラブルが長く続いていたりとか、保護者が入ってかなりややこしい案件については、指導主事も投入して、教員の横で、手本を見せながら、今対応しているところです。

それでも、マンパワーは限られていますので、電話相談を受けながら、校長や、当該の教員に直接指示を出しながら、解決方法を教えているところです。

それと、研修であったりとか、日々の校長会での通知であったりとを合わせながら総合的にやっていかないとなかなか厳しいなというのは感じています。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 ありがとうございます。多分研修と言っても、上から話をしても難しいと考えます。それよりも、その学校の中、もしくは学区での事例を共有するという研修とかがよいと、話を聞きながら思いました。

○教育長 教育指導課長。

○教育指導課長 当然、いじめに関する研修については、座学ではなくてロールプレイングだったりとか、事例を用いてやっています。

なので、本当に足立区で起きた事例を基に研修などをやっているのですが、では実際に我が身に降りかかってきたときにそのように動けるかということ、なかなかそうでもないのが、もうリアルタイムでやっていくというのが、今、一番効果的だと思っています。

○教育長 久保田委員。

○久保田委員 隣のクラスの事例とか、身近であるとよいのかと思いました。ありがとうございました。

○教育長 教育相談課長。

○教育相談課長 中学2年生の分析というのは、これからになるのですが、事例を見ていたところで、中学1年生と2年生両方に共通するのですが、コロナ禍も明けての様々な生活環境の変化などに対応し切れていなくて、生活リズムがなかなか戻らずにお休みが長期化しているというお子さんが多かったというのはございます。

ただ、中学2年生が昨年度だけそういうことがあ

ったかどうかというところまでは、まだ分析ができておりません。

○教育長 こども支援センターげんき所長。

○こども支援センターげんき所長 今、事例的には課長が申し上げたところなのだろうとっております。

今年度は昨年より中学生が百十何名増えているということなのですが、この97ページの上のところの表を見ていただきますと、これは30日を超えると不登校ということなのですが、120日以上、つまり長期化する生徒が非常に増えている。

中1、中2、中3と非常に多くとりわけ、中2が最も多い状況です。

毎年、分析し切れるわけではないのですが、この辺がちよっと突出していますのは、非常に気になるところでございますし、来年度以降もやはりこの辺の推移を見守っていききたいところです。

○久保田委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかには、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

「その他」でございますが、何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、以上を持ちまして、本年第6回足立区教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時43分閉会

令和 5 年 第 6 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和5年6月9日 金曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程		頁
日程第 1	第 3 2 号議案 「令和5年度足立区一般会計第4号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について	4
日程第 2	第 3 3 号議案 「梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	9
日程第 3	第 3 4 号議案 「郷土博物館大規模改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	13
日程第 4	第 3 5 号議案 「郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	17
日程第 5	第 3 6 号議案 「足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	21
日程第 6	第 3 7 号議案 「六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	25
日程第 7	第 3 8 号議案 「鹿浜西小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について	29
日程第 8	第 3 9 号議案 「熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）」に関する教育委員会の意見について	33
日程第 9	第 4 0 号議案 「熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）」に関する教育委員会の意見について	37
日程第 10	第 4 1 号議案 「熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）」に関する教育委員会の意見について	41
日程第 11	第 4 2 号議案 「熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）」に関する教育委員会の意見について	45
日程第 12	第 4 3 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について	50
日程第 13	第 4 4 号議案 足立区育英資金審議会委員の委嘱及び任命について	別冊
日程第 14	第 4 5 号議案 足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会委員の委嘱及び任命について	別冊
日程第 15	第 4 6 号議案 【追加】旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について	別冊
日程第 16	教育長報告	

2 報 告 事 項

(1) 令和4年度小・中学校図書館支援事業の実績報告について	《田巻 教育政策課長》	52
(2) Google パートナー自治体プログラムについて	《秋元 学校ICT推進担当課長》	55
(3) 令和4年度足立区立小・中学校 ICT 機器活用に関する年度末効果検証の結果報告について	《秋元 学校ICT推進担当課長》	56
(4) 令和4年度情報モラルに関する調査結果報告について	《秋元 学校ICT推進担当課長》	59
(5) 実用英語技能検定受験支援事業の申込状況について	《田巻 教育政策課長》	62
(6) 中1夏季勉強合宿（通所型含む）の実施方法等について	《田巻 教育政策課長》	63
(7) 学習支援員（エデュケーション・アシスタント）の採用について	《八尋 教育指導課長》	65
(8) 令和4年度いじめ認知・解消の状況について	《八尋 教育指導課長》	66
(9) あだち放課後子ども教室の令和4年度実施状況について	《森田 学校支援課長》	68
(10) 東湊江小学校施設更新事業に伴う基本構想・基本計画書について	《絵野沢 学校運営部長》	72
(11) 貧血・小児生活習慣病予防健診の小学校でのモデル実施について	《松本 学務課長》	75
(12) 給付型奨学金の検討課題について	《松本 学務課長》	77
(13) 「小学校第1学年に関するアンケート」実施結果について	《柳瀬 子ども施設運営課長》	79
(14) 令和5年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	82
(15) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）から区への返還金について	《蜂谷 私立保育園課長》	88
(16) いづみ保育園再開後の状況について	《蜂谷 私立保育園課長》	92
(17) 令和4年度の不登校児童・生徒数及び支援について	《森田 教育相談課長》	95
(18) 令和4年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について	《森田 教育相談課長》	101
(19) 足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について	《高橋 こども家庭支援課長》	104
(20) 梅田八丁目複合施設設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について	《大久保 中央図書館長》	108

3 情報連絡事項

(1) 令和5年度 大仙市教員派遣交流事業について	[学力定着推進課]	109
---------------------------	-----------	-----

(2) 令和6年度新入学児童・生徒受入可能人数の公表及び学校公開など学校選択制度に関する周知について	[学務課]	110
(3) 生命（いのち）の安全教育リーフレット「だいじなところどこかな？」の発行について	[子ども施設運営課]	121
(4) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	123
(5) 第24回足立凧まつりの実施について	[青少年課]	125
(6) 足立区立小・中学校PTA連合会事務局の移転について	[青少年課]	126
(7) 足立区少年団体連合協議会（少連協）会長の変更について	[青少年課]	127
(8) 令和5年度芸術鑑賞体験事業の実施について	[地域文化課]	128
(9) 令和5年度学校訪問型パラスポーツ体験教室の実施について	[スポーツ振興課]	129
(10) 事業実施報告・実施予定	[生涯学習振興公社]	139

第 3 2 号議案

「令和 5 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「令和 5 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教
育委員会の意見について

「令和 5 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」について、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないもの
とする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 2 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「令和 5 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 予算名 令和 5 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）</p> <p>2 主な内容 P 6～7 のとおり</p>

令和5年度教育関係第4号補正予算（案）について

(1) 一般会計（歳入）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
13	分担金及び負担金	958,556	0	958,556
	1 負担金	958,556	0	958,556
14	使用料及び手数料	349,236	0	349,236
	1 使用料	349,236	0	349,236
15	国庫支出金	9,471,904	5,412	9,477,316
	1 国庫負担金	8,459,668	0	8,459,668
	2 国庫補助金	1,011,054	2,156	1,013,210
	3 国庫委託金	1,182	3,256	4,438
16	都支出金	7,651,914	11,826	7,663,740
	1 都負担金	3,716,552	0	3,716,552
	2 都補助金	3,929,421	11,826	3,941,247
	3 都委託金	5,941	0	5,941
17	財産収入	56,802	0	56,802
	1 財産運用収入	56,502	0	56,502
	2 財産売払収入	300	0	300
18	寄付金	7,894	0	7,894
	1 寄付金	7,894	0	7,894
19	繰入金	5,911,701	0	5,911,701
	1 基金繰入金	5,911,701	0	5,911,701
21	諸収入	188,392	16,892	205,284
	3 貸付金元利収入	63,420	0	63,420
	5 雑入	124,972	16,892	141,864
22	特別区債	1,531,000	0	1,531,000
	2 教育債	1,531,000	0	1,531,000
歳 入 合 計		26,127,399	34,130	26,161,529

令和5年度教育関係第4号補正予算（案）について

一般会計（歳出）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	4,154,701	0	4,154,701
	1 総務管理費	4,154,701	0	4,154,701
3	民生費	31,082,139	0	31,082,139
	2 児童福祉費	31,082,139	0	31,082,139
7	教育費	40,802,841	28,550	40,831,391
	1 教育総務費	9,087,383	975	9,088,358
	2 小学校費	12,172,886	12,705	12,185,591
	3 中学校費	11,282,384	13,629	11,296,013
	4 校外施設費	287,637	0	287,637
	5 幼稚園費	4,509,098	0	4,509,098
	6 社会教育費	3,070,992	1,241	3,072,233
	7 社会体育費	392,461	0	392,461
歳 出 合 計		76,039,681	28,550	76,068,231

5足政財発第160号
令和5年5月26日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和5年度足立区一般会計第4号補正予算(案)

第 3 3 号議案

「梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約」に関する教育委員
会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約」に関する教育委員
会の意見について

「梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないもの
とする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 3 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 太和工業株式会社 代表取締役 大山 誠司 東京都足立区鹿浜六丁目 3 6 番 1 7 号</p> <p>3 契約金額 2 1 9, 7 8 0, 0 0 0 円 (落札率 9 8. 1 1 %)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 1 0 3 1 2 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 5 年 1 2 月 8 日まで</p> <p>7 工事場所 足立区梅田七丁目 3 5 番 1 号</p> <p>8 工事内容 (1) 敷地面積：7, 0 7 4 m² (内、運動場面積：3, 2 9 2 m²) (2) 工事概要 ア 人工芝及びゴムチップ舗装改修工事 イ 遊具改修工事 ウ その他機械設備改修・撤去工事</p> <p>9 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 5 年 6 月 5 日 (2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 9 日 (3) 入札参加事業者数 7 者 (予定価格超過 5 者、辞退 1 者) (4) 予定価格 2 2 4, 0 0 4, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約

梅島小学校人工芝改修その他工事实施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 梅島小学校人工芝改修その他工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 219,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区鹿浜六丁目36番17号
太和工業株式会社
代表取締役 大山 誠司 |
| 5 工期 | 契約締結の翌日から令和5年12月8日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

5 足総契発第359号
令和5年6月1日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 4 号議案

「郷土博物館大規模改修その他工事請負契約」に関する教育委員
会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「郷土博物館大規模改修その他工事請負契約」に関する教育委員
会の意見について

「郷土博物館大規模改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものと
する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 4 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「郷土博物館大規模改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 三浦・堀真建設共同企業体 代表者 株式会社三浦工務店 代表取締役 三浦 啓行 東京都足立区東和三丁目 1 4 番 2 5 号</p> <p>3 契約金額 5 9 2, 3 5 0, 0 0 0 円 (落札率 9 4. 0 1 %)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 1 0 3 1 0 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで</p> <p>7 工事場所 足立区大谷田五丁目 2 0 番 1 号</p> <p>8 工事内容</p> <p>(1) 建物概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 本体棟 (RC 造 地上 3 階、地下 1 階建)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 駐輪場 (S 造 平屋)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 倉庫 (S 造 平屋)</p> <p>(2) 延床面積 2, 5 6 1 m²</p> <p>(3) 工事概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 内装改修工事</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 外装改修工事</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他改修工事</p> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 3 1 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 4 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 4 建設共同企業体 (予定価格超過 2 建設共同企業体、辞退 1 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 6 3 0, 1 0 2, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

郷土博物館大規模改修その他工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

郷土博物館大規模改修その他工事請負契約

郷土博物館大規模改修その他工事实施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 郷土博物館大規模改修その他工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 592,350,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区東和三丁目14番25号
三浦・堀真建設共同企業体
代表者 株式会社三浦工務店
代表取締役 三浦 啓行 |
| 5 工期 | 契約締結の翌日から令和6年9月30日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 5 号議案

「郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約」に関する教育委員会
の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約」に関する教育委員会
の意見について

「郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 5 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件名	「郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 オールワン・斗麻設備建設共同企業体 代表者 東京ガスオールワンエナジー株式会社 代表取締役 宮田 秀幸 東京都足立区竹の塚五丁目 2 番 6 号</p> <p>3 契約金額 3 9 9, 8 5 5, 5 0 0 円 (落札率 8 7. 6 9 %)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 1 0 3 0 9 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで</p> <p>7 工事場所 足立区大谷田五丁目 2 0 番 1 号</p> <p>8 工事内容</p> <p>(1) 建物概要</p> <p>ア 本体棟 (RC 造 地上 3 階、地下 1 階建)</p> <p>イ 駐輪場 (S 造 平屋)</p> <p>ウ 倉庫 (S 造 平屋)</p> <p>(2) 延床面積 : 2, 5 6 1 m²</p> <p>(3) 工事概要</p> <p>ア 空気調和設備改修工事</p> <p>イ 給排水衛生設備改修工事</p> <p>ウ その他改修工事</p> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 6 月 2 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 5 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 5 建設共同企業体 (低入札調査基準価格 3 建設共同企業体、予定価格超過 1 建設共同企業体、無効 1 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 4 5 6, 0 0 5, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約

郷土博物館大規模改修機械設備工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 郷土博物館大規模改修機械設備工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 399,855,500円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区竹の塚五丁目2番6号
オールワン・斗麻設備建設共同企業体
代表者 東京ガスオールワンエナジー株式会社
社
代表取締役 宮田 秀幸 |
| 5 工期 | 契約締結の翌日から令和6年9月30日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 6 号議案

「足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 6 号 議 案 説 明 資 料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 白谷建設株式会社 代表取締役 白谷 武一 東京都足立区中央本町二丁目 4 番 1 3 号</p> <p>3 契約金額 247,500,000 円 (落札率 98.97%)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 010322 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 2 月 16 日まで</p> <p>7 工 事 場 所 足立区入谷三丁目 8 番 1 号</p> <p>8 工 事 内 容 (1) 建物概要 ア 校舎棟 (RC 造 地上 3 階建) (2) 延床面積: 5,370 m² (3) 工事概要 ア 屋上防水改修工事 (アスベスト除去含む。) イ 外壁改修工事 ウ その他改修工事</p> <p>9 そ の 他 (1) 仮契約年月日 令和 5 年 6 月 1 日 (2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 25 日 (3) 入札参加事業者数 11 者 (予定価格超過 2 者、辞退 7 者、無効 1 者) (4) 予定価格 250,074,000 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約
足立入谷小学校屋上防水改修その他工事実施のため、下記の請負契約
を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 247,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都足立区中央本町二丁目4番13号
白谷建設株式会社
代表取締役 白谷 武一 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年2月16日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 7 号議案

「六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約」
に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約」
に関する教育委員会の意見について

「六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約」の
契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これ
に異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 7 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 株式会社浅野工業 代表取締役 浅野 茂雄 東京都足立区千住曙町 1 7 番 1 号</p> <p>3 契約金額 2 4 8, 6 0 0, 0 0 0 円 (落札率 8 9. 9 8 %)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 1 0 3 1 1 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 2 月 2 8 日まで</p> <p>7 工 事 場 所 足立区六月一丁目 3 0 番 1 号</p> <p>8 工 事 内 容</p> <p>(1) 建物概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 校舎棟 (R C 造 地上 4 階建)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 体育館棟 (R C 造 地上 2 階建)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他付属棟 (R C 造 地上 2 階建及び平屋)</p> <p>(2) 延床面積：8, 4 3 3 m²</p> <p>(3) 工事概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 外壁及び屋上防水改修工事 (アスベスト除去含む。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 内装改修工事</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 上記に付随する機械設備工事・電気設備工事等</p> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 3 0 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 2 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 7 者 (低入札調査基準価格 1 者、無効 1 者、不参 1 者)</p> <p>(4) 予定価格 2 7 6, 2 9 8, 0 0 0 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約
六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事実施のため、下
記の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他
工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 248,600,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都足立区千住曙町17番1号
株式会社浅野工業
代表取締役 浅野 茂雄 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年2月28日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 8 号議案

「鹿浜西小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「鹿浜西小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「鹿浜西小学校解体工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 8 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「鹿浜西小学校解体工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 鹿浜西小学校解体工事請負契約</p> <p>2 契約の相手方 ショキタ・橘興業建設共同企業体 代表者 株式会社ショキタ 代表取締役 諸喜田 恵勝 東京都足立区鹿浜六丁目 3 5 番 2 号</p> <p>3 契約金額 3 6 1, 2 8 9, 5 0 0 円 (落札率 8 1. 5 %)</p> <p>4 契約方法 条件付一般競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 1 0 3 1 6 号</p> <p>6 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで</p> <p>7 工事場所 足立区鹿浜二丁目 2 4 番 1 号</p> <p>8 工事内容</p> <p>(1) 建物概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 校舎棟 (RC 造 地上 3 階建)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 体育館棟 (S 造 地上 2 階建)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他付属棟 (CB 造等 平屋)</p> <p>(2) 延床面積 : 4, 0 1 4 m²</p> <p>(3) 工事概要</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 敷地内建築物の解体工事 (アスベスト除去含む。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 外構工作物の一部撤去工事</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 解体後敷地整備工事</p> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 6 月 8 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 3 1 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 4 建設共同企業体 (低入札調査基準価格 4 建設共同企業体)</p> <p>(4) 予定価格 4 4 3, 3 0 0, 0 0 0 円 (事前公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

第●号議案

鹿浜西小学校解体工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

鹿浜西小学校解体工事請負契約

鹿浜西小学校解体工事実施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 鹿浜西小学校解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 361,289,500円 |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都足立区鹿浜六丁目35番2号
ショキタ・橘興業建設共同企業体
代表者 株式会社ショキタ
代表取締役 諸喜田 恵勝 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年5月31日まで |

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和39年足立区条例第1号)第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるため、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 3 9 号議案

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）」に関する教育委員会の
意見について

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 9 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件名	「熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）」に関する教育委員会の意見について																																				
所管部課名	教育指導部教育政策課																																				
内容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）</p> <p>2 契約の相手方 イズミ商事株式会社 代表取締役 飯泉 長典 足立区綾瀬六丁目 2 9 番 1 2 - 1 0 4 号</p> <p>3 契約金額 3 8, 2 3 6, 0 0 0 円（落札率 9 8. 4 1 %）</p> <p>4 契約方法 指名競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 2 1 7 1 9 号</p> <p>6 納期 令和 5 年 1 1 月 3 0 日</p> <p>7 納入場所 第四中学校外 3 校</p> <p>8 契約内容 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCSK-20-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(2) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-20-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(3) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-30-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(4) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-40-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(5) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK2-40-eT</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>(6) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-50-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(7) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-50-eHT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(8) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-60-eHT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(9) 熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>ECWK2-70-eHT</td> <td>2 台</td> </tr> </table> <p>9 その他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 3 0 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 3 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 1 0 者（予定価格超過 8 者）</p> <p>(4) 予定価格 3 8, 8 5 2, 0 0 0 円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCSK-20-eT	1 台	(2) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eT	1 台	(3) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-30-eT	1 台	(4) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台	(5) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-40-eT	2 台	(6) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eT	1 台	(7) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eHT	1 台	(8) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-60-eHT	1 台	(9) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	ECWK2-70-eHT	2 台
(1) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCSK-20-eT	1 台																																		
(2) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eT	1 台																																		
(3) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-30-eT	1 台																																		
(4) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台																																		
(5) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-40-eT	2 台																																		
(6) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eT	1 台																																		
(7) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eHT	1 台																																		
(8) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-60-eHT	1 台																																		
(9) 熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	ECWK2-70-eHT	2 台																																		

第●号議案

熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の内容 | 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 38,236,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区綾瀬六丁目29番12-104号
イズミ商事株式会社
代表取締役 飯泉 長典 |
| 5 納期限 | 令和5年11月30日 |

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第40号議案

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）」に関する教育委員会の
意見について

「熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 4 0 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	「熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）」に関する教育委員会の意見について																																																		
所管部課名	教育指導部教育政策課																																																		
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件 名 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）</p> <p>2 契約の相手方 イズミ商事株式会社 代表取締役 飯泉 長典 足立区綾瀬六丁目 2 9 番 1 2 - 1 0 4 号</p> <p>3 契約金額 3 4, 5 7 3, 0 0 0 円（落札率 9 8. 1 6 %）</p> <p>4 契約方法 指名競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 0 2 1 7 2 0 号</p> <p>6 納 期 令和 5 年 1 1 月 3 0 日</p> <p>7 納 入 場 所 第七中学校外 4 校</p> <p>8 契約内容 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td> <td style="width: 30%;">熱風消毒保管庫</td> <td style="width: 20%;">(株)中西製作所</td> <td style="width: 20%;">MCWK-20-eT</td> <td style="width: 10%;">2 台</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-20-eHT</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-30-eHT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-40-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-40-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK2-40-eHT</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-50-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-60-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK2-60-eT</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>(株)中西製作所</td> <td>MCWK-70-eT</td> <td>1 台</td> </tr> </table> <p>9 そ の 他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 3 0 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 2 3 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 1 0 者（予定価格超過 6 者）</p> <p>(4) 予定価格 3 5, 2 2 2, 0 0 0 円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eT	2 台	(2)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eHT	2 台	(3)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-30-eHT	1 台	(4)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台	(5)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台	(6)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-40-eHT	2 台	(7)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eT	1 台	(8)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-60-eT	1 台	(9)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-60-eT	1 台	(10)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-70-eT	1 台
(1)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eT	2 台																																															
(2)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-20-eHT	2 台																																															
(3)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-30-eHT	1 台																																															
(4)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台																																															
(5)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-40-eT	1 台																																															
(6)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-40-eHT	2 台																																															
(7)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-50-eT	1 台																																															
(8)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-60-eT	1 台																																															
(9)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK2-60-eT	1 台																																															
(10)	熱風消毒保管庫	(株)中西製作所	MCWK-70-eT	1 台																																															

第●号議案

熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の内容 | 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 34,573,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区綾瀬六丁目29番12-104号
イズミ商事株式会社
代表取締役 飯泉 長典 |
| 5 納期限 | 令和5年11月30日 |

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 4 1 号議案

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）」に関する教育委員会の
意見について

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 4 1 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件名	「熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）」に関する教育委員会の意見について																												
所管部課名	教育指導部教育政策課																												
内容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）</p> <p>2 契約の相手方 株式会社オーキン 代表取締役 春山 武司 足立区保木間二丁目 2 番 19 号</p> <p>3 契約金額 43,172,800 円（落札率 99.05%）</p> <p>4 契約方法 指名競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 021722 号</p> <p>6 納期 令和 5 年 11 月 30 日</p> <p>7 納入場所 千寿本町小学校外 2 校</p> <p>8 契約内容 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-30A特</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(2) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-30AH特</td> <td>3 台</td> </tr> <tr> <td>(3) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-40AN</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(4) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-40A特</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(5) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-60AN特</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>(6) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>SE II-60AN特</td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td>(7) 熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製</td> <td>TEW-64W特（専用カート付）</td> <td>2 台</td> </tr> </table> <p>9 その他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 30 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 23 日</p> <p>(3) 入札参加事業者数 10 者（予定価格超過 7 者）</p> <p>(4) 予定価格 43,587,500 円（事後公表）</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>	(1) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-30A特	1 台	(2) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-30AH特	3 台	(3) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-40AN	1 台	(4) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-40A特	1 台	(5) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-60AN特	1 台	(6) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-60AN特	4 台	(7) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	TEW-64W特（専用カート付）	2 台
(1) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-30A特	1 台																										
(2) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-30AH特	3 台																										
(3) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-40AN	1 台																										
(4) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-40A特	1 台																										
(5) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-60AN特	1 台																										
(6) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	SE II-60AN特	4 台																										
(7) 熱風消毒保管庫	新日本厨機製	TEW-64W特（専用カート付）	2 台																										

第●号議案

熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
下記のとおり物品を買入れる。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の内容 | 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 43,172,800円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都足立区保木間二丁目2番19号
株式会社オーキン
代表取締役 春山 武司 |
| 5 納期限 | 令和5年11月30日 |

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

5 足総契発第359号
令和5年6月1日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 4 2 号議案

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）」に関する教育委員会の
意見について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）」に関する教育委員会の
意見について

「熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 4 2 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件名	「熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）」に関する教育委員会の意見について																																												
所管部課名	教育指導部教育政策課																																												
内容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。</p> <p>1 件名 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）</p> <p>2 契約の相手方 株式会社マック 代表取締役 加藤 和也 足立区東伊興三丁目 15 番 12 号</p> <p>3 契約金額 42,295,000 円（落札率 99.05%）</p> <p>4 契約方法 指名競争入札</p> <p>5 契約番号 5 足総契契第 021723 号</p> <p>6 納期 令和 5 年 11 月 30 日</p> <p>7 納入場所 西新井小学校外 5 校</p> <p>8 契約内容 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 45%;">熱風消毒保管庫</td> <td style="width: 30%;">新日本厨機製 SE II-20AN</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-20A特</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-30AN</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-30A</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-40A</td> <td style="text-align: right;">4 台</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-40A特</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-40AN特 (瀏江第一小学校仕様)</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(8)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-50A特</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(9)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 SE II-70AH特 (ブレーカー工事・ケーブル交換有)</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(10)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 PLW-20EHA</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> <tr> <td>(11)</td> <td>熱風消毒保管庫</td> <td>新日本厨機製 PLW-30EHA</td> <td style="text-align: right;">1 台</td> </tr> </table> <p>9 その他</p> <p>(1) 仮契約年月日 令和 5 年 5 月 30 日</p> <p>(2) 入札日・開札日 令和 5 年 5 月 23 日</p>	(1)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-20AN	1 台	(2)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-20A特	1 台	(3)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-30AN	1 台	(4)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-30A	1 台	(5)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40A	4 台	(6)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40A特	1 台	(7)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40AN特 (瀏江第一小学校仕様)	1 台	(8)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-50A特	1 台	(9)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-70AH特 (ブレーカー工事・ケーブル交換有)	1 台	(10)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 PLW-20EHA	1 台	(11)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 PLW-30EHA	1 台
(1)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-20AN	1 台																																										
(2)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-20A特	1 台																																										
(3)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-30AN	1 台																																										
(4)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-30A	1 台																																										
(5)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40A	4 台																																										
(6)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40A特	1 台																																										
(7)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-40AN特 (瀏江第一小学校仕様)	1 台																																										
(8)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-50A特	1 台																																										
(9)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 SE II-70AH特 (ブレーカー工事・ケーブル交換有)	1 台																																										
(10)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 PLW-20EHA	1 台																																										
(11)	熱風消毒保管庫	新日本厨機製 PLW-30EHA	1 台																																										

- | | |
|--|--|
| | (3) 入札参加事業者数 10者 (予定価格超過8者)
(4) 予定価格 42,702,000円 (事後公表) |
|--|--|

※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

第●号議案

熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について
上記の議案を提出する。

令和5年6月●日

提出者 足立区長 近藤 弥生

熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について
下記のとおり物品を買入れる。

記

- 1 契約の内容 学校給食の安定運営のため、老朽化した熱風消毒保管庫の更新を実施する。
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 42,295,000円
- 4 契約の相手方 東京都足立区東伊興三丁目15番12号
株式会社マック
代表取締役 加藤 和也
- 5 納期限 令和5年11月30日

（提案理由）

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第3条の規定に基づき、この案を提出いたします。

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和5年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 梅島小学校人工芝改修その他工事請負契約について
- 2 郷土博物館大規模改修その他工事請負契約について
- 3 郷土博物館大規模改修機械設備工事請負契約について
- 4 足立入谷小学校屋上防水改修その他工事請負契約について
- 5 六月中学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事請負契約について
- 6 鹿浜西小学校解体工事請負契約について
- 7 熱風消毒保管庫の買替え（中学校東）について
- 8 熱風消毒保管庫の買替え（中学校西）について
- 9 熱風消毒保管庫の買替え（小学校南）について
- 10 熱風消毒保管庫の買替え（小学校北）について

以上

第 4 3 号議案

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問事項について

下記のとおり足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会へ諮問する。

記

諮問事項

次の教育・保育施設等に係る第 2 子の保育料の無償化について

(1) 教育・保育施設

認定こども園、認可保育所

(2) 地域型保育等

小規模保育、家庭的保育等

(提案理由)

東京都が進める保育所等利用多子世帯負担軽減事業を踏まえ、子どもを 2 人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第 2 子の保育料の無償化を検討するため、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会へ諮問する必要があるため、この案を提出いたします。

第 4 3 号議案説明資料

令和 5 年 6 月 9 日

件 名	足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会への諮問について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課
内 容	<p>1 諮問の理由</p> <p>東京都が進める保育所等利用多子世帯負担軽減事業を踏まえ、子どもを 2 人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第 2 子の保育料の無償化を検討するため、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会条例及び施行規則に基づき、適正な利用者負担の設定について諮問する。</p> <p>2 諮問内容</p> <p>次の教育・保育施設等に係る第 2 子の保育料の無償化について</p> <p>(1) 教育・保育施設 認定こども園、認可保育所</p> <p>(2) 地域型保育等 小規模保育、家庭的保育等</p> <p>3 開催期日</p> <p>審議会は 2 回開催を予定している。</p> <p>第 1 回 令和 5 年 7 月 2 0 日 (予定)</p> <p>第 2 回 令和 5 年 8 月 8 日 (予定)</p> <p>4 今後の方針</p> <p>足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申内容を尊重し、利用者負担を決定する。</p>

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	令和4年度小・中学校図書館支援事業の実績報告について																																									
所管部課名	教育指導部教育政策課																																									
内容	<p>1 小学校図書館支援事業について</p> <p>(1) 小学校図書館支援員派遣事業について</p> <p>ア 事業概要 各小学校に人材派遣により学校図書館支援員を配置し、児童の学習活動や読書活動を支援する。</p> <p>イ 学校図書館支援員の配置日数・勤務時間</p> <p>【配置日数】年間90日（概ね週2日）：44校 年間180日（概ね週4日）：23校</p> <p>※ 令和5年度から3年かけて段階的に全校の配置日数を90日から180日に拡充していく。</p> <p>《配置校拡充の予定》</p> <table border="1"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>90日配置：23校</td> <td>180日配置：44校</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>90日配置：45校</td> <td>180日配置：22校</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>180日配置：全67校</td> <td></td> </tr> </table> <p>【勤務時間】1日6時間勤務</p> <p>【配置人員】小学校全校に1名または2名を配置</p> <p>ウ 主な業務内容</p> <p>ア) 基本的業務（カウンター業務、利用者対応、書架整理等） イ) 環境整備業務（配架修正、館内掲示・展示、選書支援等） ウ) 読書支援・学習支援業務（児童・教員の読書・学習活動支援）</p> <p>(2) 令和4年度実績について（詳細は【別添資料1】参照）</p> <p>ア 年間貸出冊数 コロナ禍における学校図書館の利用制限が緩和される中で、工夫を凝らした支援を行うことで、前年度を上回った。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">ア) 年間総貸出冊数</td> <td colspan="4">イ) 1人あたり年間貸出冊数</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,200,828</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1,213,181</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>1,326,252</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1人あたりの年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>39.69</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>40.66</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>45.24</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	令和5年度	90日配置：23校	180日配置：44校	令和6年度	90日配置：45校	180日配置：22校	令和7年度	180日配置：全67校		ア) 年間総貸出冊数				イ) 1人あたり年間貸出冊数				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,200,828</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1,213,181</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>1,326,252</td> </tr> </tbody> </table>				年度	年間貸出冊数 (冊)	R2年度	1,200,828	R3年度	1,213,181	R4年度	1,326,252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1人あたりの年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>39.69</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>40.66</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>45.24</td> </tr> </tbody> </table>				年度	1人あたりの年間貸出冊数 (冊)	R2年度	39.69	R3年度	40.66	R4年度	45.24
令和5年度	90日配置：23校	180日配置：44校																																								
令和6年度	90日配置：45校	180日配置：22校																																								
令和7年度	180日配置：全67校																																									
ア) 年間総貸出冊数				イ) 1人あたり年間貸出冊数																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>1,200,828</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1,213,181</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>1,326,252</td> </tr> </tbody> </table>				年度	年間貸出冊数 (冊)	R2年度	1,200,828	R3年度	1,213,181	R4年度	1,326,252	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1人あたりの年間貸出冊数 (冊)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>39.69</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>40.66</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>45.24</td> </tr> </tbody> </table>				年度	1人あたりの年間貸出冊数 (冊)	R2年度	39.69	R3年度	40.66	R4年度	45.24																			
年度	年間貸出冊数 (冊)																																									
R2年度	1,200,828																																									
R3年度	1,213,181																																									
R4年度	1,326,252																																									
年度	1人あたりの年間貸出冊数 (冊)																																									
R2年度	39.69																																									
R3年度	40.66																																									
R4年度	45.24																																									

イ 学校図書館の利用回数（週2回の業務日内のデータ）

新型コロナウイルス感染症対策による制限が緩和されたことに伴い、読み語りやオリエンテーションなど、対面での支援回数が大幅に増加した。

【支援内容別回数】

- ・ 読み語り 3,641回（前年比 979回増 +36.8%）
- ・ 本の紹介 515回（前年比 233回増 +82.6%）
- ・ ブックトーク 73回（前年比 36回増 +97.3%）
- ・ オリエンテーション 433回（前年比 235回増 +118.7%）
- ・ 資料収集 757回（前年比 72回増 +10.5%）
- ・ レファレンス 429回（前年比 69回増 +19.2%）

2 中学校の図書館支援事業について

(1) 事業概要

各校に1名、司書資格を有する学校司書（会計年度任用職員）を配置し、生徒の学習支援及び学校図書館機能の充実を図る。

(2) 学校司書について

小学校図書館支援員と主な業務内容については同様だが、雇用形態や配置日数の面で違いがある。

ア 雇用形態

会計年度任用職員

イ 配置日数・勤務時間

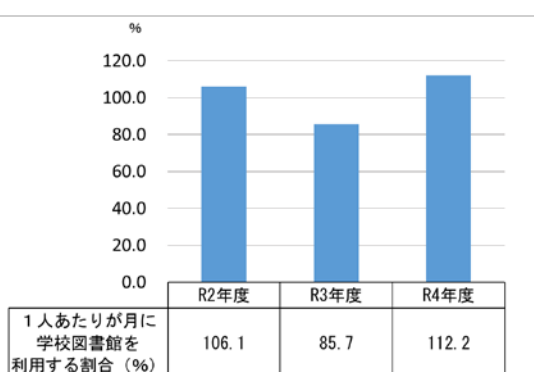
【配置日数】 年間205日（概ね週5日）

【勤務時間】 1日5時間勤務

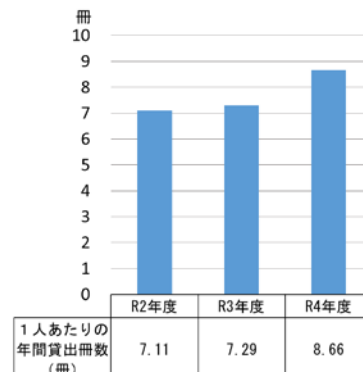
【配置人員】 各校1名（計35名）

ウ 令和4年度実績について

ア 生徒1人あたり利用割合（※）



イ 1人あたり年間貸出冊数



※ 1ヶ月の延べ利用者数÷生徒数で算出
 (例：100%の場合、1人の生徒が月に1回図書館を利用)

3 課題と今後の方向性

(1) 課題

ア まずは読書が好きな児童・生徒を増やしていく必要がある。

《参考》令和4年度「全国学力・学習状況調査」意識調査
「読書は好きですか。」の肯定的回答の割合

小学校：全国平均 73.1% 足立区 68.2%

中学校：全国平均 68.2% 足立区 60.0%

イ 学校図書館の利用状況について、学校間で見られる差を解消していく必要がある。

ウ 「学習の基盤となる資質・能力」の育成に向け、授業における学校図書館の有効活用を図っていく必要がある。

(2) 今後の取組みの方向性

ア 読書活動の推進とともに、学校司書・図書館支援員と教員との連携による環境整備を進め、児童・生徒にとって魅力ある学校図書館としていく。

イ 各中学校1名配置である学校司書の専門性を高めるため、司書研修のほか、地区別連絡会の実施による好事例の共有や学校図書館スーパーバイザーの巡回訪問による助言等の支援を行っていく。

ウ 学校図書館利活用推進校(小学校4校(※))による好事例の横展開を図るとともに、教員向け研修で司書教諭の役割や授業での具体的な活用方法について取り扱うなどして、学校図書館を活用した探究的な学習を推進する。

※ 西新井第二小学校、鹿浜五色桜小学校、舎人第一小学校、長門小学校

教育委員会報告資料

令和5年6月9日

件名	Google パートナー自治体プログラムについて
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進担当課
内容	<p>令和4年度に参画した「Google パートナー自治体プログラム (※)」の令和5年度の予定について報告する。</p> <p>なお、参加した児童・生徒に対し、各プログラムの目的の達成状況などについてのアンケートを実施し、成果を確認していく。</p> <p>※ ICT モデル校を始めとする区内小・中学校の ICT 活用実績が、Google for Education から高く評価され、令和4年度より参画。アプリケーション研修やキャリア教育支援、パートナー自治体間の情報共有イベントなどの支援を受けることができる。</p> <p>1 児童・生徒向けプログラムについて</p> <p>(1) ジュニア ICT リーダー育成プログラム</p> <p>ア 対象 小学4年生</p> <p>イ 目的 効果的な資料の作成や分かりやすい発表ができる児童を育成する。</p> <p>ウ 内容 プレゼン資料の作成、効果的なプレゼン方法の講義</p> <p>エ 実施方法 Google 本社またはオンライン開催</p> <p>オ 実施時期 令和5年10月～12月 (予定)</p> <p>(2) Google 社会科見学</p> <p>ア 対象 小学5年生</p> <p>イ 目的 自身の課題の発見や主体的に解決しようとする姿勢を身に付けることができる児童を育成する。</p> <p>ウ 内容 ネットワークの仕組みについての講義</p> <p>エ 実施方法 Google 本社またはオンライン開催</p> <p>オ 実施時期 令和6年1月 (予定)</p> <p>(3) Mind The Gap</p> <p>ア 対象 中学生</p> <p>イ 目的 社会情勢や自身のキャリア形成をイメージすることができる生徒を育成する。</p> <p>ウ 内容 将来の可能性、情報科学の必要性についての講義</p> <p>エ 実施方法 Google 本社またはオンライン開催</p> <p>オ 実施時期 令和5年10月～12月 (予定)</p>

教育委員会報告資料

令和5年6月9日

件名	令和4年度足立区立小・中学校 ICT 機器活用に関する年度末効果検証の結果報告について																																													
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進担当課																																													
内容	令和4年度に実施した ICT 機器に関する年度末効果検証の結果について報告する。																																													
	<p>1 効果検証方法について</p>																																													
	<p>(1) 対象:小・中学校でタブレット端末を付与されている教員 (有効回答者数:2,117名=小1,370名、中747名)</p>																																													
	<p>(2) 実施方法:Web 回答方式によるアンケート調査</p>																																													
	<p>(3) 実施時期:令和5年1月16日から2月10日まで</p>																																													
	<p>2 小学校の検証結果</p>																																													
	<p>(1) 指標一覧 ※令和3年度実績は比較できる数値のみ表示</p>																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>活動指標</th> <th>R3 実績</th> <th>R4 実績</th> <th>R6 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【算出基準変更】教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合</td> <td>—</td> <td>77.6 %</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>【算出基準変更】タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合</td> <td>—</td> <td>79.5 %</td> <td>80 %</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>【新規】算数の授業において、AIドリルでつまずきの多かった問題の解説を週1回以上行った教員の割合</td> <td>—</td> <td>38.6 %</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>【新規】情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合</td> <td>—</td> <td>48.1 %</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>【算出基準変更】児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合</td> <td>—</td> <td>91.2 %</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合</td> <td>56.2 %</td> <td>72.8 %</td> <td>60 %</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合</td> <td>34.3 %</td> <td>48.2 %</td> <td>70 %</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>【新規】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合</td> <td>—</td> <td>73.4 %</td> <td>100 %</td> </tr> </tbody> </table>		活動指標	R3 実績	R4 実績	R6 目標	1	【算出基準変更】教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合	—	77.6 %	100 %	2	【算出基準変更】タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合	—	79.5 %	80 %	3	【新規】算数の授業において、AIドリルでつまずきの多かった問題の解説を週1回以上行った教員の割合	—	38.6 %	100 %	4	【新規】情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	—	48.1 %	100 %	5	【算出基準変更】児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合	—	91.2 %	100 %	6	授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合	56.2 %	72.8 %	60 %	7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合	34.3 %	48.2 %	70 %	8	【新規】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	73.4 %	100 %
		活動指標	R3 実績	R4 実績	R6 目標																																									
	1	【算出基準変更】教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施したクラス担任の割合	—	77.6 %	100 %																																									
2	【算出基準変更】タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した5・6年生担任の割合	—	79.5 %	80 %																																										
3	【新規】算数の授業において、AIドリルでつまずきの多かった問題の解説を週1回以上行った教員の割合	—	38.6 %	100 %																																										
4	【新規】情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	—	48.1 %	100 %																																										
5	【算出基準変更】児童用タブレット端末を週1回以上使用して授業を実施したクラス担任の割合	—	91.2 %	100 %																																										
6	授業(調べ学習)の中で児童に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の3年生以上の担任の割合	56.2 %	72.8 %	60 %																																										
7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、児童に発表やその準備をさせることができた3年生以上の担任の割合	34.3 %	48.2 %	70 %																																										
8	【新規】児童にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	73.4 %	100 %																																										

(2) 主な課題

- ア 教員用、児童用タブレットともに全体的に活用が進んできているものの、教員用タブレットの使用頻度が【週5時間に達していない教員】が2割程度いる。
- イ 児童用タブレットの活用では、協働的な学習の中でプレゼン機能を活用させる場面に課題が残る。教員のスキルと同様に児童にも一定のスキルが求められるため、低学年になるほど活用状況も低くなっている。

(3) 今後の対応方針

- ア 小学校については、タブレットの活用が進み、各校で自走できる体制が整いつつあるため、認定教育者資格を取得している教員を校内のICTリーダーとして位置づけ、OJTを実施する。
- イ 教員のスキルに応じて、初級者向け研修「Google Workspace オンラインプログラム」も取り入れ、週5時間以上の活用には達していない教員の底上げを図る。
- ウ 児童のICTスキル向上を図るため、パートナー自治体として実施する「ジュニアICTリーダー育成プログラム」により、プレゼン資料の作り方やプレゼンの仕方などのスキルを身に付けさせていく。

3 中学校の検証結果

(1) 指標一覧 ※令和3年度実績は比較できる数値のみ表示

	活動指標	R3 実績	R4 実績	R6 目標
1	【算出基準変更】教員用タブレット端末等を使用して週5時間以上授業を実施した5教科担当の割合	—	66.7 %	100 %
2	【算出基準変更】タブレット端末を使用してプログラミング教育の授業を年間2時間以上実施した技術担当の割合	—	82.6 %	80 %
3	【新規】数学の授業において、AIドリルでつまずきの多かった問題の解説を週1回以上行った教員の割合	—	31.4 %	100 %
4	【新規】情報モラルについての授業やその取り組みを前後期各1回以上実施したクラス担任の割合	—	34.2 %	100 %
5	【算出基準変更】生徒用タブレット端末を週3時間以上使用して授業を実施した5教科担当の割合	—	27.6 %	100 %
6	授業(調べ学習)の中で生徒に端末を使ってインターネット検索を行わせた頻度が5割以上の5教科担当の担任の割合	16.8 %	25.9 %	30 %
7	協働的な学習の総時間数の5割以上タブレット端末を活用し、生徒に発表やその準備をさせることができた5教科担当の割合	27.7 %	24.5 %	60 %

8	【新規】生徒にタブレット端末を週1回以上家庭に持ち帰らせ、課題に取り組ませたクラス担任の割合	—	61.1 %	100 %
---	--	---	-----------	----------

(2) 主な課題

ア 教員用タブレットの使用頻度が【週5時間に達していない教員】が3割程度いる。

イ 教員用、生徒用タブレットともに小学校に比べて活用状況は低調である。高校受験に向けた知識詰め込み型の授業形態も活用が低調な要因の一つであると考えられる。

(3) 今後の対応方針

ア 教育委員会が主導して活用を促進する必要がある、週5時間以上の活用に達していない教員については、初級者向け研修「Google Workspace オンラインプログラム」を受講させる。

イ 令和6年度に学力調査のCBT化（コンピュータを使った試験方式）が予定されていることを踏まえ、「情報活用能力の育成」という視点から授業でタブレットを活用する必要性を教育委員会が明確に示し、校長会と連携して今後の活用を促していく。

ウ 学校が作成する「情報教育年間計画」により、情報活用能力の育成について明示させ、計画通りに実施できるよう、指導主事による進行管理や活用方法の指導、助言を行う。

4 令和5年度研修体制について（参考）

(1) ICT 育成プログラム（以下を学校で選択して受講）

ア 初級者向け

Google Workspace オンラインプログラム

イ 中・上級者向け

Google 認定教育者レベル1・2、認定トレーナー

※ 令和4年度 Google 認定教育者レベル1 受験結果

① 受験人数 798名

② 合格者 523名（小357名、中166名）

(2) 1年次研修、異動者向け基本操作研修

(3) Google サポート研修会（指導主事による基本操作等の研修）

(4) 先行実践授業公開・管理職向け研修

(5) ICT 支援員による各校での研修や技術支援

(6) モデル校向け Google 研修会

(7) その他の支援体制

ア 指導主事による学校訪問支援

イ 好事例の共有（足立区公式ホームページ「あだち学校 ICT 情報ひろば」での事例紹介等）

教育委員会報告資料

令和5年6月9日

件名	令和4年度情報モラルに関する調査結果報告について																																																																
所管部課名	教育指導部学校 ICT 推進担当課																																																																
内容	<p>令和4年度に初めて実施した情報モラルに関する調査の結果について報告する。</p> <p>1 調査方法について</p> <p>(1) 対象：すべての児童・生徒 (有効回答者数 34,390 名＝小 23,782 名、中 10,608 名)</p> <p>(2) 実施時期：令和5年2月1日から3月14日まで</p> <p>(3) 実施方法：Web 回答方式によるアンケート調査</p> <p>(4) 調査内容：情報モラルに関する20項目に「できている」「だいたいできている」「あまりできていない」「できていない」の4段階で回答</p> <p>2 「できている」「だいたいできている」と回答した児童・生徒の割合 ※白抜きは、割合が95%以下の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>学校や家庭のルールを守っている</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>学習に関係ないことにタブレットを使用しない</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>人を傷つけたり困らせたりする写真は撮らない</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>カメラで人を撮影するときは、相手の許可を取っている</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>お店で売られている商品（本など）は勝手に撮影しない</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>メールや掲示板に人を傷つけたり困らせたりすることは書かない</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>友だちの写真をインターネットに勝手に載せない</td> <td>98.5%</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>インターネットで公開されている情報は、勝手に使わない</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしない</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>知らない人からのメールを開かない</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>インターネットで知り合った人とは勝手に会わない</td> <td>98.7%</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>パスワードは、他人に教えない</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>タブレットは、他の人に貸してはいけない</td> <td>97.0%</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談する</td> <td>95.8%</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>タブレットに近づきすぎないで、正しい姿勢（視線と画面が垂直）で使う</td> <td>87.9%</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>暗いところでは使用しない</td> <td>92.9%</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>タブレットを30分使用したら休むようにしている</td> <td>72.8%</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>就寝時刻30分前はタブレットを使用しないようにしている</td> <td>84.9%</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>⑳</td> <td>水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている</td> <td>98.5%</td> </tr> </tbody> </table>			内容	割合	①	学校や家庭のルールを守っている	95.4%	②	学習に関係ないことにタブレットを使用しない	91.4%	③	人を傷つけたり困らせたりする写真は撮らない	98.4%	④	カメラで人を撮影するときは、相手の許可を取っている	97.8%	⑤	お店で売られている商品（本など）は勝手に撮影しない	98.6%	⑥	メールや掲示板に人を傷つけたり困らせたりすることは書かない	98.9%	⑦	友だちの写真をインターネットに勝手に載せない	98.5%	⑧	インターネットで公開されている情報は、勝手に使わない	97.8%	⑨	学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしない	94.6%	⑩	知らない人からのメールを開かない	98.3%	⑪	インターネットで知り合った人とは勝手に会わない	98.7%	⑫	パスワードは、他人に教えない	98.4%	⑬	タブレットは、他の人に貸してはいけない	97.0%	⑭	トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談する	95.8%	⑮	タブレットに近づきすぎないで、正しい姿勢（視線と画面が垂直）で使う	87.9%	⑯	暗いところでは使用しない	92.9%	⑰	タブレットを30分使用したら休むようにしている	72.8%	⑱	就寝時刻30分前はタブレットを使用しないようにしている	84.9%	⑲	失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている	97.8%	⑳	水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている	98.5%
		内容	割合																																																														
①	学校や家庭のルールを守っている	95.4%																																																															
②	学習に関係ないことにタブレットを使用しない	91.4%																																																															
③	人を傷つけたり困らせたりする写真は撮らない	98.4%																																																															
④	カメラで人を撮影するときは、相手の許可を取っている	97.8%																																																															
⑤	お店で売られている商品（本など）は勝手に撮影しない	98.6%																																																															
⑥	メールや掲示板に人を傷つけたり困らせたりすることは書かない	98.9%																																																															
⑦	友だちの写真をインターネットに勝手に載せない	98.5%																																																															
⑧	インターネットで公開されている情報は、勝手に使わない	97.8%																																																															
⑨	学習に関係ないウェブサイトにはアクセスしない	94.6%																																																															
⑩	知らない人からのメールを開かない	98.3%																																																															
⑪	インターネットで知り合った人とは勝手に会わない	98.7%																																																															
⑫	パスワードは、他人に教えない	98.4%																																																															
⑬	タブレットは、他の人に貸してはいけない	97.0%																																																															
⑭	トラブルがあった時は、すぐに親や先生に相談する	95.8%																																																															
⑮	タブレットに近づきすぎないで、正しい姿勢（視線と画面が垂直）で使う	87.9%																																																															
⑯	暗いところでは使用しない	92.9%																																																															
⑰	タブレットを30分使用したら休むようにしている	72.8%																																																															
⑱	就寝時刻30分前はタブレットを使用しないようにしている	84.9%																																																															
⑲	失くしたり落として壊れたりしないように気を付けている	97.8%																																																															
⑳	水に濡れたりしないよう、使う場所には気を付けている	98.5%																																																															

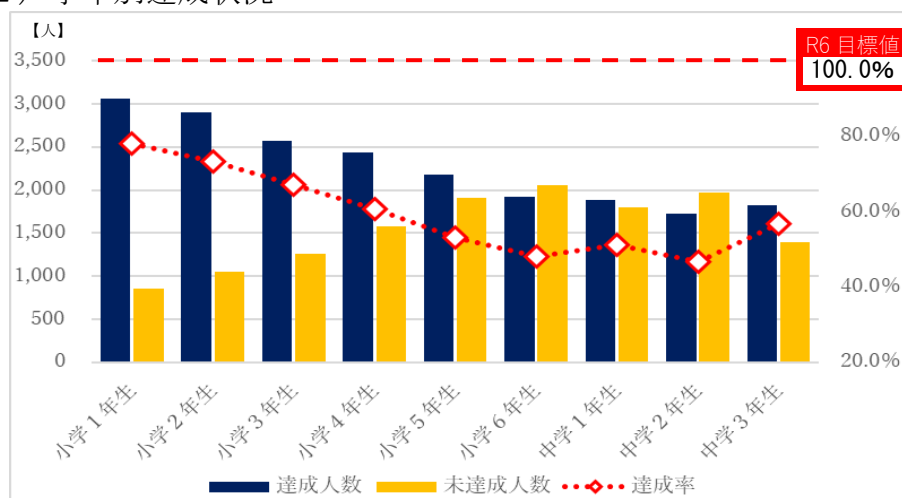
3 情報モラルが身に付いている児童・生徒について

(1) 学年別の達成項目

発達段階に応じた最低限身に付けてほしい以下の項目が、すべて「できている」「だいたいできている」と回答した児童・生徒を、達成した児童・生徒とする。

学年	達成項目
小学1・2年生	①②③-----⑨--⑫--⑮⑯⑰--⑲⑳
小学3・4年生	①②③④⑤----⑨⑩--⑫⑬--⑮⑯⑰⑱⑳
小学5・6年生	①②③④⑤⑥⑦--⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑳
中学1～3年生	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑳

(2) 学年別達成状況



	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
達成人数	3,063	2,896	2,570	2,432	2,181	1,916	1,889	1,728	1,825
未達成人数	857	1,052	1,263	1,578	1,915	2,059	1,804	1,965	1,397
達成率	78.1%	73.4%	67.0%	60.6%	53.2%	48.2%	51.2%	46.8%	56.6%

(3) 足立区 ICT 教育推進の基本方針の成果指標

- ア 指標名：タブレット活用のルールや生活面のマナーが身に付いている児童・生徒の割合
- イ 令和4年度実績値：小学校 63.3% 中学校 51.3%
- ウ 令和6年度目標値：小学校 100% 中学校 100%

4 課題の見られた項目（割合が95%以下の項目）

(1) 使用目的に関する項目【②⑨】

子どもたちが安心安全に活用できるように、ウェブサイト に一定の制限をかけているが、日々新たなウェブサイトが増えていく中、対応に追われる状況である。

(2) 健康面に関する項目【⑮⑯⑰⑱】

学校での使用については、教員の声掛け等で注意喚起することも可能だが、⑯⑱については、家庭を巻き込んで取り組む必要がある。

5 今後の対応

- (1) 見ても良いサイト・見てはいけないサイトを児童・生徒自身で判断できる力を身に付けさせる。
- (2) 「タブレット標語総選挙」の入賞作品を活用して、姿勢や使用時間、使用目的について啓発活動を行っていく。
- (3) 小学1年生向けに作成した「はじめてのクロームブック」を活用して使用目的・健康面の注意喚起を行う。小学1年生で学んだことを忘れないよう、指導を継続し情報モラルの定着を図っていく。
- (4) 学校や家庭でタブレット端末を使用する際の注意点をまとめた「ゲー・ペタ・ピン・NEO」や「SNS あだちルール」について改めて周知徹底を図る。
- (5) 本調査の結果を全小・中学校に周知し、令和5年度の情報モラル教育の指導に活用する。

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	実用英語技能検定受験支援事業の申込状況について																					
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																					
内容	<p>令和5年度より開始した実用英語技能検定受験支援事業における、第1回の申込状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 事業概要</p> <p>(1) 内容 実用英語技能検定（以下「英検」という。）3級以上の受験費用を全額公費負担（一人1回まで）する。</p> <p>(2) 対象 区立中学校に通う中学3年生 ※ 学校を通した「団体申込」による受験のみ。</p> <p>2 事業目的</p> <p>(1) 英検取得という学習目標を生徒に持たせ、学習意欲の維持・向上を図る。</p> <p>(2) 11月に実施される「東京都スピーキングテスト」の受験に向けた備えとする。</p> <p>3 申込状況</p> <table border="1" data-bbox="454 1153 1362 1391"> <thead> <tr> <th></th> <th>1級</th> <th>準1級</th> <th>2級</th> <th>準2級</th> <th>3級</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>人数</th> <td>3人</td> <td>1人</td> <td>48人</td> <td>331人</td> <td>670人</td> <td>1,053人</td> </tr> <tr> <th>割合</th> <td>0.3%</td> <td>0.1%</td> <td>4.6%</td> <td>31.4%</td> <td>63.6%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全対象生徒（4,563人）のうち 23.1%が申込み</p> <p>※ 例年、年間3回で延べ2,000人程度の受験者がいるところ、今回は <u>第1回だけで1,000人を超える申込み</u>があった。</p> <p>4 考察</p> <p>一般的に第2回（9月～10月）までに合格することで、高校受験に活用出来るとされている。そのため、「<u>中学卒業</u>」程度とされる3級を、<u>しっかりと準備をしてから第2回に受験したい</u>と考えている生徒が多数いるものと予想している。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>一人でも多くの生徒が合格できるよう、学校を通して受験対策支援を行っていく。また、申込漏れ等のミスが生じないように、学校への周知及び当課での申込確認を引き続き行っていく。</p>		1級	準1級	2級	準2級	3級	合計	人数	3人	1人	48人	331人	670人	1,053人	割合	0.3%	0.1%	4.6%	31.4%	63.6%	100%
	1級	準1級	2級	準2級	3級	合計																
人数	3人	1人	48人	331人	670人	1,053人																
割合	0.3%	0.1%	4.6%	31.4%	63.6%	100%																

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	中1夏季勉強合宿（通所型含む）の実施方法等について																								
所管部課名	教育指導部学力定着推進課																								
内容	<p>算数・数学のつまずきの早期解消を目的として実施している「中1夏季勉強合宿」について、令和5年度の計画を報告する。</p> <p>1 目的</p> <p>(1) 小学校で算数の学習内容が十分定着していないため、中学校で数学の授業が理解できずに伸び悩んでいる生徒に、合宿を通して徹底した個別指導を行い、つまずきを克服するとともに、後期の学校生活に自信を持たせる。</p> <p>(2) 参加教員が、個別指導を通じて、生徒へのアプローチ方法、小・中学校それぞれの指導方法を学び、協力することで、小中連携を図る。</p> <p>2 対象</p> <p>区立中学校に通う中学1年生</p> <p>※ 原則、足立区学力定着に関する総合調査の結果が40%未満の生徒の中から、合宿で伸びると思われる生徒を各校で選定</p> <p>3 各校通所型のモデル実施について</p> <p>これまでは宿泊型のみであったが、令和5年度は中学校長会の提案を受け、より多くの生徒へ学習支援を行うことを目的として、各校に登校して学習を行う通所型を計15校(次頁参照)で新たにモデル実施する。</p> <p>4 日程・実施方法について</p> <table border="1" data-bbox="454 1310 1364 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊型</th> <th>通所型（モデル校）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日程</td> <td>8月22日（火） ～ 8月24日（木）</td> <td>7月21日（金） ～ 7月31日（月）</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>2泊3日×1クール</td> <td>7日間</td> </tr> <tr> <td>参加校 ※ 次項参照</td> <td>20校</td> <td>15校</td> </tr> <tr> <td>参加生徒数</td> <td>計40名 (各校2名ずつ)</td> <td>各校で設定</td> </tr> <tr> <td>指導教員数</td> <td>70名程度</td> <td>各校で設定</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>鋸南自然の家</td> <td>各校</td> </tr> <tr> <td>授業数</td> <td colspan="2">16コマ</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊型	通所型（モデル校）	日程	8月22日（火） ～ 8月24日（木）	7月21日（金） ～ 7月31日（月）	日数	2泊3日×1クール	7日間	参加校 ※ 次項参照	20校	15校	参加生徒数	計40名 (各校2名ずつ)	各校で設定	指導教員数	70名程度	各校で設定	場所	鋸南自然の家	各校	授業数	16コマ	
	宿泊型	通所型（モデル校）																							
日程	8月22日（火） ～ 8月24日（木）	7月21日（金） ～ 7月31日（月）																							
日数	2泊3日×1クール	7日間																							
参加校 ※ 次項参照	20校	15校																							
参加生徒数	計40名 (各校2名ずつ)	各校で設定																							
指導教員数	70名程度	各校で設定																							
場所	鋸南自然の家	各校																							
授業数	16コマ																								

<参加校の区分け>

宿泊型	千寿青葉、第四、第五、第六、第七、第九、第十二、第十四、東島根、湊江、竹の塚、入谷、江北桜、伊興、谷中、花保、栗島、扇、加賀、入谷南	計20校
通所型 (モデル校)	第一、千寿桜堤、第十、第十一、第十三、江南、新田、鹿浜菜の花、東綾瀬、青井、花畑、蒲原、西新井、花畑北、六月	計15校

4 効果検証について

確認テストを①合宿前、②合宿直後、③3か月後、④6か月後の計4回実施し、定着度を測った上で宿泊型と通所型の効果について比較する。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	学習支援員（エデュケーション・アシスタント）の採用について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内 容	<p>東京都教育委員会より、令和5年度の新規採用教員不足により欠員が生じていた小学校に、学校経営安定のための会計年度任用職員を雇用する経費を補助する旨が通知された。ついては、以下のとおり対応する。</p> <p>1 都の事業スキーム</p> <p>(1) 小学校の教員不足で学校運営に支障をきたす実情を踏まえ、正規教員に欠員が生じ、補充できていない学校の負担を軽減する為、会計年度任用職員「副校長補佐」、「エデュケーション・アシスタント」、「スクール・サポート・スタッフ」のいずれかを配置する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助は令和5年度限りだが、配置後に講師等が確保できた場合でも、本事業で採用した会計年度任用職員に係る費用は5年度末まで補助される。</p> <p>2 学習支援員（エデュケーション・アシスタント）を配置する小学校</p> <p>(1) 本区で欠員が生じている学校で、副校長が担任に入っている学校は無い。そのため、学習支援員（エデュケーション・アシスタント）が最も学校経営を安定させる効果が高いと判断されるので、以下の学校に学習支援員を各1名配置する。</p> <p>ア 梅島第一小学校 イ 北三谷小学校 ウ 千寿第八小学校 エ 東加平小学校 オ 宮城小学校</p> <p>(2) この5校は、新入学児童数の関係（例えば36人以上で2学級のところ、36人丁度など、境界線上であった）で、東京都教育委員会のルールにより学級数確定の基準日（4月7日）を待って教員を配置することとされたため、新規採用者不足の影響を受け、欠員が生じたものである。</p> <p>3 今後の方針</p> <p>東京都教育委員会からの配置承認通知を受領後、採用に向けた手続を進めていく。</p>

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	令和4年度いじめ認知・解消の状況について																												
所管部課名	教育指導部教育指導課																												
内 容	<p>令和4年度のいじめ認知・解消の状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和4年度いじめ認知・解消状況</p> <p>(1) 前年度との比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 15%;">令和3年度</th> <th style="width: 15%;">令和4年度</th> <th style="width: 25%;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度末の未解決件数</td> <td style="text-align: center;">1,812</td> <td style="text-align: center;">1,352</td> <td style="text-align: center;">-460</td> </tr> <tr> <td>新規認知件数</td> <td style="text-align: center;">6,543</td> <td style="text-align: center;">7,580</td> <td style="text-align: center;">1,037</td> </tr> <tr> <td>当年度いじめ合計件数・・・①</td> <td style="text-align: center;">8,355</td> <td style="text-align: center;">8,932</td> <td style="text-align: center;">577</td> </tr> <tr> <td>年度内に解消した件数・・・②</td> <td style="text-align: center;">7,003</td> <td style="text-align: center;">6,685</td> <td style="text-align: center;">-318</td> </tr> <tr> <td>未解消件数</td> <td style="text-align: center;">1,352</td> <td style="text-align: center;">2,247</td> <td style="text-align: center;">895</td> </tr> <tr> <td>解消率(②/①)</td> <td style="text-align: center;">83.8%</td> <td style="text-align: center;">74.8%</td> <td style="text-align: center;">△9.0ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度未解消の2,247件は、令和5年度へ引継いだ。</p> <p>※ 解消件数は、定義上のいじめの解消を指す(3か月の経過観察の後、解消と判断)。</p> <p>※ 1月以降に認知したいじめについては、3か月の経過期間が確保できないことから、定義上、全件未解消としている。</p> <p>2 考察</p> <p>(1) いじめ認知件数について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 令和3年度に比べ、令和4年度はこれまで縮小または中止にしていた教育活動を少しずつ通常の形式に戻しながら実施したことにより、児童・生徒同士の関わる機会が増加し、認知件数が増加したと考えられる。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 教員の1年次研修においていじめに関する研修を行ったり、2月のいじめアンケートに合わせ、いじめ防止対策推進法に関する区通知を発出したりしたことで、各学校が児童・生徒の様子をより注意深く観察した結果、認知件数が増加したと考えられる。</p> <p>(2) いじめの解消状況について</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 新規認知件数が昨年度と比較し、約1,000件増加している一方、解消件数は約300件減少している。コロナ禍を過ごしてきた児童・生徒の対人関係スキルが十分に育まれていないことが影響している。今後、教育活動をとおして、ソーシャルスキルを身に付けていくことが大</p>		令和3年度	令和4年度	増減	前年度末の未解決件数	1,812	1,352	-460	新規認知件数	6,543	7,580	1,037	当年度いじめ合計件数・・・①	8,355	8,932	577	年度内に解消した件数・・・②	7,003	6,685	-318	未解消件数	1,352	2,247	895	解消率(②/①)	83.8%	74.8%	△9.0ポイント
	令和3年度	令和4年度	増減																										
前年度末の未解決件数	1,812	1,352	-460																										
新規認知件数	6,543	7,580	1,037																										
当年度いじめ合計件数・・・①	8,355	8,932	577																										
年度内に解消した件数・・・②	7,003	6,685	-318																										
未解消件数	1,352	2,247	895																										
解消率(②/①)	83.8%	74.8%	△9.0ポイント																										

切であると考えられる。

イ 毎月各校からのいじめの報告を受け、その中で、解決に時間がかかるケースが増えており、教員は解決まで粘り強く指導している。

3 今後の方針

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、教職員が細心の注意を払いながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。

教育委員会報告

令和5年6月30日

件名	あだち放課後子ども教室の令和4年度実施状況について																									
所管部課名	学校運営部学校支援課 足立区生涯学習振興公社																									
内 容	<p>あだち放課後子ども教室（以下「放課後子ども教室」）の令和4年度実施状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 放課後子ども教室の内容</p> <p>小学校の放課後に、校庭や体育館、教室や図書室などで子どもたちが自由に遊んだり、読書や学習活動をする場を提供する教育委員会の事業。子どもたちが安全に過ごせるように、安全管理員（見守りスタッフ）が活動の見守りをしている。各校の地域の方々により組織された実行委員会が運営し、足立区生涯学習振興公社がその支援を行っている。</p> <p>2 放課後子ども教室と学童保育室との違い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>放課後子ども教室</th> <th>学童保育室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童</td> <td>保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生</td> </tr> <tr> <td>利用手続</td> <td>各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加</td> <td>毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。</td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。</td> <td>適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。</td> </tr> <tr> <td>運営体制</td> <td>地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営</td> <td>区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営</td> </tr> <tr> <td>おやつ</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>無料</td> <td>月額 6,000円</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。</td> <td>月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施</td> </tr> </tbody> </table>			放課後子ども教室	学童保育室	対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生	利用手続	各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。	内 容	自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。	運営体制	地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営	おやつ	なし	あり	金額	無料	月額 6,000円	実施日	給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施
		放課後子ども教室	学童保育室																							
	対象者	当該小学校の1～6年生で、参加を希望する児童	保護者が就労等の理由で放課後の保育が必要な区内に在住または在学する小学1～6年生																							
	利用手続	各学校ごとに「参加登録申込書」を提出 登録書の提出が済めば、希望する開催日へ自由参加	毎年度、入室申請書を提出し、承認を受ける必要あり。																							
	内 容	自由な遊びと学習、体験の場を提供し、放課後の子どもの安全な居場所を確保する。 ※ 実施内容（会場や対象学年など）は、各学校の状況により異なる。	適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る。																							
	運営体制	地域のボランティアである実行委員・見守りスタッフにより運営	区直営、住区センター（委託）、指定管理、民設民営により運営																							
	おやつ	なし	あり																							
	金額	無料	月額 6,000円																							
	実施日	給食のある日の放課後のうち、各学校で開催日を決定 ※ 天候などにより急な中止もある。	月～土曜日 ※ 春・夏・冬休みも実施																							

3 令和4年度実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する状況

ア 令和4年度は、感染状況への危惧から、年度当初こそ開催を遅らせる判断をした実行委員会もあったが、6月には3年ぶりに全68校が開催した。

イ 令和4年度の基本的な対応は、実行委員会の意向を尊重しながら、継続的に実施を依頼した。

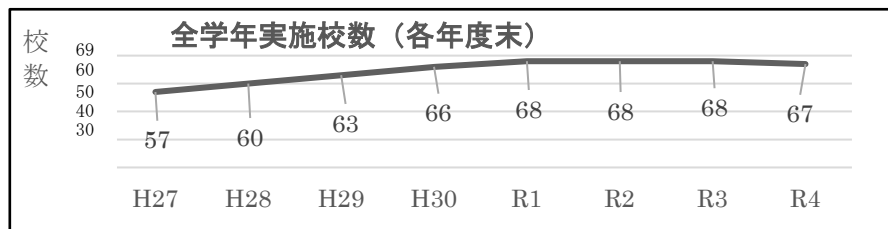
(ア) 感染症対策のため以下の方策を各校の実行委員会で決定

① 3密回避のため、曜日や時間帯による学年分け

② 1年生受入れ開始時期の設定

(イ) 夏季休業期間中の実施を各校の実行委員会に依頼

(2) 全学年(1～6年生)実施校 67校/68校



ア 1年生未実施：綾瀬小学校

※ 見守りスタッフの不足により未実施

イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、1年生の受入れを行わなかった学校が15校あった。

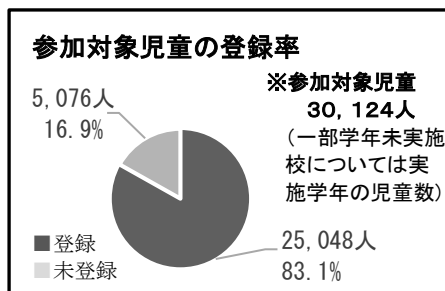
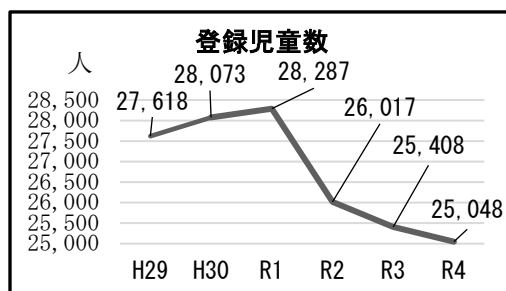
(3) 週5日実施校 67校/68校

ア 一部曜日未実施：綾瀬小学校 (未実施：月・火・木)

※ 見守りスタッフの不足により未実施。なお、水・金は5月から3月に毎週実施

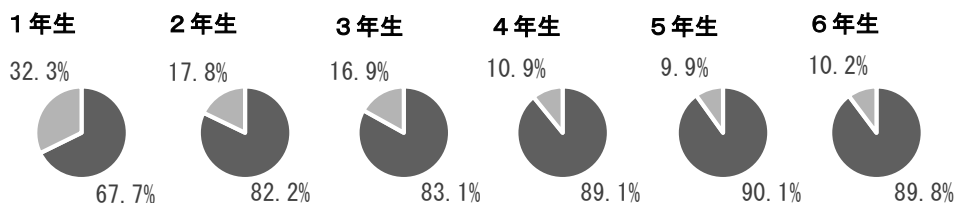
イ ただし、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、週5日実施ができなかった学校が11校あった。また、曜日による学年分けを行った学校があった。

(4) 登録児童数

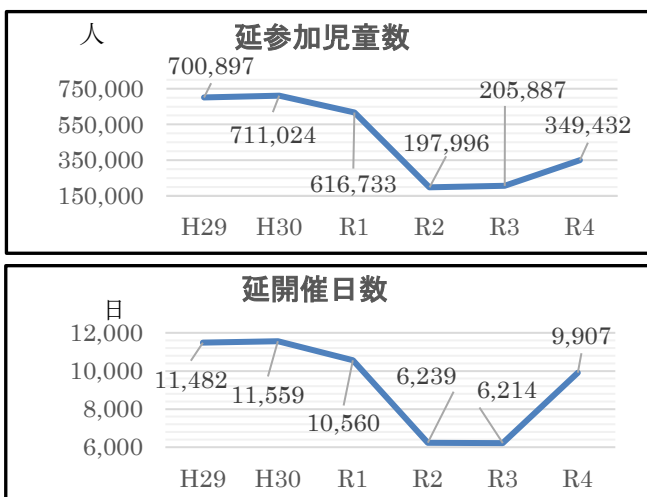


学年別登録率

■未登録 / ■登録



(5) 延参加児童数・延開催日数



※ 令和4年度は、感染症による影響はあるものの、延参加児童数・延開催日数ともに前年度より増加した。

4 「新・足立区放課後子ども総合プラン(令和2～6年度)」目標達成状況

(1) 放課後子ども教室の実施計画

ア 全学年実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	68校	68校	68校	67校	67校
実績値	68校	68校	67校		
達成率	100.0%	100.0%	99%		
達成分析	全学年未実施の残り1校については、該当校のスタッフ不足に対する支援を継続しながら、実行委員会と協議を進める。				

※ 目標値には、令和4年度 △1校、5年度 △1校の統合を含む。

イ 体験プログラムの充実

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	360回	370回	380回	390回	400回
実績値	52回	182回	561回		
達成率	14.4%	49.1%	147.6%		
達成分析	実績値は目標値を大幅に上回った。開催日数が増加したことと、コロナ禍においても密を回避した環境を整備し、工作等、個別に体験できるプログラムを実施したことによる。				

ウ 夏休み実施校数

年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	6校	7校	8校	9校	10校
実績値	0校	1校	8校		
達成率	0.0%	14.2%	100%		
達成分析	実績値は目標値に達した。年度当初から開催した放課後子ども教室が多かったため、夏休み実施について早めに検討ができ、開催することができた。				

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

ア 「子どもとの接し方（スタッフ向け）研修」実施回数


年度別目標	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
目標値	1回	1回	1回	1回	1回
実績値	0回	3回	2回		
達成率	0.0%	300.0%	200%		
達成分析	「子どもとの接し方」をテーマにした研修を2回実施した。研修テーマは、①「特別な配慮を必要とする子」の理解と見守り②「子どもと大人のストレスの理解と、心が軽くなる見守りのコツ」 ※集合型研修と動画配信を実施				

5 問題点・今後の方針

- (1) 5月7日までは新型コロナウイルス感染症対策（曜日や時間帯による学年分け等）を実施していたが、5月8日以降は通常の運営（全学年実施・週5日）に戻していくよう、引き続き、実行委員会及び学校と協議していく。
- (2) 見守りスタッフの不足により、学校間に開催日数や1年生受入れ開始時期の差などが生じており、解消のための方策を検討していく。

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	東湊江小学校施設更新事業に伴う基本構想・基本計画書について
所管部課名	学校運営部学校施設管理課 施設営繕部東部地区建設課
内容	<p>東湊江小学校施設更新事業に伴う基本構想・基本計画書【別添資料2】について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東湊江小学校の概要</p> <p>住所：東和三丁目20番11号 建築年：昭和38年（築59年） 児童数：583人</p>  <p>2 基本構想・基本計画の概要</p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現 イ 安全 子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現 ウ 生活 ポストコロナを想定した「新しい生活様式」を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現 エ 環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現 オ 共創 地域や社会と連携・協働し、共に創造する共創空間を実現 <p>(2) 施設概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 構造：鉄筋コンクリート造 イ 階数：5階建て（5階はプール等） ウ 敷地面積：8,815㎡ (公園の一部を取り込んだ場合：9,730㎡程度) エ 延床面積：9,980㎡程度 オ 主要諸室：普通教室（18室）、多目的教室（6室）、特別教室等（10室）

種別	階数	主要諸室・校庭内訳
校舎	5階	プール、更衣室、電気室、太陽光パネル
	4階	普通教室（6室）、多目的教室、図工室、理科室、そだち教室
	3階	普通教室（9室）、多目的教室、音楽室
	2階	普通教室（3室）、多目的教室、図書室、特別支援教室、体育館、職員室、校長室、事務室、災害備蓄倉庫等
	1階	保健室、家庭科室、特別支援学級関連諸室、給食室、多目的ホール、災害備蓄倉庫、PTA室、会議室、放送室、放課後子ども教室、学童保育室等
校庭	—	120mトラック（6レーン）、50m直線（6レーン）、体育倉庫、菜園等

3 災害の視点を考慮した主な防災対策

- (1) 各階の主要な廊下幅を2.5m以上確保し、災害時に一時避難者が滞在できる空間として活用する。
- (2) 非常用発電設備を設け、災害時に活用する。
- (3) 洪水災害に対応できるよう、主な避難場所となる体育館、災害備蓄倉庫及び職員室を、想定浸水深4.5m（2階床下10cm下り）となる2階に配置する。
- (4) 受変電設備を含む主要な電気及び機械設備は、水没しない2階以上に配置する。

4 ポストコロナを想定した「新しい生活様式」への対応

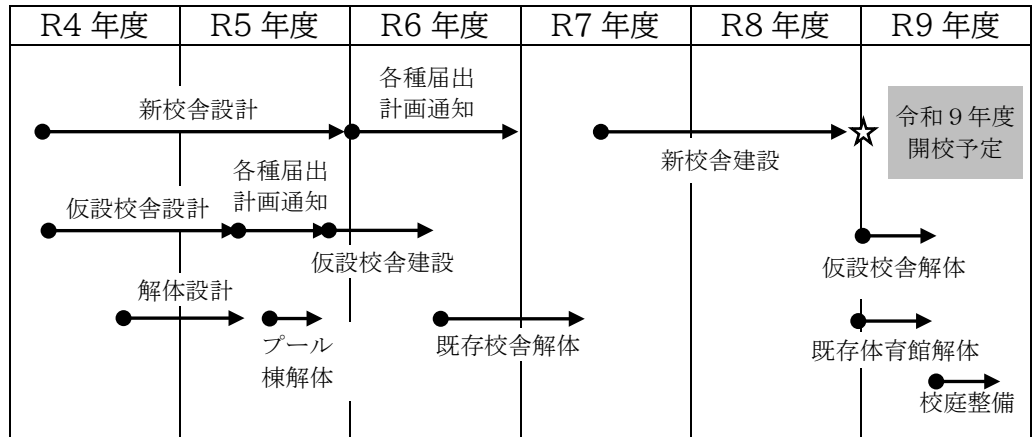
- (1) 主な避難所となる体育館を中心に、十分に換気が行えるよう空気を循環させる構造とする。
- (2) 教室の大きさを縦8.5m×横8mとし、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」に準拠し、35人想定で最低限の座席間隔（前後1.1m、左右1m）を確保する。
- (3) 児童が使用する手洗い水栓等の衛生器具を非接触型（センサー式）とするなど、衛生面の配慮を行う。

5 SDGsに対する取組

- (1) 高断熱化、高効率機器の導入や太陽光発電設備の設置、自然通風の取り入れにより、環境配慮建物を目指し、脱炭素社会の実現に貢献していく（目標7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」）。
- (2) だれもがつかいやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする（目標10「人や国の不平等をなくそう」）。
- (3) 家具や内装は国産材を利用した木質化を行い、環境に配慮した設えにするとともに、森林保全に貢献していく（目標15「陸の豊かさを

守ろう」)。

6 建替えスケジュール



7 今後の方針

学校運営に支障がないようスケジュール管理を徹底していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	貧血・小児生活習慣病予防健診の小学校でのモデル実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	<p>現在、中学2年生全員を対象に実施している貧血・小児生活習慣病予防健診について、以下のとおり小学5年生を対象にモデル実施を行う。</p> <p>1 足立区の現状</p> <p>定期健康診断結果や中学生の貧血小児生活習慣病予防健診結果によると、近年、肥満傾向の子どもたちが増加している傾向がみられる。また、足立区の肥満傾向児の割合は、全国や東京都の平均を上回っている。</p> <p>※ 令和4年度貧血・小児生活習慣病予防健診（中学2年生）</p> <p>受診者数 3758人（受診率 81.3%） 有所見者 987人（有所見率26.3%）</p> <p>2 実施目的</p> <p>（1）子どものうちから自身の体や健康に興味を持ち、健康な生活習慣を身に付ける。 （2）肥満や小児生活習慣病の早期発見・早期治療及び生活習慣の早期改善を図る。 （3）将来の肥満や生活習慣病の予防につなげる。 （4）小学生の実態及び本健診の必要性・範囲の妥当性を把握する。</p> <p>3 対象学年</p> <p>健診を希望する小学5年生（保護者の同意が得られた者）</p> <p>4 対象モデル校</p> <p>（1）モデル実施校</p> <p>ア 舎人小学校 イ 梅島第二小学校 ウ 平野小学校 エ 辰沼小学校 オ 中川東小学校</p> <p>（2）選定方法</p> <p>令和4年度の小学4年生の肥満度20%以上の児童が多い学校から次の点を考慮し、計5校を選定した。</p> <p>ア 新5年生の在籍児童数が50人及び90人程度から各2～3校ずつ イ 一定程度（10人以上）の肥満児数あり</p>

	<p>ウ 地域エリアを分散</p> <p>5 健診方法 健診委託業者が学校又は区施設を巡回</p> <p>6 検査内容 (1) 計測：身長、体重、肥満度、血圧 (2) 採血：血液検査、貧血検査（詳細な検査項目未定）</p> <p>7 今後の方針 モデル実施結果及びタブレットによる生活習慣に関するアンケート（全校）を踏まえたうえで、今後の実施について検討していく。</p>
--	---

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	給付型奨学金の検討課題について				
所管部課名	学校運営部 学務課				
内容	給付型奨学金の見直しについて、以下のとおり報告する。				
	1 「給付型奨学金」制度とは 経済的理由により大学、専門学校等における進学又は修学が困難な者に対し、奨学資金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。				
	2 課題と方向性（案）について				
		分類	課題	方向性（案）	変更時期
	1	定員 枠	高校生と大学生では作文等のレベルに差がある	高校・大学等別に枠を設定 *定員は高校生7:大学生3 (R5実績204人:107人)	R5 (R6 入学分)
	2		全体の定員は40人で良いか	予算の範囲内で定員を増やすことができるか検討	R6 (R7 入学分)
	3	入学後の 評定要件 (現行4.0以上)	学校のレベルによっては入学後に4.0以上の評定を続けることが困難（奨学金が打ち切られれば退学も想定される）	① 大学での成績平均値が上位3/4であること（大学へ照会） ② 留年していないこと いずれかを毎年確認	R5 (R6 入学分)
4	上限額	医学部・歯学部以外の学部は理系分野でも給付上限額が文系と同額	薬学部など、必要額を給付できるよう上限額を見直す		
5	入学金の 支払時期	合格発表から入学金の支払期限が短い場合（多くは2週間程度）給付が間に合わない可能性あり	令和6年度募集分から入学料の支払時期を令和6年1月中に変更		

	分類	課題	方向性（案）	変更時期
6	学納金の支払時期	入学金と同時期（入学前）に学納金を支払う場合、何らかの理由で入学しなかった場合等に債権を抱えるリスクがある	合格通知後、入学金等必要額のみを支払 *学納金については入学式後等、必要に応じて支払時期を設定	R5 (R6 入学分)
7	評定平均	4.0 以上の評定平均を取ることが安易な学校と困難な学校がある *ハイレベルな高校では評定平均が取れないため応募できない *高校進学時に行きたい学校を諦め、入学レベルを下げる事等が想定される *一方、誰もが夢や希望を諦めない仕組みも必要では	現行の評価平均の要件も継続しつつ、はばたき塾やミライゼミで実施しているテスト方式の選考もあわせて検討	R6 (R7 入学分)
8	収入基準	同じ収入の場合、多子世帯では負担が異なる	子育て支援の一環として、多子世帯の収入基準緩和を検討	給付型奨学金の検討委員会に諮問し審議する *R5年7~9月の募集時間に合わないため
9		所得制限を見直して緩和等をする事と塾代等に高額を費やせる高額所得世帯が有利となる可能性がある	現行の所得制限を継続	

3 今後のスケジュールについて

- 6月 4日（日）面接審査
- 6月 9日（金）教育委員会定例会にて制度見直しについて報告
- 6月14日（水）令和5年度奨学金審査会にて採用者を最終決定
- 6月30日（金）文教委員会にて制度見直しについて報告
- 7～9月 令和6年度入学分の奨学生を募集
- 9月 3定にて育英基金の条例改正
- 10～12月頃 令和6年度入学予定の奨学生へ入学金支払い
- 令和6年5月頃 令和6年度入学者への学納金支払い

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	「小学校第1学年に関するアンケート」実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内 容	<p>小学校第1学年児童の現状を把握するために実施している「小学校第1学年に関するアンケート」の集計結果がまとまったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 小学校第1学年児童の現状を把握し、関係者間で共有することにより、連携活動や子どもたちへの指導・支援に活かす。</p> <p>2 対象 区立小学校1年生（全67校 児童数4,494人）</p> <p>3 手法 担任教諭による見取りにより実施</p> <p>4 実施時期 令和5年4月（入学後から約2週間）</p> <p>5 結果概要（P81参照） 7項目中 <u>5項目（下線）</u>について、<u>前年度より高い結果となっている。</u></p> <p>※（ ）は、前年度の結果</p> <p>① <u>あいさつや返事ができる。</u> 94.2%（94.6%）</p> <p>② <u>姿勢良く座ることができる。</u> 84.9%（82.3%）</p> <p>③ <u>静かに話を聞くことができる。</u> 84.6%（84.0%）</p> <p>④ <u>食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる。</u> 79.1%（75.7%）</p> <p>⑤ <u>持ち物を大切に扱い、整理することができる。</u> 88.1%（87.1%）</p> <p>⑥ <u>鉛筆を正しく持つことができる。</u> 77.3%（72.5%）</p> <p>⑦ ひらがなで自分の名前が書ける。 95.2%（96.4%）</p> <p>6 分析 (1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底する等、保育環境を見直したことにより、子どもたちの集団活動が増え、保育者による直接的支援・指導が充実し、数値が伸びたと考えられる。 (2) 幼保小連携活動が対面で行われたことで、接続期カリキュラムの活</p>

用が一段と進み、保育者による小学校への接続を意識した効果的な保育の実践につながったと考えられる。

- (3) 「食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる」と「鉛筆を正しく持つことができる」については、70%台にとどまっており、子どもの発達に沿った教材選びや子どもへの指導方法の理解が不十分であったと考えられる。

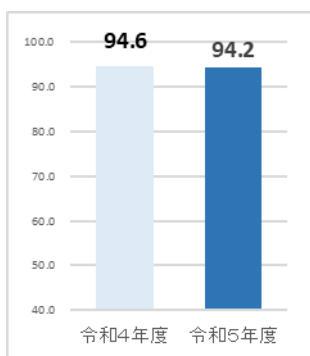
7 今後の方針

- (1) 各小学校及び就学前施設では、アンケート結果を受けて、子どもの姿から見えてくる課題を整理し、課題に対応した重点的な取組を進めていく。
- (2) 就学前施設に対し、鉛筆の持ち方や食具の持ち方、発達の理解等がより深まるように、年齢別担任研修の参加を呼び掛けるとともに、公開保育等を活用しながら就学前施設同士の連携を充実させていく。

令和5年度「小学校第1学年に関するアンケート」実施結果

各項目において、「概ね身に付いている」小学校1年生の割合（％）

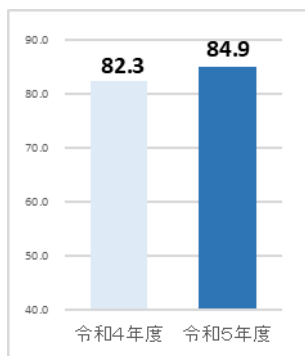
①あいさつや返事ができる。



視点

- ・ 名前を呼ばれたら返事をするができるか。

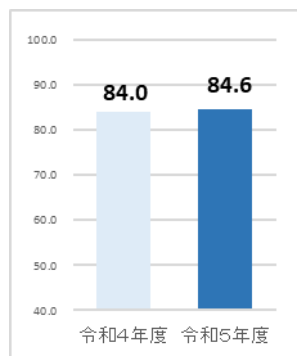
②姿勢良く座ることができる。



視点

- ・ 教師の指示で、背筋をのぼし、足を床につけ、前を向いて座ることができるか。

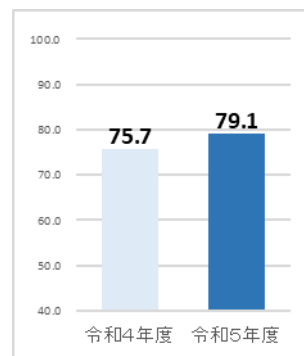
③静かに話を聞くことができる。



視点

- ・ 話し手の目を見て、話し手の方に体の正面を向け、話を聞くことができるか。

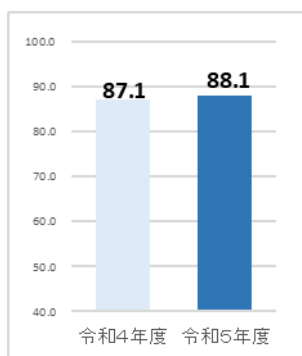
④食器を持ったり、手を添えたりしながら食べる。



視点

- ・ 親指を食器のふちにかけて、他の指で底を支えて持っているか。または、食器に手を添えられているか。

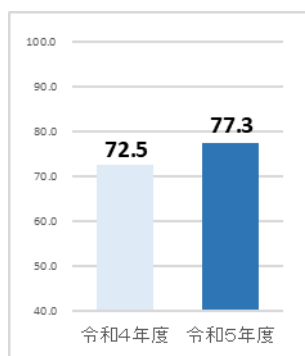
⑤持ち物を大切に扱い、整理することができる。



視点

- ・ 自分の持ち物を所定の場所にしまうことができるか。

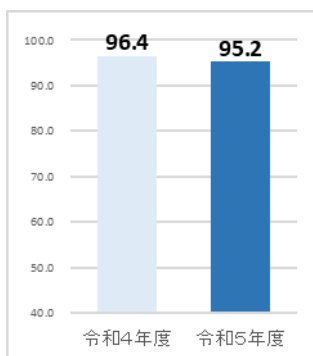
⑥鉛筆を正しく持つことができる。



視点

- ・ 鉛筆を親指と人差し指でつまみ、親指が飛び出した持ち方になっていないか。

⑦ひらがなで自分の名前が書ける。



視点

- ・ 自分の名前を書くことができるか。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	令和5年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について																																																																																																																													
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																																																																																																																													
内 容	<p>1 保育所等利用待機児童数調査とは</p> <p>国が全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施している調査。</p> <p>4月1日時点の保育所等利用待機児童数（保育の必要性が認定され、区に保育施設の利用を申し込んでいるが利用していない児童から、国の定義に則り、東京都認証保育所の利用児童や、私的な理由で待機している児童などを除外した数（P 87 参照））を報告している。</p> <p>2 令和5年4月1日現在待機児童数 0人</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4・5歳児</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申込者数 [A] (継続利用児含む)</td> <td style="text-align: center;">915</td> <td style="text-align: center;">2,493</td> <td style="text-align: center;">2,469</td> <td style="text-align: center;">2,437</td> <td style="text-align: center;">5,084</td> <td style="text-align: center;">13,398</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保育施設在園児数</td> <td style="text-align: center;">認可保育所</td> <td style="text-align: center;">796</td> <td style="text-align: center;">1,939</td> <td style="text-align: center;">2,140</td> <td style="text-align: center;">2,355</td> <td style="text-align: center;">4,850</td> <td style="text-align: center;">12,080</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認定こども園</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">211</td> <td style="text-align: center;">355</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小規模保育</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">303</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家庭的保育</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">109</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公設認可外</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">保育施設在園児数合計 [B]</td> <td style="text-align: center;">868</td> <td style="text-align: center;">2,225</td> <td style="text-align: center;">2,451</td> <td style="text-align: center;">2,429</td> <td style="text-align: center;">5,079</td> <td style="text-align: center;">13,052</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">から定義に除外した待機児童数</td> <td style="text-align: center;">認証保育所利用</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼稚園利用</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企業主導型保育利用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">22</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">育児休業※1</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">142</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">174</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">私的理由※2</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">求職活動休止</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">除外した児童数合計 [C]</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">268</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">346</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">待機児童数 [A] - [B] - [C]</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合 ※2 区が他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにもかかわらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合</p>									0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	申込者数 [A] (継続利用児含む)		915	2,493	2,469	2,437	5,084	13,398	保育施設在園児数	認可保育所	796	1,939	2,140	2,355	4,850	12,080	認定こども園	2	27	51	64	211	355	小規模保育	42	131	130			303	家庭的保育	25	110	109			244	公設認可外	3	18	21	10	18	70	保育施設在園児数合計 [B]		868	2,225	2,451	2,429	5,079	13,052	から定義に除外した待機児童数	認証保育所利用	6	49	4	2	1	62	幼稚園利用			4		2	6	企業主導型保育利用		22		2		24	育児休業※1	30	142	1		1	174	私的理由※2	11	53	8	3		75	求職活動休止		2	1	1	1	5	除外した児童数合計 [C]		47	268	18	8	5	346	待機児童数 [A] - [B] - [C]		0	0	0	0	0	0
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計																																																																																																																							
申込者数 [A] (継続利用児含む)		915	2,493	2,469	2,437	5,084	13,398																																																																																																																							
保育施設在園児数	認可保育所	796	1,939	2,140	2,355	4,850	12,080																																																																																																																							
	認定こども園	2	27	51	64	211	355																																																																																																																							
	小規模保育	42	131	130			303																																																																																																																							
	家庭的保育	25	110	109			244																																																																																																																							
	公設認可外	3	18	21	10	18	70																																																																																																																							
保育施設在園児数合計 [B]		868	2,225	2,451	2,429	5,079	13,052																																																																																																																							
から定義に除外した待機児童数	認証保育所利用	6	49	4	2	1	62																																																																																																																							
	幼稚園利用			4		2	6																																																																																																																							
	企業主導型保育利用		22		2		24																																																																																																																							
	育児休業※1	30	142	1		1	174																																																																																																																							
	私的理由※2	11	53	8	3		75																																																																																																																							
	求職活動休止		2	1	1	1	5																																																																																																																							
除外した児童数合計 [C]		47	268	18	8	5	346																																																																																																																							
待機児童数 [A] - [B] - [C]		0	0	0	0	0	0																																																																																																																							

3 年齢別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和4年	0	0	0	1	0	0	1
令和5年	0	0	0	0	0	0	0
前年との差	増減なし	増減なし	増減なし	1減	増減なし	増減なし	1減

4 地域別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

ブロック			R4	R5	ブロック			R4	R5
1	千住地域		0	0	8	六町地域	0	0	
2	綾瀬地域		0	0	9	竹の塚地域	1	0	
3	中川地域		0	0	10	宮城・小台地域	0	0	
4	佐野地域		0	0	11	江北・扇地域	0	0	
5	中央本町地域		0	0	12	鹿浜地域	0	0	
6	梅田地域		0	0	13	舎人地域	0	0	
7	西新井・島根地域		0	0	14	新田地域	0	0	
区全体							1	0	

5 保育需要率の推移

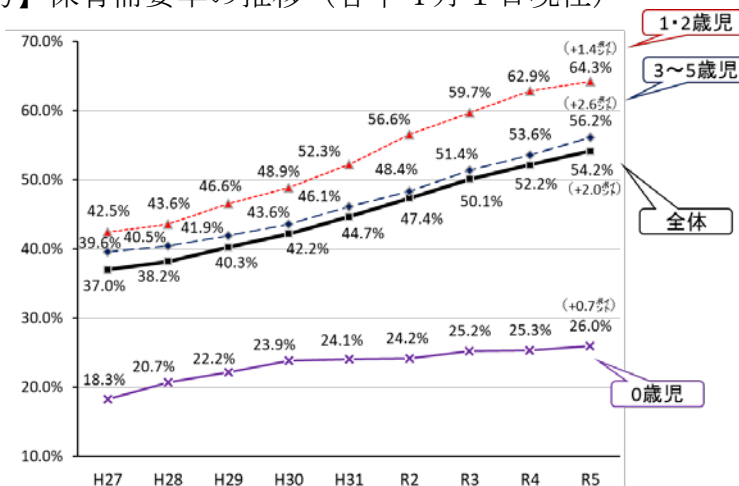
保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比2.0ポイント増の54.2%となった。

年齢区分別でも、0歳児0.7ポイント、1・2歳児1.4ポイント、3～5歳児2.6ポイントと、すべての区分で前年度より増加した。

令和5年4月1日時点

年齢区分	人口① （単位：人）	保育需要数② （単位：人）	保育需要率 ③（②/①）	前年比
0歳児	4,070	1,059	26.0%	0.7ポイント増
1・2歳児	8,550	5,499	64.3%	1.4ポイント増
3～5歳児	13,737	7,719	56.2%	2.6ポイント増
全体	26,357	14,277	54.2%	2.0ポイント増

【参考】保育需要率の推移（各年4月1日現在）



6 保育定員の調整（各年4月1日時点）

私立保育施設では、定員の空きが集中することで、経営不振となり、事業撤退に繋がることもある。

事業撤退によって区全体の定員が減少すると、待機児童が発生する恐れがあるため、令和3年4月入所から一部の公立認可保育所で「入所定員抑制」及び私立認可保育所等で「利用定員変更」による定員対策を行い、待機児童ゼロの継続に努めている。

(単位：人)

	R4	R5	前年との差
保育定員数（認可定員）	16,719	16,658	61 減
保育定員数（受入可能数）※	16,236	15,922	314 減

※ 受入可能数は、上記の「入所定員抑制」及び「利用定員変更」による調整のほか、休園等により4月入所募集を停止している施設の定員を除く。

7 施設別空き定員数（令和5年4月1日現在）

(単位：人)

R5 (前年との差)	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	213 (0)	64 (▲20)	159 (▲14)	281 (30)	599 (▲263)	1,316 (▲267)
認定こども園	4 (3)	14 (▲2)	7 (▲14)	20 (▲18)	28 (▲21)	73 (▲52)
小規模保育	85 (3)	23 (▲4)	31 (▲9)			139 (▲10)
家庭的保育	33 (▲15)	54 (▲19)	19 (11)			106 (▲23)
区立認可外	3 (▲3)	1 (1)	2 (▲3)	3 (0)	10 (4)	19 (▲1)
認証保育所	29 (▲16)	20 (▲5)	13 (2)	0 (▲3)	0 (0)	62 (▲22)
合計	367 (▲28)	176 (▲49)	231 (▲27)	304 (9)	637 (▲280)	1,715 (▲375)

8 その他

令和5年4月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP85～87のとおり。

9 今後の方針

- (1) 人口減少等の影響を的確に把握するため、令和5年度以降も地域ごとの保育需要の状況を詳細に分析し、令和6年度以降の待機児童ゼロの継続に向け、適正な保育定員の確保を図る。
- (2) 年度途中の待機児童対策として、5月以降の利用状況も継続して調査、分析するとともに、利用者や保育事業者への情報提供を強化し、都のベビシッター事業や空きのある保育施設の利用を促していく。

1 令和5年4月1日現在の年齢別入所状況

① 特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							管外委託 [再掲]
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
認可 保育所	公立※1	27	126	354	412	508	1,088	2,488	92	315	364	444	934	2,149	9
	公設民営	13	81	187	244	268	559	1,339	65	184	214	247	513	1,223	2
	私立※2	113	812	1,455	1,665	1,897	3,844	9,673	639	1,440	1,562	1,664	3,403	8,708	20
	小計	153	1,019	1,996	2,321	2,673	5,491	13,500	796	1,939	2,140	2,355	4,850	12,080	31
認定 子ども 園	幼保連携型※1	2	—	16	24	34	68	142	—	3	19	25	59	106	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	30	72	—	12	13	14	30	69	—
	幼稚園型※2	4	9	18	32	77	169	305	2	12	19	25	122	180	7
	小計	7	9	47	70	126	267	519	2	27	51	64	211	355	7
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	2	6	—	
合計	160	1,028	2,043	2,391	2,799	5,758	14,019	798	1,966	2,195	2,419	5,063	12,441	38	
他自治体へ委託[再掲]								0	8	9	3	18	38		
他自治体から受託[別掲]								15	24	36	34	77	186		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

② 特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
小規模保育	26	130	159	164	—	—	453	42	131	130	—	—	303	66.89%	
家庭的保育※3	105	77	132	148	—	—	357	25	110	109	—	—	244	68.35%	
合計	131	207	291	312	—	—	810	67	241	239	—	—	547	67.53%	
他自治体へ委託[再掲]								1	—	3	—	—	4		
他自治体から受託[別掲]								6	7	4	—	—	17		

※3 休業中の事業者の定員を除く

③ 認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計		
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	3	18	21	10	18	70	78.65%	
認証保育所	33	211	321	335	83	54	1,004	152	286	304	62	100	904	90.04%	
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	7	8	8	7	2	32		
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	32	107	103	22	15	279		
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	1	4		
合計	35	217	340	358	96	82	1,093	194	420	438	101	136	1,289		

2 ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	42	72	41	33	64	84	294
2ブロック (綾瀬地域)	25	35	6	27	27	88	183
3ブロック (中川地域)	11	12	7	0	0	20	39
4ブロック (佐野地域)	25	27	16	22	30	66	161
5ブロック (中央本町地域)	27	29	9	22	7	37	104
6ブロック (梅田地域)	35	32	12	18	34	45	141
7ブロック (西新井・島根地域)	13	26	1	7	11	21	66
8ブロック (六町地域)	31	19	15	22	14	51	121
9ブロック (竹の塚地域)	35	46	12	39	21	36	154
10ブロック (宮城・小台地域)	5	11	1	5	22	47	86
11ブロック (江北・扇地域)	22	8	14	11	33	44	110
12ブロック (鹿浜地域)	27	28	21	16	27	27	119
13ブロック (舎人地域)	20	12	10	3	9	28	62
14ブロック (新田地域)	8	10	11	6	5	43	75
合計	326	367	176	231	304	637	1,715

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す

※ 認証保育所以外は、令和5年5月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	213	64	159	281	599	1,316
認定こども園	7	4	14	7	20	28	73
小規模保育	26	85	23	31			139
家庭的保育	105	33	54	19			106
区立認可外	2	3	1	2	3	10	19
認証保育所	33	29	20	13	0	0	62
合計	326	367	176	231	304	637	1,715

【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
1 不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①	259	346
2 待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))	258	346
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	56	92
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	174
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	86	75
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみ記入している	41	34
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」または、「認証保育所」があるが希望していない	45	41
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	7	5
3 待機児童数 ③ (①-②)	1	0

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）から区への返還金について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課
内 容	<p>私立認可保育所の日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会から法人名変更）から区への返還金の状況について報告する（これまでの経緯は、P90～91「足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過」のとおり）。</p> <p>1 区から要請事項</p> <p>令和5年2月15日付、区から法人に対して、以下の返還金全額（約960万円）の返納について確約すること等を求めて文書を発出した（回答期限：令和5年3月31日）。</p> <p>【返還金の内訳】</p> <p>① 日ノ出町保育園の令和3年度運営費 5,635,763円</p> <p>② <u>新田三丁目なかよし保育園の委託料</u> 4,021,176円</p> <p style="text-align: right;">合 計 9,656,939円</p> <p>2 日ノ出町保育園の令和3年度運営費返還金</p> <p>(1) 経緯</p> <p>令和4年11月30日付、東京都と足立区が実施した日ノ出町保育園の特定教育・保育施設指導検査において、令和3年度に区が支払った運営費の加算対象職員3名について配置要件を欠く期間があったことが判明した。</p> <p>これにより、過払いとなった上記1①の金額について、区から法人に対して返納を請求している。</p> <p>(2) 法人からの回答</p> <p>令和5年4月14日付、法人から区に対して、以下の「分割返納申出書」が提出された。</p> <p>ア 毎月の返納額 100,000円</p> <p>イ 返納の期間 令和6年4月～令和10年11月</p> <p>ウ 返納月額を増額等 収支状況が改善し次第、返納月額を増額及び返納期間の短縮等について区と協議する。</p>

3 新田三丁目なかよし保育園の委託料返還金

(1) 経緯

法人が指定管理者であった新田三丁目なかよし保育園について、法人からの申し出に基づき、令和2年11月30日付、区が指定管理者を解除した。これにより、すでに同園に支払われている令和2年度分の委託料の内、上記1②の金額について、区から法人に対して返納を請求している。

(2) 法人の回答

法人は区に対して、民事調停手続き等による法的な解決を図りたいとの意向を示しており、上記2(2)の「分割返納申出書」の返納対象には含めていない。

(3) 法人の主張

法人は、指定管理者であった平成25年度から平成29年度までの運営に要した経費に対して、区から支払われた委託料のうち人件費が不足しているとして、区へ40,140,306円の追加支払を求めている。

区はこの要求に対して、法的根拠に基づき支払の必要がないことを繰り返し法人に伝えているが、法人は区への委託料返還金は上記の人件費の不足分で相殺されると主張し、区の返還請求に応じていない。

4 今後の方針

- (1) 日ノ出町保育園の令和3年度運営費返還金について、確実な返納が行われるよう事務処理を進める。
- (2) 新田三丁目なかよし保育園の委託料返還金について、法人の動向を注視し、法的解決に向けて対応していく。
- (3) 法人内の会計処理の適正化及び財務計画の改善状況を注視し、園児や保育園運営に影響が及ばないように、引き続き法人及び保育園現場の状況を確認していく。

5 参考（施設概要）

- (1) 日ノ出町保育園（平成21年4月1日民営化）

ア 種 別：私立認可保育所

イ 所在地：足立区日ノ出町15番1号

ウ 定 員：169名

- (2) 区立新田三丁目なかよし保育園（令和4年3月31日閉園）

ア 種 別：公設民営（指定管理者への業務委託）

イ 所在地：足立区新田三丁目17番14号

ウ 定 員：44名

足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の過剰支出の疑義について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の過剰支出の疑義に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適正な支出を園会計に返納させると報告 <u>（令和5年5月現在、返還が滞っており、法人で法的対応を実施中）</u>
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払分の返納要請（令和3年3月返納終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適正な支出について情報提供
R1. 12. 13	足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適正な支出に関する報告を依頼 ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適正と認めた支出を園長から園会計に返納させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び実績を報告するよう要請 <u>（令和5年5月現在、返還計画及び実績は報告されていない）</u>
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみ運営となる
R2. 12. 11	新田三丁目なかよし保育園の令和2年4月～11月分の指定管理委託料の精算書（約400万円の返還）の提出を依頼 <u>（令和5年5月末現在、精算書は提出されていない）</u>
R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る
R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付けで解雇することを決定

R4. 3. 23	千葉県 の 指 摘 事 項 等 の 検 証 が ほ ぼ 終 了 し た こ と か ら 足 立 区 (福 祉 部) が 指 導 監 査 を 実 施
R4. 3. 30	園 長 解 雇 や 社 会 保 険 料 未 納 の 件 に つ い て 、 足 立 区 (福 祉 部) か ら 朝 陽 会 に 対 し 「 法 人 指 導 に か か る 依 頼 事 項 に つ い て 」 を 送 付 (回 答 期 限 : 令 和 4 年 4 月 1 5 日)
R4. 4. 22	足 立 区 (福 祉 部) が 令 和 4 年 3 月 2 3 日 に 実 施 し た 指 導 監 査 の 結 果 と し て 、 以 下 を 文 書 指 摘 ① 監 事 1 名 の 欠 員 補 充 ② 評 議 員 会 の 招 集 を 適 正 に 行 う こ と ③ 予 算 執 行 及 び 資 金 管 理 の 体 制 確 保 (社 保 料 未 納 の 原 因 究 明 、 再 発 防 止 等) ④ 過 年 度 の 不 適 正 支 出 等 の 清 算
R4. 4. 28	① 朝 陽 会 が 足 立 区 (福 祉 部) に 「 法 人 指 導 に か か る 依 頼 事 項 に つ い て 」 回 答 を 提 出 ② 園 職 員 へ の 説 明 結 果 を 踏 ま え 、 法 人 か ら 足 立 区 (子 ども 家 庭 部) に 、 園 長 の 解 雇 時 期 を 「 6 月 末 」 ま で 延 長 す る と 連 絡
R4. 5. 26	理 事 会 に お い て 、 園 長 の 解 雇 時 期 を 「 1 0 月 末 」 ま で 延 長
R4. 6. 6	足 立 区 (福 祉 部) の 指 導 監 査 に お け る 文 書 指 摘 に 対 し 、 法 人 が 区 へ 改 善 状 況 報 告 書 を 提 出
R4. 6. 21	臨 時 理 事 会 に お い て 、 新 理 事 長 及 び 日 ノ 出 町 保 育 園 の 新 園 長 の 選 任 を 承 認
R4. 7. 1	新 園 長 及 び 新 副 園 長 が 就 任 ※ 前 園 長 は 令 和 4 年 6 月 3 0 日 付 け 解 雇
R4. 7. 3	法 人 が 保 護 者 説 明 会 を 開 催 し 、 新 園 長 ・ 副 園 長 の 就 任 及 び 、 前 園 長 の 解 雇 理 由 に つ い て 説 明
R4. 7. 22	足 立 区 (福 祉 部 ・ 子 ども 家 庭 部) か ら 新 理 事 長 に 対 し て 、 こ れ ま で の 区 ・ 法 人 間 の 対 応 経 過 の 確 認 資 料 を 手 渡 し
R4. 8. 23	足 立 区 (福 祉 部 ・ 子 ども 家 庭 部) が 今 後 の 法 人 運 営 の 適 正 化 の 考 え 方 に つ い て 新 理 事 長 を 始 め と す る 法 人 幹 部 へ の ヒ ア リ ン グ を 実 施 。 法 人 の 財 政 状 況 に つ い て 、 9 月 中 に 区 に 詳 細 な 報 告 を 行 う こ と を 要 請
R4. 9. 30	法 人 内 異 動 に よ り 、 副 園 長 職 を 廃 止
R4. 11. 30	東 京 都 と 足 立 区 (子 ども 家 庭 部) が 、 日 ノ 出 町 保 育 園 の 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 指 導 検 査 を 実 施 。 こ の 結 果 、 令 和 3 年 度 に 区 が 支 払 っ た 運 営 費 の 加 算 対 象 職 員 3 名 に つ い て 、 配 置 要 件 を 欠 く 期 間 が あ る こ と が 判 明
R5. 1. 4	足 立 区 (子 ども 家 庭 部) か ら 法 人 に 対 し て 、 令 和 3 年 度 の 運 営 費 約 5 6 0 万 円 の 返 納 を 請 求 (期 限 : 令 和 5 年 1 月 2 3 日)
R5. 1. 17、27	法 人 か ら 足 立 区 (子 ども 家 庭 部) に 対 し 、 返 還 金 を 分 割 返 納 す る 意 向 が 示 さ れ た (令 和 6 年 4 月 か ら 月 額 5 万 円)
R5. 2. 15	足 立 区 (子 ども 家 庭 部) か ら 法 人 に 対 し 、 返 還 金 の 分 割 申 出 に か か る 要 請 事 項 等 を 通 知 (提 出 期 限 : 令 和 5 年 3 月 3 1 日) ① 令 和 3 年 度 の 運 営 費 に 新 田 三 丁 目 な か よ し 保 育 園 の 委 託 料 を 加 え た 全 て の 返 還 金 (約 9 6 0 万 円) を 返 納 す る 旨 を 確 約 す る こ と ② 法 人 の 収 支 が 改 善 し 次 第 、 返 納 月 額 を 増 額 す る こ と
R5. 4. 14	法 人 か ら 足 立 区 (子 ども 家 庭 部) に 対 し 、 令 和 3 年 度 の 運 営 費 返 還 金 の 分 割 返 納 申 出 書 の 提 出 (令 和 6 年 4 月 か ら 月 額 1 0 万 円) 。 収 支 状 況 が 改 善 し 次 第 、 返 納 月 額 の 増 額 等 を 区 と 協 議 す る 意 向 が 示 さ れ た

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	いづみ保育園の再開後の状況について
所管部課名	子ども家庭部 私立保育園課
内 容	<p>保育士の大量退職により、令和4年4月1日から保育を休止していた私立認可保育所「いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）」の再開後の状況について報告する（これまでの経緯は、P93～94「対応経過」のとおり）。</p> <p>1 都への再開承認申請書類及び意見書の提出 法人から提出された再開承認申請書類（以下、「再開書類」という）については、区において内容を審査した結果、関係法令上の要件を満たしていることを確認し、令和5年4月24日に区の意見書を付して東京都へ提出した。</p> <p>2 法人ヒアリングの実施 令和5年4月28日に、副区長及び教育長による法人ヒアリングを実施し、法人として休園に至った原因分析等の認識や、再発防止策等の徹底について確認した。</p> <p>3 都の再開承認及び園児入所募集について 区から再開書類及び意見書を提出した後、令和5年5月1日付で、東京都がいづみ保育園の再開を承認した。 これに伴い、区は6月からの保育施設入所申込の受付（受付期間：令和5年4月13日～5月14日）にいづみ保育園を追加した。</p> <p>4 再開後の入園状況（令和5年5月24日現在） 認可定員（1歳児 10人 2歳児 10人 計20人） 実入所数（1歳児 0人 2歳児 0人 計 0人） 入園率 0%</p> <p>5 今後の方針 定期的に再開後の園の状況を確認し、安定的に適切な保育環境が継続されるように助言・指導を行っていく。</p> <p>6 参考（いづみ保育園の施設概要） (1) 種 別：私立認可保育所 (2) 所在地：足立区西新井栄町一丁目15番10号 (3) 定 員：20名（休園前70名）</p>

対応経過

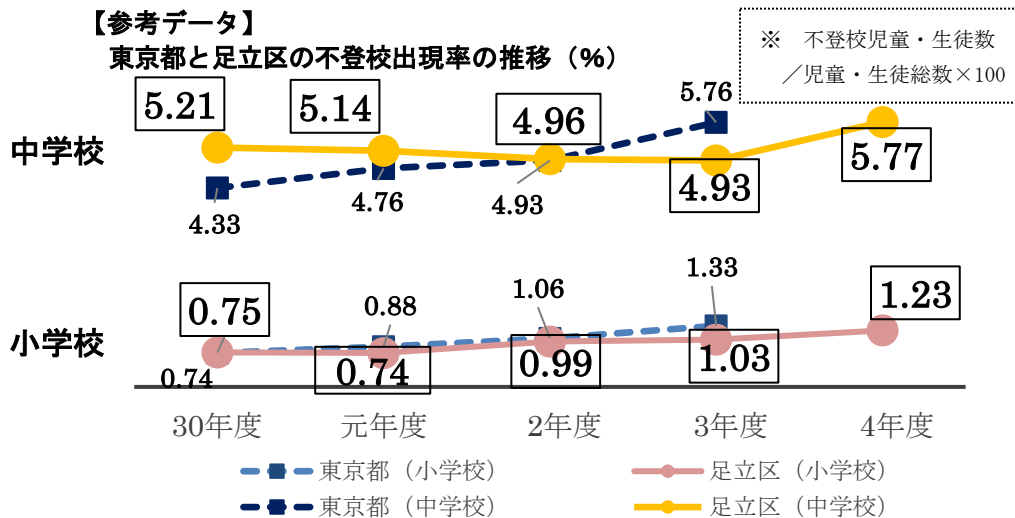
年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和 4 年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和 4 年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和 4 年度の受け入れ可能児童数を 30 人（0～5 歳児）に縮小 したいと回答（現行定員 70 人）
R3. 10. 7	区→園	以下の 3 点について、令和 3 年 12 月 24 日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数 23 人（0～2 歳児）と回 答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催（区傍聴）
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催（いづみ保育園ホールにて）
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始（月 2～3 回）
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和 4 年 1 月末日まで報告期限の猶予を申 し入れ。常勤保育士が必要数 9 人に対し 4 人しか確保できて いないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和 4 年度の園児数が 0 人になる見込みを伝え、以下を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和 4 年度の運営継続に ついて報告すること
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和 4 年度は定員 20 名（1・2 歳児）で保育 を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4 月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育 士全員に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着に おける改善策計画」を提出。定員 20 人での運営に必要となる 常勤保育士 6 人を令和 4 年 8 月初旬までに確保し、10 月から 募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付（期限：3 月 10 日）
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 （園から実施日時の確答なし）
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催（こども支援センターげんきに て）
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催（リモート開催）

R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児 54 人について、心理職が転園先（16 施設）に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和 4 年 10 月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容と募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出
R4. 7. 12	園→区	休止承認申請の提出 （区から都に 7 月 15 日進達、7 月 25 日東京都承認） 園長から令和 4 年 11 月もしくは 12 月に園児募集を再開したいとの申し出
R4. 8. 24	都→区	都が「再開承認申請書」に添付する書類を指定
R4. 8. 30	区→園	園長に対して、再開時期等について聴き取り 令和 5 年 4 月 1 日に定員 27 名で再開をしたいとの申し出
R4. 10. 20	園→区	「令和 5 年度一斉入所の取扱い変更について」を提出
R4. 11. 15	区→園	「保育所の再開に係る書類の提出について」の通知を发出
R4. 12. 23	園→区	保育所の再開に係る書類の一部提出
R5. 1. 19・23	園→区	当区への提出期限を令和 4 年 12 月 23 日としたが、令和 5 年 1 月 19 日および同月 23 日に指定期日を遅延して当区へ提出
R5. 1. 27	区→園	「児童福祉施設（保育所）再開承認申請について（通知）」で今後 5 年間収支予定表を再度提出するように要請
R5. 3. 1	園→区	再開時の定員を「1 歳児 10 名、2 歳児 10 名（計 20 名）」から「0 歳児 3 名、1 歳児 10 名、2 歳児 10 名（計 23 名）」へ変更を申し出
R5. 3. 8	園→区	令和 5 年 3 月 1 日に提出された定員変更の申し出を撤回
R5. 4. 24	区→都	意見書を付して都へ再開書類を提出
R5. 5. 1	都→区	都が令和 5 年 5 月 1 日付での再開を承認

教育委員会報告

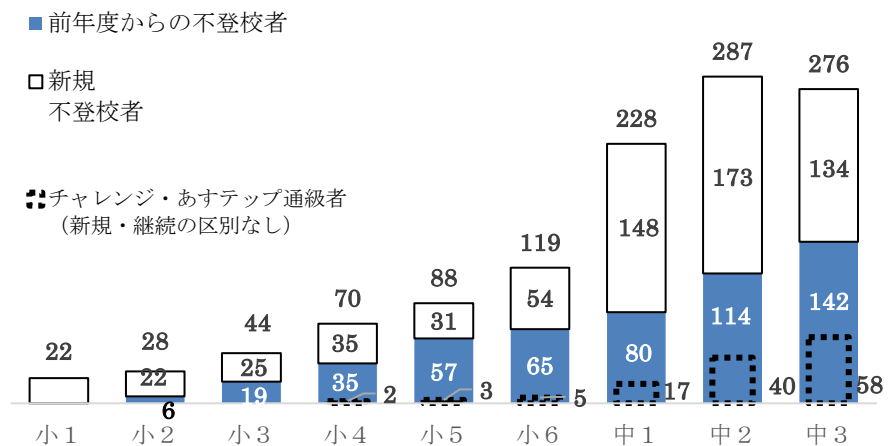
令和5年6月9日

件名	令和4年度の不登校児童・生徒数及び支援について																																																																									
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課																																																																									
内容	<p>1 令和4年度不登校児童・生徒数（累計30日以上欠席者）</p> <p>(1) 直近5年間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>239</td> <td>234</td> <td>312</td> <td>318</td> <td>371</td> <td>+53</td> </tr> <tr> <td>(出席扱い)</td> <td>(14)</td> <td>(19)</td> <td>(20)</td> <td>(173)</td> <td>(170)</td> <td>(-3)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>697</td> <td>684</td> <td>665</td> <td>678</td> <td>791</td> <td>+113</td> </tr> <tr> <td>(出席扱い)</td> <td>(215)</td> <td>(181)</td> <td>(239)</td> <td>(337)</td> <td>(331)</td> <td>(-6)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>936</td> <td>918</td> <td>977</td> <td>996</td> <td>1,162</td> <td>+166</td> </tr> <tr> <td>(出席扱い計)</td> <td>(229)</td> <td>(200)</td> <td>(259)</td> <td>(510)</td> <td>(501)</td> <td>(-9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 出席扱い…学校の指導要録上、出席としている者の人数（チャレンジ学級等の学校以外の教育の場やICTを活用した学習が該当）</p> <p style="text-align: center;">不登校児童・生徒数と出席扱い割合の推移</p> <table border="1"> <caption>不登校児童・生徒数と出席扱い割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>出席扱い(小中合計)割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年度</td> <td>239</td> <td>697</td> <td>24.5%</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>234</td> <td>684</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>312</td> <td>665</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>318</td> <td>678</td> <td>51.2%</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>371</td> <td>791</td> <td>43.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 従前の学校生活に戻ってきたものの、それに適応できない等の理由により不登校児童・生徒は166人増加したが、出席扱いとした児童・生徒は9人減少し、ほぼ横ばいである。</p> <p>イ 令和4年度は休校期間がなく、ICTを活用した学習支援は個別に実施していたため、令和3年度の時のような増加にはならなかったものの、同水準は実施できた。</p>		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	前年比	小学校	239	234	312	318	371	+53	(出席扱い)	(14)	(19)	(20)	(173)	(170)	(-3)	中学校	697	684	665	678	791	+113	(出席扱い)	(215)	(181)	(239)	(337)	(331)	(-6)	合計	936	918	977	996	1,162	+166	(出席扱い計)	(229)	(200)	(259)	(510)	(501)	(-9)	年度	小学校	中学校	出席扱い(小中合計)割合	30年度	239	697	24.5%	元年度	234	684	21.8%	2年度	312	665	26.5%	3年度	318	678	51.2%	4年度	371	791	43.1%
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	前年比																																																																			
小学校	239	234	312	318	371	+53																																																																				
(出席扱い)	(14)	(19)	(20)	(173)	(170)	(-3)																																																																				
中学校	697	684	665	678	791	+113																																																																				
(出席扱い)	(215)	(181)	(239)	(337)	(331)	(-6)																																																																				
合計	936	918	977	996	1,162	+166																																																																				
(出席扱い計)	(229)	(200)	(259)	(510)	(501)	(-9)																																																																				
年度	小学校	中学校	出席扱い(小中合計)割合																																																																							
30年度	239	697	24.5%																																																																							
元年度	234	684	21.8%																																																																							
2年度	312	665	26.5%																																																																							
3年度	318	678	51.2%																																																																							
4年度	371	791	43.1%																																																																							



ウ 不登校出現率は、小学校では令和元年度から、中学校では令和3年度から、東京都平均より下回るようになった。

(2) 学年別不登校児童・生徒数及び推移



学年別前年度比較

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
3年度	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678
4年度	22	28	44	70	88	119	371	228	287	276	791
前年比	+11	+4	+8	-1	+14	+17	+53	+57	+34	+22	+113

ア 不登校生徒数に占める新規不登校生徒数は、中学校において昨年度に比べ増加した。従前の学校生活に戻ってきたものの、それに適応できない生徒が多かったためと考えられる。特に、中学生は不登校が長期化することから、別室登校など個に応じたきめ細かな対応を行っていく。

イ 小学校から中学校への不登校データの引き継ぎを行うことや、SCによる中学1年生を対象とした全員面接を引き続き実施することで、生徒一人一人の状況に応じた必要な支援を推進し、教育相談体制を強化する。

(3) 欠席日数別不登校児童・生徒の学年別人数内訳

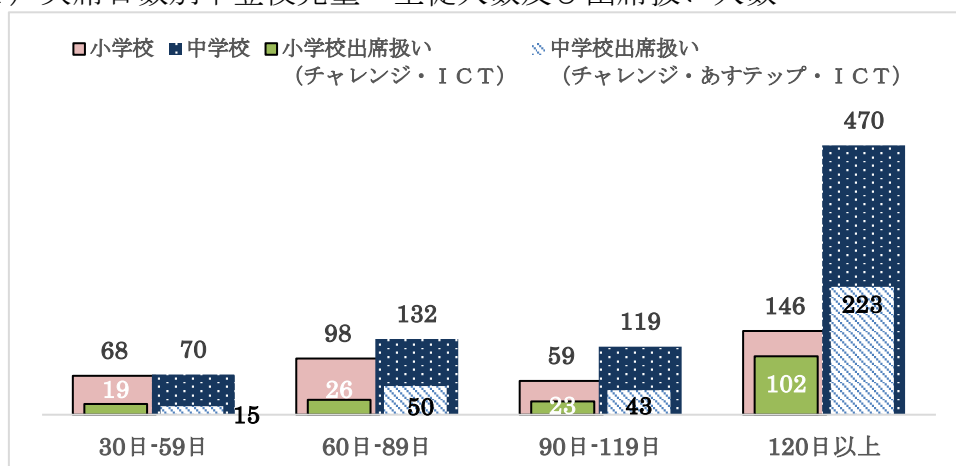
【令和4年度】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	6	9	13	9	13	18	68	32	21	17	70
60日-89日	14	9	11	17	18	29	98	46	43	43	132
90日-119日	2	4	5	13	18	17	59	37	45	37	119
120日以上	0	6	15	31	39	55	146	113	178	179	470
合計	22	28	44	70	88	119	371	228	287	276	791

【参考：令和3年度】

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	中計
30日-59日	2	12	13	25	15	19	86	25	34	27	86
60日-89日	6	5	6	18	23	18	76	34	38	45	117
90日-119日	2	2	6	10	18	22	60	39	40	43	122
120日以上	1	5	11	18	18	43	96	73	141	139	353
合計	11	24	36	71	74	102	318	171	253	254	678

(4) 欠席日数別不登校児童・生徒人数及び出席扱い人数



ア 中学生において120日以上欠席の不登校生徒数の割合が増加した。新型コロナウイルス感染症によって環境が大きく変化し家でゲーム中心の生活になり、生活リズムが崩れたまま戻らない児童・生徒が増え、欠席が長期にわたるケースが増加しているためと考えられる。

イ 不登校生徒の状況に応じて、チャレンジ、あすテップなどの適応指導教室の利用を促すほか、ICTを活用した支援を行うなど不登校生徒に対する学習機会の保障を拡充する。

2 主な不登校の要因（上位5項目） ※ カッコ内は割合

	小学校	中学校
1	無気力・不安（51%）	無気力・不安（61%）
2	生活リズムの乱れ・遊び・非行（14%）	生活リズムの乱れ・遊び・非行（13%）
3	親子の関係（13%）	授業が分からない（6%）
4	友人関係の悪化（5%）	親子の関係（5%）
5	授業が分からない（4%）	友人ができない（4%）

ア 主な不登校の要因は、令和3年度と同様の項目だが、無気力など本人に関する要因のポイントが微増しており、親子関係は微減した。

【参考：令和3年度】

	小学校	中学校
1	無気力・不安（48%）	無気力・不安（59%）
2	親子の関係（18%）	生活リズムの乱れ・遊び・非行（13%）
3	生活リズムの乱れ・遊び・非行（14%）	親子の関係（7%）
4	授業が分からない（5%）	授業が分からない（4%）
5	友人関係の悪化（3%）	友人関係の悪化（4%）

学校種別の主な不登校の要因事例

小学校	ア 保護者の精神的不安定や、兄弟の不登校で、一緒に引きこもるような事例
	イ ここ数年の学校や家庭における環境の変化により、児童本人の精神的ストレスにつながった事例
中学校	ア 学校の不登校に対する早期対応において、家庭の協力が得られない事例
	イ SNSやゲームなどが中心の生活になり、生活リズムが崩れてしまった事例

3 不登校児童・生徒への支援委託事業の実施状況

(1) NPOと連携した居場所を兼ねた学習支援の実施状況

家庭や学校以外の「安心して過ごせる居場所」と「学習環境」を提供している。

ア 支援人数

	小5	小6	中1	中2	中3	計
中部地区	0	0	2	3	13	18
西部地区	0	3	5	9	6	23
東部地区	2	0	8	9	8	27
北部地区	0	0	1	6	4	11
合計	2	3	16	27	31	79

イ 支援結果（中学3年生は進路等）

	支援結果	人数	内容等
中学3年生	高校進学	25名	チャレンジスクール、通信制学校等
	その他	6名	就職、家事手伝い、夜間中学進学、区外転出
小学5年生 ～ 中学2年生	居場所支援等 が定着	34名	学校復帰、チャレンジ学級に通級又は居場所支援の継続
	継続通級困難	14名	教育相談、SSW等の個別支援

(2) 家庭学習支援事業の実施状況

長期不登校児童等へのアウトリーチ支援として、スクールソーシャルワーカーや学校との連携のもと家庭への働きかけを行い、家庭への講師派遣による個別指導、ICTを活用した学習支援など多様な学習機会を提供している。

ア 支援対象

長期欠席状態（欠席日数120日程度）にあり、外出が困難な児童等

イ 支援人数 小学生26人

小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計
1	2	3	5	6	9	26

ウ 支援結果

(ア) 講師派遣回数：延べ513回

(イ) 改善状況：教育相談に繋がった児童3人

フリースクールに繋がった児童1人

別室等に部分的に登校できた児童8人

教室復帰した児童4人

4 今後の方針

ICTの活用や別室支援の充実を図ることで不登校の未然防止に努めるとともに、不登校になった場合でも児童・生徒個々のニーズに応じた多様な支援を提供していく。

(1) 不登校児童（小学生）への支援

ア 登校サポーターを派遣し、お迎え支援により登校を促す。

イ 不登校を長期化させないために、児童と学校との繋がりを保つことが不可欠であるため、一人1台配付したタブレット端末を活

	<p>用し、登校しぶりの状態の児童や長期欠席となっている児童も学校と繋げていく。</p> <p>ウ 状況に応じて家庭学習支援事業の利用に繋げるなど、学習の機会を保障していく。</p> <p>(2) 不登校生徒（中学生）への支援</p> <p>ア 不登校対応加配教員配置校の別室支援等の取り組みを教育相談コーディネーター（学校の不登校担当教員）研修において情報発信することや、登校サポーターの派遣回数が増などにより、別室支援の充実を図り、不登校の未然防止に努める。</p> <p>イ チャレンジ学級・あすテップでは、授業のオンライン配信を充実させ、令和5年度から通級生が自宅からでも受講できるようにし、学習の機会を増やしていく。</p> <p>ウ 家庭学習支援事業の対象を中学生にも拡大し、多様な学習機会の提供を行う。</p> <p>エ NPO法人が実施している不登校の子どもへのオンライン支援事業を試行実施する。</p> <p>オ 引き続き、不登校児童・生徒が在籍する学級における授業のオンライン配信を推進する。</p>
--	--

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	令和4年度のスクールソーシャルワーカー（SSW）活動実績について									
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課									
内容	<p>1 SSWの役割</p> <p>社会福祉等の専門知識を活かし、不登校や家庭環境など様々な事情を抱える児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、児童・生徒の最善な利益を追求しながら、課題の改善・解決に向けた支援を行っている。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 常勤職員以外のSSWは会計年度任用職員として採用している。 ※ 小中学校には、SSWのほかに、心理の専門家としてスクールカウンセラー（SC）がおり、児童・生徒とその保護者等からの様々な相談を受けるほか、行動観察や家庭訪問も行っている。足立区では30名以上を会計年度任用職員として採用し、全小中学校に週1回以上の巡回訪問を実施している。 ※ 都立高校ではSSWと同様の役割として、ユースソーシャルワーカー（YSW）がおり、都立高校における中途退学の予防のため、東京都が採用している。進学先選びのミスマッチを防ぎ、高校における不登校を予防するため、SSWとの年2回の連絡会を開催している。 <p>2 令和4年度のSSWの主な活動内容</p> <p>(1) 校内会議への参加等を通じた学校関係者及び関係機関との連携及び情報共有</p> <p>(2) 面接、家庭訪問等による児童・生徒、世帯の状況確認及び生活保護等福祉関係機関へ繋ぐなどの直接支援</p> <p>(3) 支援計画の実施及びアセスメント</p> <p>【SSWの令和4年度体制及び主な役割】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> 常勤SSW (総合調整) 1名 </td> <td style="padding: 5px;"> 各チームの進捗管理 SSWマニュアルの整備 SSW全体の記録整理 </td> <td style="padding: 5px;"> 研修計画立案 一般SSWとしての活動 </td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> 統括SSW (チーム管理) 3名 </td> <td style="padding: 5px;"> 一般SSWの指導・育成 個別案件の進捗管理 一般SSW同行 </td> <td style="padding: 5px;"> 常勤SSWへの状況報告 研修・事例検討実施 </td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; width: 20%;"> 一般SSW (現場活動) 13名 </td> <td style="padding: 5px;"> 学校巡回訪問 校内委員会参加 管理職及び担任等との協議 教室等での行動観察 校内研修実施 </td> <td style="padding: 5px;"> 家庭訪問 関係機関との連携 </td> </tr> </table> </div> <p>※ SSWのチームは、教育相談課の登校支援係（西新井）、綾瀬教育相談係及び竹の塚教育相談係の3か所で編成している。</p>	常勤SSW (総合調整) 1名	各チームの進捗管理 SSWマニュアルの整備 SSW全体の記録整理	研修計画立案 一般SSWとしての活動	統括SSW (チーム管理) 3名	一般SSWの指導・育成 個別案件の進捗管理 一般SSW同行	常勤SSWへの状況報告 研修・事例検討実施	一般SSW (現場活動) 13名	学校巡回訪問 校内委員会参加 管理職及び担任等との協議 教室等での行動観察 校内研修実施	家庭訪問 関係機関との連携
常勤SSW (総合調整) 1名	各チームの進捗管理 SSWマニュアルの整備 SSW全体の記録整理	研修計画立案 一般SSWとしての活動								
統括SSW (チーム管理) 3名	一般SSWの指導・育成 個別案件の進捗管理 一般SSW同行	常勤SSWへの状況報告 研修・事例検討実施								
一般SSW (現場活動) 13名	学校巡回訪問 校内委員会参加 管理職及び担任等との協議 教室等での行動観察 校内研修実施	家庭訪問 関係機関との連携								

【SSWの担当校数】

常勤福祉職：小学校1校、中学校1校

その他のSSW：小学校4校、中学校2校（平均数）

【支援の対象となった児童・生徒数】

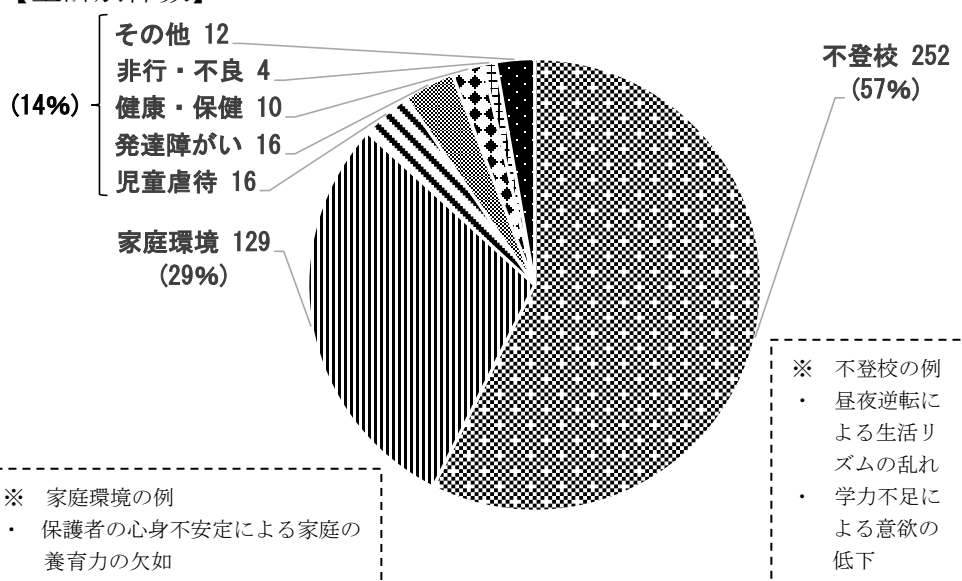
	令和2年度 総件数	令和3年度 総件数	令和4年度		
			単回相談 ※	継続支援	総件数
小学校	201	237	55	163	218
中学校	243	236	36	185	221
合計	444	473	91	348	439

※ 単回相談：1回の学校へのコンサルテーションで終了したもの

【訪問活動の回数及び内容】

学 校	2,518	校内委員会、ケース会議
家 庭	1,212	家庭訪問・面談
関係機関（病院、福祉事務所等）	432	通院・生活保護申請同行

【主訴別件数】



3 活動による成果

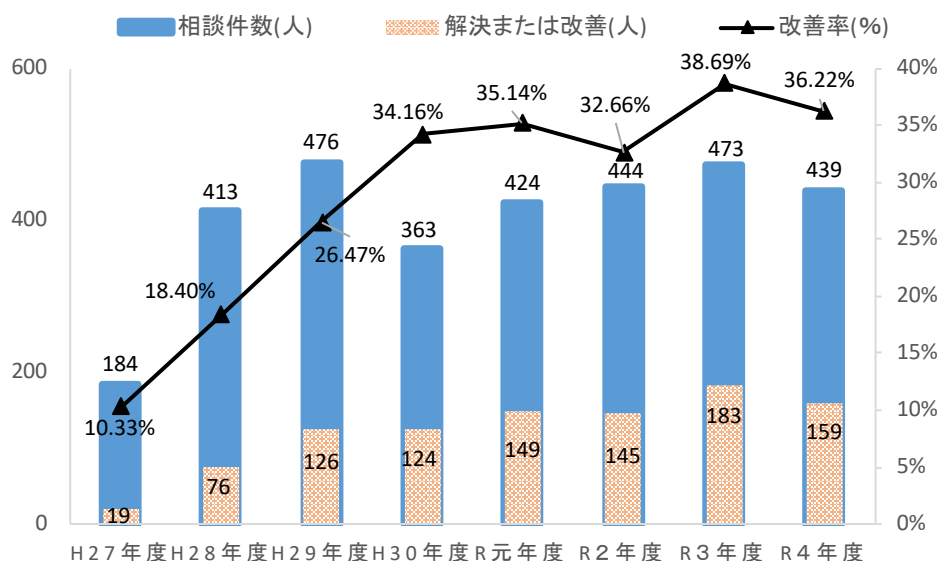
(1) チャレンジ学級等の学校外の教育機関へ繋いだ (142件)。

(例) 不登校の生徒について、教育相談から引き継いだSSWが本人と保護者との面談を重ね、居場所の利用に繋がったことで、学習機会の確保が実現した。

(2) 児童福祉関係機関の支援に繋がった (93件)。

(例) 児童相談所の一時保護に至った児童について、関係機関との連携により放課後デイサービスに繋がり、本人の状況が改善した結果、中学校では特別支援学級に在籍している。

【相談件数と改善又は解決した件数】



※ 解決とは、学校と協議した結果、主たる要因が解消された場合
 ※ 改善とは、複数の要因のうち、いくつかの要因が解決された場合
 や主たる要因の解消に向けて進展した場合

4 令和5年度の活動内容


- (1) 各学校の新体制を踏まえ、改めて校内委員会等でS S Wの仕事の内容を説明するとともに、教員研修を全中学校で実施する。
- (2) 中学校は週1回、小学校は月2回の定期訪問を継続し、家庭に課題のある児童・生徒とその保護者について、学校及び各関係機関との情報共有を進めていくとともに、連携による対応の強化を図る。
- (3) S S Wの支援レベル向上のためのチーム会議及び外部研修等を引き続き実施する。

5 今後の方針

- (1) 改訂された「生徒指導提要」を踏まえ、「チーム学校」として、S S W活動への理解を深めてもらうための研修等を各学校で実施する。
- (2) 家庭問題が複雑かつ多様化している中で、児童・生徒及び保護者の状況を少しでも多く改善、解決するためのソーシャルワークを実践していく。
- (3) 3年以下の経験が浅いS S Wが約半数いる中で、質の高い支援を行うために、事例検討等を通じたS S W全体のレベル向上を図る。

教育委員会報告

令和5年6月9日

件名	足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について						
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課						
内容	<p>東京都足立児童相談所は庁舎建替え工事が完了し、次のとおり新築庁舎に移転したので報告する。</p> <p>また、東京都福祉保健局から、足立児童相談所が新築建物で開所以降も、当面の一時保護の受け皿として、引き続き仮設一時保護所を運用したいとの要望を受け、区としては、児童相談行政に協力する立場から、次のとおり使用継続の要望を認めることとしたので、併せて報告する。</p> <p>1 足立児童相談所の新築移転</p> <p>(1) 移転先 足立区西新井本町三丁目8番4号</p> <p>(2) 移転日 令和5年4月24日(月)</p>  <p>(参考) 東京都足立児童相談所の所管区域の変更予定について</p> <table border="1" data-bbox="580 1491 1481 1579"> <tr> <td></td> <td>令和5年9月30日まで</td> <td>令和5年10月1日から</td> </tr> <tr> <td>所管区域</td> <td>足立区・葛飾区</td> <td>足立区</td> </tr> </table> <p>2 仮設一時保護所の使用継続</p> <p>(1) 東京都一時保護所の現状及び一時保護所整備計画</p> <p>ア 一時保護所の現状</p> <p>(ア) 一時保護を必要とする児童数が増加しており、特に近年では学齢児の増加が大きくなっている。</p> <p>(イ) 年間平均入所率は100%を超えており、常にひっ迫している。</p> <p>イ 一時保護所整備計画</p> <p>(ア) 令和10年度までに新規で一時保護所を2か所整備する。</p> <p>(2) 使用継続にあたっての都との取り決め</p> <p>ア 東京都は一時保護所の施設整備状況等にかかわらず、あみだ橋</p>		令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から	所管区域	足立区・葛飾区	足立区
	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から					
所管区域	足立区・葛飾区	足立区					

公園広場部を令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還すること。

イ 隣接する代替広場も引き続き地域の方に利用いただけるように運用を継続すること。

ウ 仮設建物の耐火に向けた構造上の対策を行うとともに、仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、1年ごとに足立区へ報告・協議すること。

(3) 仮設一時保護所の耐火に向けた改修

ア 改修の概要

(ア) 外壁 ALC外壁パネル張り

(イ) サッシ 防火サッシに交換

(ウ) ガラス 網入りガラスに交換又は防火シャッターを追加

(エ) 玄関 防火シャッター等に改修

イ 改修期間

令和5年4月18日から同年7月6日まで

(4) 仮設一時保護所の運営

ア 仮設一時保護所定員

15名程度

イ 運営主体

東京都（民間委託を予定）

(5) 東京都福祉保健局から近隣への説明状況

ア 説明資料

P106～107、資料1、2のとおり

イ 近隣から寄せられた区民の声及びその回答要旨

(ア) 区民の声の要旨

① 仮設一時保護所の使用継続について白紙撤回と即時原状回復を東京都福祉保健局に働きかけていただきたい。

(イ) 区民の声への回答の要旨

① 区においても、足立児童相談所と類似した児童虐待対応をしており、緊急でリスクの高い事例については足立児童相談所と連携して一時保護なども実施していること。

② 区では、東京都の児童相談行政と連携、協力する立場から、今回の東京都福祉保健局からの仮設一時保護所の継続運用の要望には応じざるを得ないと考えていること。

③ あみだ橋公園の原状回復を東京都に働きかける予定はないことをご理解いただきたいこと。

※ 上記区民の声1件のほかには特に意見等はいただいている。

3 今後の方針

仮設建物の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、1年ごとに東京都から報告・協議を受け、適切に使用されているかを確認していく。

東京都足立児童相談所の新築移転及び仮設一時保護所の使用継続について

1 足立児童相談所の新築移転

現在、足立児童相談所の現地建替工事を実施しており、相談所機能及び一時保護所機能ともに仮設建物で運営しているところですが、令和5年3月に建替工事が竣工し、令和5年4月下旬に相談所機能及び一時保護所機能は新設建物に移転する予定です。

2 仮設一時保護所の使用継続

(1) 使用継続のお願い

当初の計画では、新設足立児童相談所の開所後に、あみだ橋公園広場の仮設一時保護所は解体し、原状復旧の上、足立区に令和5年度末に返還予定としておりました。

しかしながら、近年、虐待対応件数は毎年増え続けるとともに、一時保護件数も増加しており、都内一時保護所の定員超過は常態化しています。

そこで、都としては令和10年度当初を目途に他区市町村で一時保護所を開設していく予定ですので、開設までの一時保護の受け皿確保のため、足立児童相談所が新設建物で開所した以後も、引き続き仮設一時保護所として運用させていただきますようお願いいたします。

(2) 使用継続にかかる足立区との協議

仮設建物及びあみだ橋公園広場の使用許可期間の継続にあたっては、仮設建物の耐火に向けた構造上の対策、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、毎年の建築基準法上の報告、代替広場（都有地）の継続使用などの項目について、1年ごとに足立区と協議してまいります。

(3) 継続期間

最長で令和9年度末まで（解体・原状復旧に要する期間も含む）

(4) 仮設一時保護所定員

15名程度（現在32名）

※仮設一時保護所定員は32名で運用していますが、新設足立児童相談所が開所後は15名程度とします。新設足立児童相談所一時保護所の定員は32名ですので、仮設一時保護所の使用継続が許可されている期間では、合わせて47名程度になります。

(5) 運営主体

東京都（民間委託を予定）

3 スケジュール（予定）

(1) 新設足立児童相談所（相談部門、一時保護所）

開所：令和5年4月下旬

(2) 仮設一時保護所

開所：令和5年7月上旬（運営休止：令和5年4月下旬から）

※改修工事を実施することとし、工事期間中は一時的に運営を休止します。

なお、改修工事に関しましては、受注業者が決定次第、詳細をお知らせいたします。

当面の間の一時保護の受け皿として、足立児童相談所が新設建物で開所（4月下旬）以後も、引き続き仮設一時保護所を運用いたしたく、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 〔一時保護の現状〕 児童虐待が深刻化する中、保護を必要とする児童が増加し、一時保護所の年間平均入所率は100%を超え、ひっ迫状態が続いています。
- 〔都での施設整備〕 この状況を踏まえ、東京都では令和10年度までに新規で2か所の一時保護所（立川市内と練馬区内）の整備を進めています。
- 〔現状復旧の約束〕 **一時保護施設の整備状況等に関わらず、令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還いたします。**
- 〔代替広場の運用〕 仮設一時保護所の継続運用をお願いする間、隣接する代替広場も引き続き地域の皆様にご利用いただけるようにいたします。

1 あみだ橋公園(仮設)一時保護所

【建物】



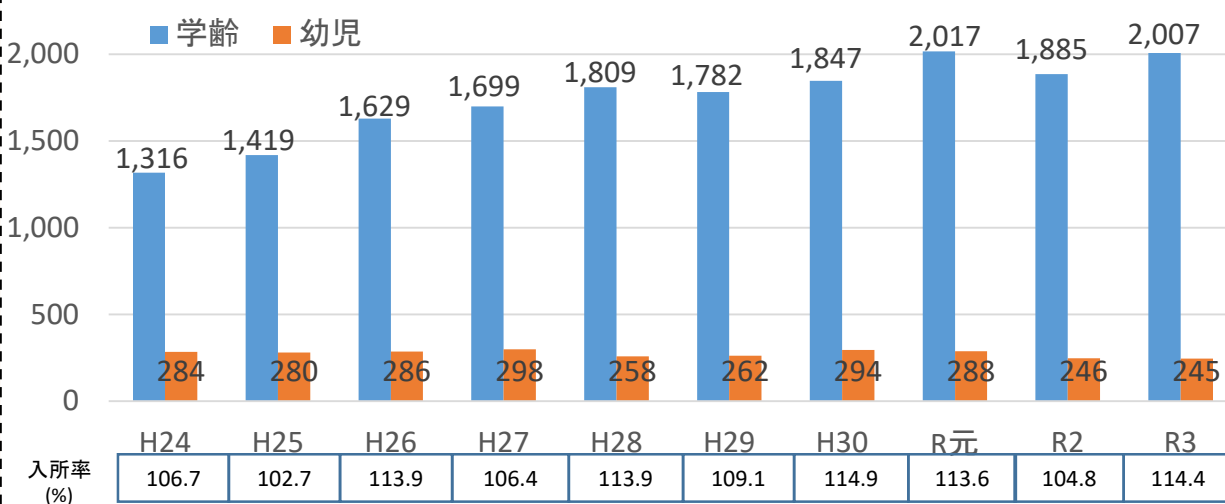
【案内図】



2 一時保護所の現状

- 児童虐待は年々深刻化しており、保護を必要とする児童の数が増加しています。特に近年では、学齢児の増加が大きくなっています。
- 年間平均入所率は100%を超えており、常にひっ迫しています。

一時保護所の新規入所人数(人)



3 東京都一時保護所整備計画

- 令和10年度までに新規で一時保護所を2か所整備します。
- 仮設一時保護所の運用を継続する場合は、他施設の整備が完了する令和9年度末まで継続致します（代替広場も同期間継続）。
※継続期限は、入所実績（R3:286人）も踏まえて設定しています。

	R5年度	R6年度	~	R9年度						R10年度
				4月	~	11月	12月	1月	2月	
立川		★ 開所		→						
練馬										★ 開所
足立仮設	4~7月 改修工事 ★ 開所					解体工事・現状復旧				★ 返還
入所定員	265	289				289				298

4 継続に当たっての足立区との取り決め

以下の点について、都と足立区で取り決めております。

- **施設整備状況等に関わらず、令和9年度末に原状復旧の上、確実に足立区に返還**
- 隣接する代替広場も引き続き地域の方にご利用いただけるように運用を継続
- 仮設建物の耐火構造の維持管理状況、定期的な避難訓練の実施などの防火対策、代替広場（都有地）の継続使用等の項目について、**1年ごとに足立区へ報告・協議**

教 育 委 員 会 報 告

令和5年6月9日

件 名	梅田八丁目複合施設設計業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館										
内 容	<p>区議会の令和5年第2回定例会にて補正予算の議決を得られた場合に、令和4年3月に策定した「梅田八丁目複合施設基本構想・基本計画」の内容に基づき、梅田八丁目複合施設及び隣接する亀田トレイン公園・梅田亀田公園・南北線用地（以下、「本複合施設等」という。）の設計業務を委託する事業者を、公募型プロポーザルにより選定する。</p> <p>1 委託内容 本複合施設等の基本設計業務及び実施設計業務</p> <p>2 契約期間 契約締結日から令和7年8月31日まで（予定）</p> <p>3 今後のスケジュール（概要）</p> <table border="1" data-bbox="464 1106 1430 1355"> <tr> <td>7月中旬</td> <td>第1回選定委員会（公募関係書類等の決定）</td> </tr> <tr> <td>7月下旬</td> <td>公募（参加表明事業者の募集）</td> </tr> <tr> <td>8月下旬</td> <td>第2回選定委員会（提案書提出事業者の選定）</td> </tr> <tr> <td>10月上旬</td> <td>提案書提出期限</td> </tr> <tr> <td>10月下旬</td> <td>第3回選定委員会（契約候補事業者の特定）</td> </tr> </table> <p>4 選定委員会（計7名） 選定委員会委員は学識経験者3名、区民委員3名及び区職員1名</p> <p>5 今後の方針 （1）スケジュールに基づきプロポーザル業務を適切に進めていく。 （2）選定された事業者とともに今後の状況や課題に即して本複合施設等の設計業務を行っていく。</p>	7月中旬	第1回選定委員会（公募関係書類等の決定）	7月下旬	公募（参加表明事業者の募集）	8月下旬	第2回選定委員会（提案書提出事業者の選定）	10月上旬	提案書提出期限	10月下旬	第3回選定委員会（契約候補事業者の特定）
7月中旬	第1回選定委員会（公募関係書類等の決定）										
7月下旬	公募（参加表明事業者の募集）										
8月下旬	第2回選定委員会（提案書提出事業者の選定）										
10月上旬	提案書提出期限										
10月下旬	第3回選定委員会（契約候補事業者の特定）										

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年6月9日

件 名	令和5年度 大仙市教員派遣交流事業について
所管部課名	教育指導部学力定着推進課
内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降実施を見送っていた大仙市教員派遣交流事業について、今年度は感染症対策に留意した上で以下のとおり再開する。</p> <p>1 目的</p> <p>秋田県大仙市（※）の市立小・中学校に教員を派遣し、学校経営や日々の教育活動を直接体験することで、派遣者自身の資質・能力の向上に生かすとともに、大仙市のノウハウを全区立小・中学校に還元する。</p> <p>※ 全国学力・学習状況調査の結果において、常に上位である秋田県の中でも、特に市を挙げて学力向上に取り組んでいる。</p> <p>2 実施日程</p> <p>令和5年8月28日（月）～9月1日（金） ※ 出発日は8月27日（日）</p> <p>3 派遣先</p> <p>西仙北小学校・西仙北中学校</p> <p>4 派遣予定教員数</p> <p>12名（小・中各6名）</p> <p>5 成果報告</p> <p>大仙市の具体的な取組を区内管理職や教員に広く共有するため、派遣教員による成果報告会を開催する予定</p>

教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

件名	令和6年度新入学児童・生徒受入可能人数の公表及び学校公開など学校選択制度に関する周知について
所管部課名	学校運営部学務課
内容	<p>1 令和6年度新入学児童・生徒受入可能人数の公表</p> <p>受入可能人数については5月1日現在の住民情報により算出、各学校と協議の上決定し、区民に公表する。</p> <p>(1) 公表内容 P111～112参照</p> <p>(2) 公表方法 区ホームページに掲載、区内各施設への掲示</p> <p>(3) 公表時期 6月5日頃を予定</p> <p>2 令和5年度第1回学校公開の実施</p> <p>区立小・中学校で6月に令和6年度入学者向けの学校公開及び学校説明会を実施する。</p> <p>日程については、小・中学校、保育園、区民事務所等の区内各施設に掲示を依頼し、区民に公表する。…P113～114参照</p> <p>なお、区民へは資料郵送済みであり、区ホームページへも掲載済みである。</p> <p>3 学校選択制度の保護者への周知用リーフレット（P115～118参照）の配布</p> <p>令和6年度入学予定である幼稚園、保育園、認定こども園等の年長児と小学校6年生の保護者に各園・小学校を通じて配布する（6月上旬予定）。</p> <p>なお、小学校については、選択の範囲を隣接校等に限定しているため、小学校入学予定者の保護者には、「小学校の学校選択制度について」のチラシ（P119～120参照）を同封する。</p> <p>4 新入学生受入数、学校公開案内及び学校選択リーフレットの配布・掲示施設</p> <p>(1) 配布施設 区立小学校、幼稚園、保育園、認定こども園、区民事務所</p> <p>(2) 掲示施設 住区センター、図書館、生涯学習センター、地域学習センター、鹿浜いきいき館、ギャラクシティ、こども支援センターげんき、障がい福祉センター</p> <p>5 今後の方針</p> <p>第2回学校公開及び学校説明会は、9月下旬から10月までの期間の中での開催を予定している。</p>

令和6年度 小学校 受入可能人数一覧表

令和6年度入学の新一年生について、各学校の入学可能な人数の上限を示す「受入可能人数」は、次のとおりです。

(五十音順)

No.	学校名	令和5年度 入学者数	令和6年度 受入可能人数	備考
1	青井小	55	65	
2	足立小	78	100	
3	足立入谷小	20	65	
4	綾瀬小	151	170	
5	伊興小	95	100	
6	梅島小	94	100	前年度 抽選
7	梅島第一小	36	65	
8	梅島第二小	31	65	
9	桜花小	43	65	
10	扇小	49	65	
11	大谷田小	65	65	前年度 凍結
12	興本小	58	100	
13	加平小	100	100	前年度 抽選
14	亀田小	109	135	
15	北三谷小	22	65	
16	栗島小	46	65	
17	栗原小	64	65	前年度 抽選
18	栗原北小	63	100	
19	弘道小	31	65	
20	弘道第一小	50	65	
21	江北小	123	135	
22	古千谷小	95	100	前年度 凍結
23	皿沼小	32	65	
24	鹿浜五色桜小	48	100	
25	鹿浜第一小	93	100	前年度 凍結
26	鹿浜未来小	67	100	
27	島根小	77	100	
28	新田小	154	165	
29	関原小	68	100	
30	千寿小	135	135	前年度 抽選
31	千寿桜小	85	100	
32	千寿常東小	85	100	
33	千寿第八小	72	100	
34	千寿双葉小	59	100	

No.	学校名	令和5年度 入学者数	令和6年度 受入可能人数	備考
35	千寿本町小	66	65	前年度 抽選
36	竹の塚小	50	65	
37	辰沼小	95	100	前年度 凍結
38	寺地小	48	65	
39	舎人小	65	65	前年度 抽選
40	舎人第一小	91	100	
41	中川小	37	65	
42	中川北小	69	100	
43	中川東小	49	65	
44	中島根小	49	65	
45	長門小	34	65	
46	西新井小	89	100	
47	西新井第一小	52	65	
48	西新井第二小	31	65	
49	西伊興小	94	100	前年度 抽選
50	西保木間小	27	65	
51	花畑小	39	65	
52	花畑第一小	58	100	
53	花畑西小	36	65	
54	花保小	79	100	
55	東綾瀬小	69	100	
56	東伊興小	103	100	前年度 抽選
57	東加平小	98	135	前年度 凍結
58	東栗原小	62	100	
59	東瀨江小	80	100	
60	平野小	71	100	
61	瀨江小	62	65	前年度 凍結
62	瀨江第一小	74	100	
63	保木間小	56	65	
64	宮城小	70	100	
65	六木小	64	100	
66	本木小	63	65	前年度 凍結
67	弥生小	67	100	

受入可能人数は、教室数や住民基本台帳の人数、近年の就学状況等を勘案して算出しています。

凍結は、入学希望者が一定人数を超えた場合、抽選を行わず希望者全員を受け入れ、学区域以外からの入学をお断りすることとなった学校です。

No59 東瀨江小学校は、改築工事のため、令和6年9月から令和9年3月まで仮設校舎の予定です。

問い合わせ先 足立区教育委員会事務局 学務課就学係
TEL 03-3880-5969



令和6年度 中学校 受入可能人数一覧表

令和6年度入学の新一年生について、各学校の入学可能な人数の上限を示す「受入可能人数」は、次のとおりです。

(青井中以降 五十音順)

No.	学校名	令和5年度 入学者数	令和6年度 受入可能人数	備考
1	第一中	92	130	
2	第四中	195	205	前年度 抽選
3	第五中	61	95	
4	第六中	98	100	前年度 凍結
5	第七中	125	130	
6	第九中	168	190	
7	第十中	160	170	
8	第十一中	194	205	前年度 抽選
9	第十二中	87	130	
10	第十三中	192	205	前年度 抽選
11	第十四中	276	270	前年度 抽選
12	青井中	31	60	
13	伊興中	176	205	
14	入谷中	19	60	
15	入谷南中	116	130	
16	扇中	67	95	
17	加賀中	48	95	
18	蒲原中	173	205	
19	栗島中	61	95	
20	江南中	50	60	
21	江北桜中	116	130	
22	鹿浜菜の花中	145	165	
23	新田中	178	205	
24	千寿青葉中	134	165	
25	千寿桜堤中	139	165	
26	竹の塚中	41	60	
27	西新井中	207	170	前年度 抽選
28	花畑中	100	95	前年度 抽選
29	花畑北中	38	60	
30	花保中	92	95	
31	東綾瀬中	166	205	
32	東島根中	104	130	
33	溯江中	147	165	
34	谷中中	163	165	前年度 凍結
35	六月中	131	165	

受入可能人数は、教室数や住民基本台帳の人数、近年の就学状況等を勘案して算出しています。

凍結は、入学希望者が一定人数を超えた場合、抽選を行わず希望者全員を受け入れた学校です。

No31 東綾瀬中学校は、令和6年8月（予定）まで、仮設校舎（東綾瀬一丁目5番3号）となります。

問い合わせ先 足立区教育委員会事務局 学務課就学係
TEL 03-3880-5969



◆第1回（6月）学校公開日一覧（区立小学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。

なお詳細（公開時間・公開内容・公開場所など）はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校へ直接お問い合わせください。

公開時間：午前9時30分～午前11時30分／午後1時30分～午後3時30分

通常学級			特別支援学級（固定級・通級設置校）				連絡先
学校名	公開日	入学者向け説明会	障がい種別	公開日	説明会（固定級のみ）		
ア	青井小	21～23日、26日、27日	22(木) 10:45～11:15	知的	21～23日、26日、27日	学校へご相談ください	3880-2255
	足立小	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	7(水) 9:30～10:30	知的・弱視	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	学校へご相談ください	3887-8891
	足立谷小	12～16日、17日午前	17(土) 10:30～11:00				3853-0421
イ	綾瀬小	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17(土) 11:00～11:40				3605-7328
	伊興小	26～30日	29(木) 11:00～11:30				3899-1134
	梅島小	13日、14日午前、15日、16日、17日午前	15(木) 15:00～15:40				3889-9501
ウ	梅島第一小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:50～11:25				3889-0334
	梅島第二小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:00～10:30	知的	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:45～11:15	3889-1401
	桜花小	6～10日（全日午前のみ）	7(水) 10:15～11:00	知的	6～10日（全日午前のみ）	7(水) 10:15～11:00	3885-4911
オ	扇小	13～16日、17日午前	15(木) 15:30～16:30				3898-2156
	大谷田小	6～10日（全日午前のみ）	7(水) 10:40～11:20				3605-6344
	興本小	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10(土) 11:00～11:45				3890-7104
カ	加平小	13～16日、17日午前	17(土) 10:15～10:45				3884-0716
	亀田小	13～16日、17日午前	16(金) 11:00～11:30				3889-2621
キ	北三谷小	7日午前、8日、9日、12日、13日	8(木) 9:50～10:20				3605-6481
ク	栗島小	3日、6日、7日午前、8日、9日	9(金) 11:00～11:30				3887-6491
	栗原小	13～16日、17日午前	16(金) 10:40～11:25				3887-6391
	栗原北小	13～16日、17日午前	13(火) 15:15～16:00				3853-1216
コ	弘道小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10(土) 10:10～10:40				3887-6691
	弘道第一小	8日、9日、10日午前、12日、13日	8(木) 10:00～11:00				3889-4437
	江北小	8日、9日、10日午前、12日、13日	12(月) 14:00～15:00	知的	8日、9日、10日午前、12日、13日	12(月) 14:00～15:00	3899-1144
サ	古千谷小	5～10日（全日午前のみ）	5(月) 15:30～16:00	知的	5～10日（全日午前のみ）	5(月) 14:45～15:15	3855-3161
	血沼小	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:50～11:30				3857-4651
	鹿浜五色桜小	7日午前、8日、9日、12日、13日	7(水) 10:00～10:30				3898-1321
シ	鹿浜第一小	10日午前、12日、13日、14日午前、15日	10(土) 11:10～11:40	知的	10日午前、12日、13日、14日午前、15日	10(土) 10:30～11:00	3899-3456
	鹿浜未来小	20～23日、24日午前	21(水) 11:00～11:30				6807-1491
	島根小	23日、24日午前、26～28日	27(火) 9:50～10:20				3884-0121
セ	新田小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6(火) 15:00～15:45	知的	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6(火) 16:00～16:30	3912-9436
	関原小	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:00～10:30	知的	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	8(木) 10:00～10:30	3889-7216
	千寿小	13日、14日午前、15日午前、16日、17日午前	14(水) 10:00～11:00				3888-5456
タ	千寿桜小	9日、10日午前、12～14日	13(火) 10:30～12:00	知的	10日午前、14日午前	13(火) 10:30～12:00	3888-5356
	千寿常東小	7日午前、8日、9日、10日午前、12日	9(金) 10:00～10:30	知的	7日午前、8日、9日、10日午前、12日	9(金) 10:45～11:15	3888-5466
	千寿第八小	13日、14日午前、15日、16日、17日午前	14(水) 10:40～11:25				3888-7826
	千寿双葉小	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	7(水) 10:00～10:45				3888-6326
	千寿本町小	12日、13日、14日午前、15日、16日	15(木) 10:00～11:00	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3888-8361
	竹の塚小	3日午前、6日、7日午前、8日、9日	8(木) 10:35～11:20				3884-5334
チ	辰沼小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	9(金) 11:30～12:15	知的	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3629-2421
	寺地小	24日、26～29日（全日午前のみ）	27(火) 10:30～11:00				3890-7204
ト	舎人小	3日午前、6日、7日午前、8日、9日	7(水) 11:00～11:45				3899-1146
	舎人第一小	13～17日午前	17(土) 8:50～11:05				3897-9917
ナ	中川小	6日、7日午前、8日、9日、10日	10(土) 11:30～12:00				3605-7777
	中川北小	8日、9日、10日午前、12日、13日	10(土) 11:30～12:00				3620-3831
	中川東小	8日、9日、10日午前、12日、13日	13(火) 13:40～14:40	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3629-4511
	中島根小	13日、14日午前、15日、16日、17日午前	16(金) 15:30～16:00				3850-4071
	長門小	5日、6日、7日午前、8日、9日	9(金) 11:00～12:00				3602-8887
ニ	西新井小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	7(水) 10:15～11:00				3890-5591
	西新井第一小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6(火) 10:00～11:00				3890-4504
	西新井第二小	5日、6日、7日午前、8日、9日	9(金) 10:30～11:30				3899-2151
	西伊興小	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	3(土) 12:10～12:30	知的	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	3(土) 12:10～12:30	3897-8251
	西保木間小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10(土) 10:00～10:45				3884-3295
ハ	花畑小	12～16日、17日午前	17(土) 9:30～10:30	知的	12～16日、17日午前	17(土) 9:30～10:30	3883-6791
	花畑第一小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6(火) 15:00～15:45				3884-0726
	花畑西小	10日午前、12日、13日、14日午前、15日	10(土) 10:30～11:30				3883-1471
	花保小	13～16日、17日午前	17(土) 10:30～12:00				3885-7335
ヒ	東綾瀬小	3日午前、5日、6日、7日午前、8日	8(木) 10:40～11:10				3620-7141
	東伊興小	13～16日、17日午前	15(木) 10:00～11:00				3897-5341
	東加平小	10日、12日、14日、15日、16日（全日午前のみ）	15(木) 10:30～11:00				3606-1511
	東栗原小	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	7(水) 9:50～10:30				3883-4215
	東洲江小	15日、16日、19日、20日、21日午前	15(木) 10:40～11:25	知的	15日、16日、19日、20日、21日午前	15(木) 10:40～11:25	3605-2013
	平野小	13～16日、17日午前	15(木) 15:30～16:10	知的	13～16日、17日午前	15(木) 15:30～16:10	3859-4481
フ	洲江小	12日、13日、14日午前、15日、16日	15(木) 9:45～10:45	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日	15(木) 9:45～11:00	3884-1416
	洲江第一小	12日、13日、14日午前、15日、16日午前	14(水) 10:00～11:00				3884-4611
ホ	保木間小	7日午前、8日、9日、10日午前、12日	10(土) 10:30～11:20				3884-0416
ミ	宮城小	13～17日（全日午前のみ）	6(火) 10:30～11:00	知的	13～17日（全日午前のみ）	学校へご相談ください	3913-5338
ム	六木小	8日、9日、10日午前、12日、13日	8(木) 10:10～10:40	知的	8日、9日、10日午前、12日、13日	8(木) 9:35～10:05	3629-4421
モ	本木小	13～16日、17日午前	15(木) 9:30～10:10	知的	13～16日、17日午前	15(木) 10:15～10:45	3890-7201
ヤ	弥生小	5日、6日、7日午前、8日、9日	6(火) 10:40～11:25	難聴・言語	学校へお問い合わせください	学校へご相談ください	3889-3516

*見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へ2週間前までにご相談ください。

◆第1回（6月）学校公開日一覧（区立中学校）◆

下表のとおり学校公開を行います。授業風景や校風などを実際にご覧いただき、学校を選ぶ際の参考にしてください。

なお詳細（公開時間・公開内容・公開場所など）はそれぞれ学校の事情により異なりますので、各学校へ直接お問い合わせください。

公開時間：午前9時30分～午前11時30分／午後1時30分～午後5時

通常学級			特別支援学級（固定級・通級設置校）			連絡先	
学校名	公開日	入学者向け説明会	障がい種別	公開日	入学者向け説明会（固定級のみ）		
第 一 中	19日、20日、21日午前、22日、23日、24日午前	24（土）10:40～11:10	知的	19日、20日、21日午前、22日、23日、24日午前	24（土）10:40～11:10	3888-5426	
	6日午後、7日午前、8日、9日、10日午前	8（木）14:15～14:55				3887-6891	
	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10（土）11:00～12:00				3898-7391	
	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）11:00～12:00	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）11:00～12:00	3898-7491	
	12日、13日、14日午前、15日、16日	16（金）15:30～16:15	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日	16（金）15:30～16:15	3887-7691	
	7日午前、8日、9日、12日、13日	8（木）14:30～15:20				3887-7791	
	12日、13日、14日午前、15日、16日	16（金）15:00～16:00				3887-7891	
	12～16日	15（木）15:00～16:00				3887-8191	
	8日、9日、10日午前、12日、13日	10（土）13:00～14:00				3605-2734	
	12日、13日、14日午前、15日、16日	17（土）11:00～12:00	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日	14（水）10:00～11:00	3605-4711	
	5～9日	6（火）14:00～15:20				3899-1191	
	ア 青 井 中	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）10:40～11:30				3880-2231
	イ 伊 興 中	19～23日	9（金）14:30～15:30	知的	19～22日（全日午前のみ）	9（金）14:30～15:30	3855-2361
		19～21日、24日午前、26日	24（土）11:00～11:40				3855-3196
12日、13日、14日午前、15日、16日		15（木）14:35～15:25				3897-9919	
オ 扇 中	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10（土）11:00～11:45				3856-1421	
カ 加 賀 中	10日午前、12～15日	10（土）11:30～12:00				3857-1121	
	12～16日	15（木）15:00～16:00				3605-8335	
ク 栗 島 中	19日、20日、21日午前、22日、23日	22（木）15:30～16:30	知的	19日、20日、21日午前、22日、23日	22（木）15:00～16:00	3852-1011	
コ 江 南 中	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）11:00～11:30				3911-6413	
	12日、13日、14日午前、15日、16日	16（金）15:00～16:00				3854-1191	
シ 鹿 浜 菜 の 花 中	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）10:45～11:15	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）10:00～10:30	3899-1504	
	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6（火）15:00～15:45	知的	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	6（火）16:00～16:30	3913-6665	
セ 千 寿 青 葉 中	5日、7日、8日、9日、10日午前	10（土）11:00～11:50				3888-7456	
	6～9日、10日午前	10（土）11:00～11:45				3888-5081	
タ 竹 の 塚 中	19日、20日、21日午前、22日、23日、24日午前	24（土）10:40～11:30				3883-1251	
ニ 西 新 井 中	5日、6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10（土）11:15～12:00				3890-8167	
ハ 花 畑 中	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）11:00～12:00	知的	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）11:00～12:00	3884-0731	
	12～16日	17（土）13:00～14:00				3859-5031	
	6～9日、10日午前	10（土）11:00～11:45				3859-8011	
ヒ 東 綾 瀬 中	12日、13日、14日午前、15日、16日、17日午前	17（土）10:00～10:45	知的	12日、13日、14日午前、16日、17日午前	17（土）9:30～10:00	3605-6565	
	6日、7日午前、8日、9日、10日午前	10（土）11:00～11:40				3884-1331	
フ 溯 江 中	6～9日、10日午前	10（土）11:00～12:00				3885-0039	
ヤ 谷 中 中	12～16日	16（金）15:00～16:00				3620-6662	
ロ 六 月 中	12日、13日、14日午前、15日、16日	16（金）14:30～15:30				3859-1072	

*見学の際、手話による通訳を希望される場合は各学校へ2週間前までにご相談ください。

足立区の学校選択制度

【令和6年度 小・中学校新入学】

足立区教育委員会



学校を選択するにあたっての注意事項

中学校のオンライン申請スタート！

令和5年度より、希望選択票の提出がオンラインでも可能となります。詳しくは、10月に希望選択票と共に郵送する通知をご覧ください。

○学校を選択できるのは、入学時の1度だけです。学校を選ぶ際には、お住まいになる「**住所地の学区域校**」と「**選択できる学校**」をご確認のうえ、お子様とともに慎重にご検討ください。住所地の学区域校は、区ホームページに掲載の「**通学区域一覧**」でご確認いただけます。

○学区域以外の学校に兄弟が在籍していても、優先入学はありません。希望した「**学区域以外の学校**」が抽選になった場合は、兄弟姉妹で別々の学校となる可能性もあることをご理解のうえでご選択願います。

○教員等の人事異動により、部活動が継続できなくなる場合があります。**部活動を理由に学校選びをご検討の場合は、学校説明会等で十分ご確認ください。**

○自転車や自家用車での通学は、認めておりません。徒歩か公共交通機関での通学となります。学校選びの際には、毎日の通学を考えて、事前にお子様と一緒に通学経路の距離や、交通上・防犯上の安全をご確認ください。

○学区域校以外の学校に入学された場合でも、**学校行事やPTA活動、地域活動には、学区域内から入学された方と同様に、積極的にご協力をお願いいたします。**

1 学校選択制度

学校選択制度は、入学したい学校を選択できる制度です。区外から足立区に転入された方や区内で転居された方も学校選択制度の対象となります。

なお、小学校については、学区域校と隣接する学区域の小中学校のみ希望することができます(別紙「小学校の学校選択制度について」をご覧ください)。中学校については、全ての中学校から選択することができます。

2 学校公開

各学校の特色や雰囲気等をご覧いただき、学校選択の参考にしてください。学校公開は、6月と10月に実施予定です。公開の日程表は、公開時期に合わせて区ホームページに掲載すると共に、各区民事務所、保育園及び小・中学校でもお配りします。

また、9月下旬に区内幼稚園・保育園等、足立区立小学校を通じて「学校情報データブック」を配布いたします。区外の幼稚園・保育園等および足立区立以外の小学校に通われている方は、学務課や区民事務所でも用意しておりますのでお問い合わせください(冊子内容は、区ホームページでもご覧いただけます)。

3 入学までの主な流れ

【希望選択票の足立区への提出方法】

■小学校入学予定の方

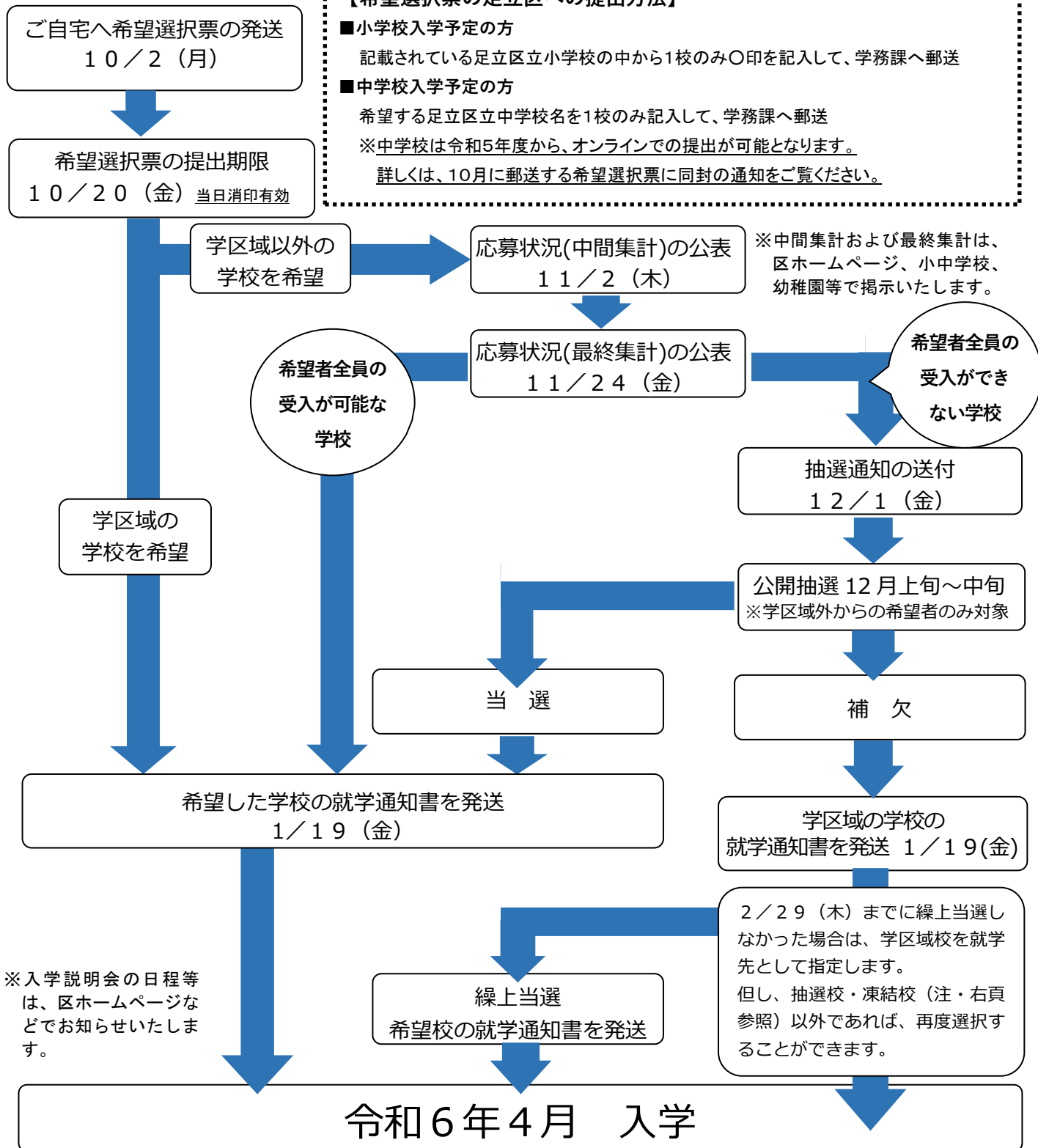
記載されている足立区立小学校の中から1校のみ○印を記入して、学務課へ郵送

■中学校入学予定の方

希望する足立区立中学校名を1校のみ記入して、学務課へ郵送

※中学校は令和5年度から、オンラインでの提出が可能となります。

詳しくは、10月に郵送する希望選択票に同封の通知をご覧ください。



※入学説明会の日程等は、区ホームページなどでお知らせいたします。

4 希望校を変更したい場合（希望校変更）

希望選択票で一度希望申請した学校を変更したい場合は、以下の日程で変更受け付けをいたします（郵送・電話での受け付け不可）。

【受付期間】 11月2日（木）～9日（木） 土日祝日を除く平日（8時30分～17時15分）

【受付場所】 学務課 就学係〔足立区役所 南館5階〕

【持ち物】 希望選択票の保護者用控え

※受付期間終了後は、一切変更ができません。余裕を持って、お早めのお手続きをお願いします。

5 抽選について

最終集計の結果、希望者全員の受け入れができないと見込まれる学校に限り、公開抽選を実施して入学者を決定します。

(1) 抽選の対象者

学区以外からの希望者を抽選対象とします。抽選対象者には、抽選会場・日時等について、別途通知いたします。

【抽選通知の発送】12月1日（金） 【抽選日】12月上旬から中旬のいずれかの日

※兄弟が学区以外の学校に在籍していても、優先入学はありません。学区以外からの希望者は、すべて抽選対象となります。

※学区に住民票がある方でも、実際の居住実態がないことが判明した場合は、学区以外の希望者と同様に抽選の対象となります。また、居住実態が確認できない場合は、確認できるまで就学通知書の発行を保留する場合がありますので、ご注意ください。

(2) 抽選の結果、当選した場合

1月19日（金）に、当選した学校を指定した就学通知書をご自宅宛に郵送いたします。

※最終集計の結果、お住まいの学区校が抽選校または凍結校(注)となった場合、「当選」を辞退しても学区校に変更することはできません。この場合、学区校以外の抽選校・凍結校以外の学校から、改めてご選択いただくこととなりますのでご注意ください。

(注) 凍結校とは、最終集計の結果入学希望者が受入可能人数を超えるものの、私立に入学予定の方等を除くと受入可能人数以内になると見込まれる場合に、抽選は行わずに希望者全員を受け入れ、最終集計公表以降は、学区以外からの希望者の受け入れを実施しない学校をいいます。ただし、2月22日（木）の欠員状況によっては、凍結を解除する場合があります。また、定員に達した学校を追加で凍結校とする場合があります。

(3) 抽選の結果、補欠となった場合

2月29日（木）まで補欠登録いたします。暫定的に学区の学校を指定した就学通知書を送付いたしますが、登録期間内に欠員が生じた場合には、抽選結果をもとに順次繰上当選として別途通知いたします。

繰上当選とならなかった場合で、学区校以外への入学を希望する場合は、下記期間中に指定校変更の手続きをお願いします（抽選校・凍結校は除く）。

6 入学校を変更したい場合（指定校変更）

1月発送の就学通知書に指定されている学校を変更したい場合は、以下の日程で変更受け付けをいたします。

【受付期間】 令和6年1月26日（金）～3月6日（水） 土日祝日を除く平日（8時30分～17時15分）

【受付場所】 学務課 就学係〔足立区役所 南館5階〕

【持ち物】 就学通知書

【受け付け方法】 詳細は、1月19日発送の就学通知書に案内文を同封いたします。また、区ホームページでもお知らせいたします。

※抽選校・凍結校は、既に定員に達しているため受け付けできません（学区の学校であっても、学区校が抽選校・凍結校の場合は受け付けできません）。ただし、2月22日（木）の欠員状況によっては、抽選校・凍結校を解除して2月26日（月）から受け付けを開始する場合があります。

7 特別支援教育について相談したい場合

学校生活に不安があり、通常の学級以外への就学や通級・コミュニケーションの教室利用を検討されている方は、9月末までに《こども支援センターげんき支援管理課就学相談係》までご相談ください。

こども支援センターげんき支援管理課就学相談係 電話03-3852-2875

8 入学前に区外へ転出予定の方

足立区外へ転出した場合、希望選択票及び就学通知書はすべて無効となります。転出先の区市町村教育委員会で、新たに就学の手続きをお願いします。

足立区立以外の学校へ入学を予定している方へ

足立区立以外の国公立・私立等の小中学校への入学が決定した場合、すみやかに「入学許可書」をご提出ください（足立区立小学校に在籍している場合は、在籍する小学校への提出も可です）。

【送付先】 〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 足立区教育委員会事務局学務課

＜令和6年度 入学までの主なスケジュール＞

時 期	内 容	備 考	
1	5月上旬	令和6年度学校選択制度 学校公開などの 主な日程のお知らせ	あだち広報(5月10日号)に掲載
2	6月上旬	受入可能人数の公表および リーフレット「足立区の学校選択制度」の配布	＜受入可能人数の公表＞ 区ホームページ、各小・中学校、区内幼稚園・ 保育園等に掲示 ＜リーフレット配布＞ 区内幼稚園・保育園等、区立小・中学校等を 通じて新入学予定者に配布
3	6月	学校公開	学校公開の期間・時間は学校により異なりま す。詳細は、各学校へお問い合わせください (土曜公開している学校もあります)。
4	9月下旬	「希望選択票」送付に関するお知らせ	あだち広報(9月25日号)に掲載
5	9月下旬	学校公開のお知らせ	あだち広報(9月25日号)に掲載 区ホームページ、各小・中学校、区内幼稚園・ 保育園等に掲示
6	9月下旬	学校情報データブックの配布	区立小学校、区内幼稚園・保育園等を通じて 新入学予定者に配布
7	9月下旬～10月	学校公開	学校公開の期間・時間は学校により異なりま す。詳細は、各学校へお問い合わせください (土曜公開している学校もあります)。
8	10月2日(月)	「希望選択票」の発送	ご自宅へ郵送します。
9	10月20日(金)	希望選択票の提出期限【全員提出】	当日消印有効
10	11月2日(木)	応募状況(中間集計)の公表	区ホームページ、各小・中学校、区内幼稚園・ 保育園等に掲示
11	11月2日(木) ～9日(木)	希望選択票の変更受け付け	学務課窓口で受け付け
12	11月24日(金)	応募状況(最終集計)の公表 および 抽選校の決定	区ホームページ、各小・中学校、区内幼稚園・ 保育園等に掲示
13	12月1日(金)	抽選対象者へ抽選会のご案内を発送	
14	12月上旬～中旬	抽選会実施	
15	1月19日(金)	就学通知書の発送	ご自宅へ郵送します。
16	1月26日(金) ～3月6日(水)	入学予定校の変更受け付け(指定校変更)	学務課窓口でのみ受け付けします。 学校ごとに受付日が異なります(詳しくは、就学 通知書の封筒に案内同封)。
17	1月下旬～ 2月上旬	入学説明会	区ホームページ、各小・中学校、区内幼稚園・ 保育園等に掲示
18	4月上旬	入学式	

●「学校選択制度」に関する問い合わせ先
 足立区教育委員会事務局(足立区役所 南館5階)
 学務課 就学係 電話 03-3880-5969(直通)



小学校の学校選択制度について

足立区の学校選択制度では、小学校については、お子様の通学の安全を考慮し、原則、「住所地の学区の学校」又は「学区に隣接する学校」のみ選択可能としております。

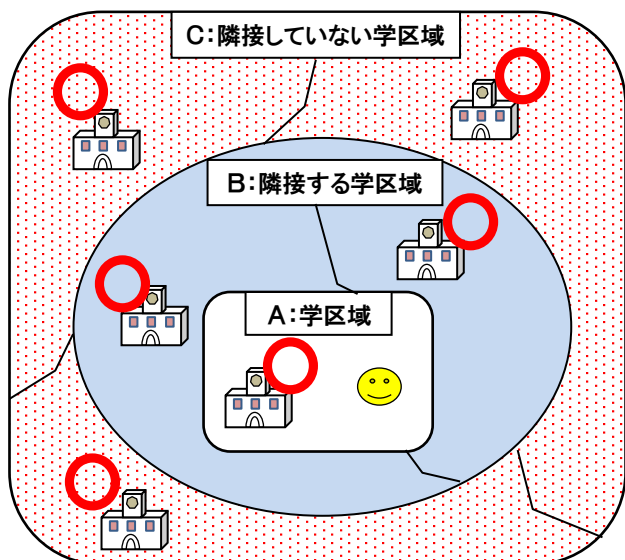
中学校については、区内全校から選択可能です。

★選択可能な小学校は、裏面を参照してください。

Q1 隣接する学校であれば、必ず入学できますか？	A1 選択はできますが、入学希望者が受入可能数を超えた場合、学区外からの希望者は抽選の対象となります。
Q2 隣接していない学校には、絶対入学できないのですか？	A2 <u>新入生が入学する時点で、兄弟が在籍している場合は選択することができます。</u> 但し、入学希望者が受入可能数を超えた場合は、他の学区外からの希望者と同様に抽選対象となります。 <u>優先入学はありません。</u>
Q3 現在、隣接校に兄弟が在籍しています。来年度入学する弟妹には、優先枠はないのですか？	A3 隣接校であれば選択できますが、 <u>兄弟が在籍していても優先枠はありません。</u> なお、入学希望者が受入可能数を超えた場合は、他の学区外からの希望者と同様に <u>抽選対象となります。</u>
Q4 特別支援学級を検討しています。特別支援学級への入級はどうなりますか？	A4 特別支援学級については、学区に関わらず、就学相談で入学先を決定します。詳しくは、こども支援センターげんき支援管理課就学相談係へお問い合わせください。

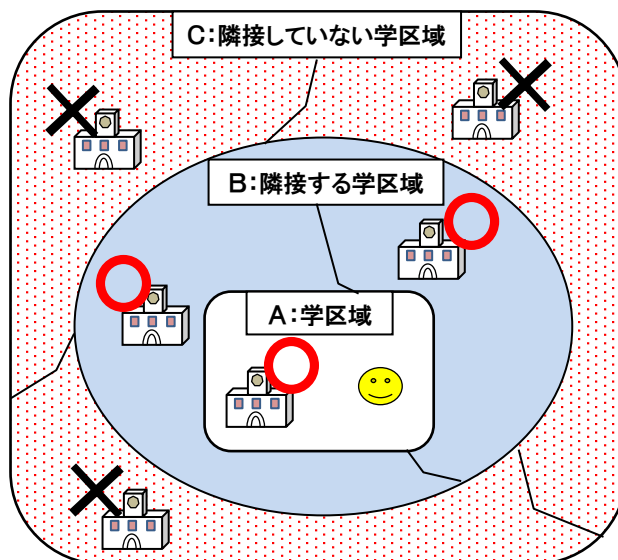
中学校

〔A～C区内全域から選択可能〕



小学校

〔B：隣接する学区まで選択可能〕



😊 …… 児童の居住地

🏫 …… 学校

🔴 …… 選択可能な学校

✖ …… 選択できない学校

原則、「C：隣接していない学区」の小学校は、
選択できませんのでご注意ください。

<問い合わせ先>

足立区教育委員会事務局 学務課 就学係

TEL 03 (3880) 5969 直通

学区域別隣接校一覧【令和6年度】

	学区域校	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	青井	綾瀬	加平	栗島	弘道	弘道第一	東加平			
2	足立	梅島	梅島第二	弘道	弘道第一	弥生	千寿双葉	千寿本町		
3	足立入谷	血沼	舎人	舎人第一						
4	綾瀬	青井	弘道	東綾瀬	東加平					
5	伊興	栗原北	古千谷	血沼	舎人	西伊興	東伊興			
6	梅島	足立	梅島第一	梅島第二	亀田	弥生				
7	梅島第一	梅島	亀田	栗島	栗原	島根	中島根	平野	弥生	
8	梅島第二	足立	梅島	亀田	関原	千寿双葉	千寿本町			
9	桜花	花畑第一	花畑西	◆ 澁江第一						
10	扇	興本	江北	寺地	宮城					
11	大谷田	北三谷	中川	中川東	長門	東澁江				
12	興本	扇	江北	寺地	西新井	西新井第一	本木			
13	加平	青井	栗島	花畑	花保	東加平	東栗原			
14	亀田	梅島	梅島第一	梅島第二	栗原	関原				
15	北三谷	大谷田	東綾瀬	東澁江						
16	栗島	青井	梅島第一	加平	弘道第一	東栗原	平野	弥生		
17	栗原	梅島第一	亀田	栗原北	島根	関原	西新井	西新井第一	西新井第二	
18	栗原北	伊興	栗原	島根	竹の塚	西新井第一	西新井第二	西伊興	東伊興	
19	弘道	青井	足立	綾瀬	弘道第一	東加平	弥生			
20	弘道第一	青井	足立	栗島	弘道	弥生				
21	江北	扇	興本	鹿浜五色桜	鹿浜未来	西新井第一	宮城			
22	古千谷	伊興	舎人	東伊興						
23	血沼	足立入谷	伊興	鹿浜第一	鹿浜未来	舎人	西新井第二	西伊興		
24	鹿浜五色桜	江北	鹿浜第一	鹿浜未来	西新井第一					
25	鹿浜第一	血沼	鹿浜五色桜	鹿浜未来	西新井第一	西新井第二	西伊興			
26	鹿浜未来	江北	血沼	鹿浜五色桜	鹿浜第一	新田				
27	島根	梅島第一	栗原	栗原北	竹の塚	中島根	保木間			
28	新田	鹿浜未来	◆ 江北	◆ 宮城						
29	関原	梅島第二	亀田	栗原	西新井	本木	千寿双葉			
30	千寿	千寿桜	千寿常東	千寿第八	千寿本町					
31	千寿桜	千寿	千寿双葉	千寿本町	宮城					
32	千寿常東	千寿	千寿第八	千寿本町						
33	千寿第八	千寿	千寿常東	千寿本町						
34	千寿双葉	千寿桜	千寿本町	足立	梅島第二	関原	本木			
35	千寿本町	千寿	千寿桜	千寿常東	千寿第八	千寿双葉	足立	梅島第二		
36	竹の塚	栗原北	島根	東伊興	澁江	保木間				
37	辰沼	中川	中川北	中川東	花畑	東加平				
38	寺地	扇	興本	本木	宮城					
39	舎人	足立入谷	伊興	古千谷	血沼	舎人第一				
40	舎人第一	足立入谷	舎人	◆ 古千谷						
41	中川	大谷田	辰沼	中川東	東加平	東澁江				
42	中川北	辰沼	中川東	花畑	六木					
43	中川東	大谷田	辰沼	中川	中川北	東澁江				
44	中島根	梅島第一	島根	平野	保木間					
45	長門	大谷田	◆ 北三谷	◆ 東澁江						
46	西新井	興本	栗原	関原	西新井第一	本木				
47	西新井第一	興本	栗原	栗原北	江北	鹿浜五色桜	鹿浜第一	西新井	西新井第二	
48	西新井第二	栗原	栗原北	血沼	鹿浜第一	西新井第一	西伊興			
49	西伊興	伊興	栗原北	血沼	鹿浜第一	西新井第二				
50	西保木間	花畑西	東伊興	澁江	澁江第一					
51	花畑	加平	辰沼	中川北	花畑第一	花保	東加平	六木		
52	花畑第一	桜花	花畑	花畑西	花保	澁江第一				
53	花畑西	桜花	西保木間	花畑第一	澁江第一					
54	花保	加平	花畑	花畑第一	東栗原	澁江第一				
55	東綾瀬	綾瀬	北三谷	東加平	東澁江					
56	東伊興	伊興	栗原北	古千谷	竹の塚	西保木間	澁江			
57	東加平	青井	綾瀬	加平	弘道	辰沼	中川	花畑	東綾瀬	東澁江
58	東栗原	加平	栗島	花保	平野	澁江第一				
59	東澁江	大谷田	北三谷	中川	中川東	東綾瀬	東加平			
60	平野	梅島第一	栗島	中島根	東栗原	澁江第一	保木間			
61	澁江	竹の塚	西保木間	東伊興	澁江第一	保木間				
62	澁江第一	西保木間	花畑第一	花畑西	花保	東栗原	平野	澁江	保木間	
63	保木間	島根	竹の塚	中島根	平野	澁江	澁江第一			
64	宮城	千寿桜	扇	江北	寺地					
65	六木	中川北	花畑	◆ 辰沼						
66	本木	興本	関原	寺地	西新井	千寿双葉				
67	弥生	足立	梅島	梅島第一	栗島	弘道第一	弘道			

【注意】

小中一貫校（興本扇、新田）は、区内全域から選択可能。

太枠は、荒川を挟んで隣接し橋を渡り通学可能な学校。◆印は、最低3校の特例により、選択可能な学校

教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

件名	生命（いのち）の安全教育リーフレット「だいじなところどこかな？」の発行について												
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課												
内容	<p>生命（いのち）の安全教育リーフレット「だいじなところどこかな？」を発行したので報告する。</p> <p>1 リーフレット発行の目的 足立区版「生命（いのち）の安全教育」の取組の一環として、子どもたちが性暴力の被害者・加害者・傍観者にならないために、リーフレット「だいじなところどこかな？」（別添資料3）を発行した。 発達にあわせて日常生活や、幼児教育を通して学び、小学校以降の教育につなげる。 【参考】 小学校以降の教育： 足立区版「生命（いのち）の安全教育」の取り扱い項目（次頁参照）</p> <p>2 リーフレットの構成 (1) 生命（いのち）の安全教育の必要性について、子どもの成長を見通して、正しい対応ができるよう、事例を用いてわかりやすく説明 (2) 親子による家庭での啓発に繋がられるよう、子どもたちが学んでほしいことをイラストで説明</p> <p>3 作成部数 20,000部</p> <p>4 配付先 就学前施設に在籍する3歳児・4歳児・5歳児の保護者 【参考（令和4年度）】</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区立園</td> <td>30園</td> </tr> <tr> <td>公設民営園</td> <td>16園</td> </tr> <tr> <td>私立保育園</td> <td>112園</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>50園</td> </tr> <tr> <td>認証保育所</td> <td>12園</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>220園</td> </tr> </table> <p>5 発行月 令和5年3月</p> <p>6 今後の方針 就学前施設の保育者に対して、人権研修や年齢別担任研修を通じて、生命（いのち）の安全教育について理解を深めてもらい、取組の強化を図っていく。</p>	区立園	30園	公設民営園	16園	私立保育園	112園	私立幼稚園	50園	認証保育所	12園	計	220園
区立園	30園												
公設民営園	16園												
私立保育園	112園												
私立幼稚園	50園												
認証保育所	12園												
計	220園												

足立区版「生命（いのち）の安全教育」取り扱い項目

中学生段階のゴール

「性犯罪の被害者、加害者、傍観者にさせない」「望まない妊娠から守る」
※ 全区立中学校において、「性的接触を避ける」ことを生徒に指導する。

中学生

小学生



性的接触

中学生としての望ましい態度

性暴力

性暴力の形態と原因、心構え

良好な人間関係

適切な距離感（心・体）と侵害への対処

SNSのリスク

見えない相手のリスクとその対処

自他の尊重

（自分と相手の心・体の尊重）

心身の侵害による嫌悪・不快

プライベートゾーンの侵害とその対処

大切な体

プライベートゾーン

食に関する指導

健康な食生活と過度なダイエット等による健康被害の防止

※ 学校や地域等の実態に応じて、性的接触に関する発展的な内容を取り扱うことも考えられる。

事業実施報告（5月）

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	7日（日）14日（日） 21日（日）28日（日）	新田地域学習センター他	計16人
科学体験講座	14日（日）21日（日） 27日（土）	ギャラクシティ	計41人
あだち日曜教室	14日（日）	梅田地域学習センター	23人
ジュニアリーダー研修会	6日（土）	梅田地域学習センター	18人
	6日（土）	辰沼小学校	9人
	7日（日）	佐野地域学習センター	9人
	13日（土）27日（土）	栗島小学校	18人
	13日（土）	花畑第一小学校	8人
	13日（土）14日（日）	宮城小学校	55人
	14日（日）	花畑地域学習センター	12人
	20日（土）	弘道第一小学校	25人
	20日（土）	興本小学校	30人
ジュニアリーダースーパー研修会	14日（日）	こども支援センターげんき	49人
	28日（日）	ギャラクシティ	35人
親子体験キャンプ	28日（日）	舎人公園キャンプ場	33人
二十歳の集い実行委員 応募者説明会	18日（木）	1202 会議室	11人

事業実施予定（6月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	4日（日）11日（日） 18日（日）25日（日）	新田地域学習センター他	計20人
科学体験講座	10日（土）11日（日） 25日（日）	ギャラクシティ	計50人
あだち日曜教室	11日（日）	梅田地域学習センター	31人
ジュニアリーダー研修会	3日（土）	弘道第一小学校	24人
	3日（土）10日（土） 11日（日）	本木小学校	18人
	3日（土）	大谷田小学校	15人
	11日（日）	東和地域学習センター	19人
	3日（土）4日（日）	花保小学校	47人
	10日（土）	興本小学校	31人

事業実施予定（6月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
ジュニアリーダースーパー研修会	4日（日）	ギャラクシティ	56人
	18日（日）	宮城ゆうゆう公園	50人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事前説明会	25日（日）	千寿本町小学校	100人
アートワークショップ in 東京未来大学	18日（日）	東京未来大学	25人
二十歳の集い実行委員会	1日（木）	1202 会議室	17人
	15日（木）	1205B 会議室	17人
	29日（木）	1205B 会議室	17人

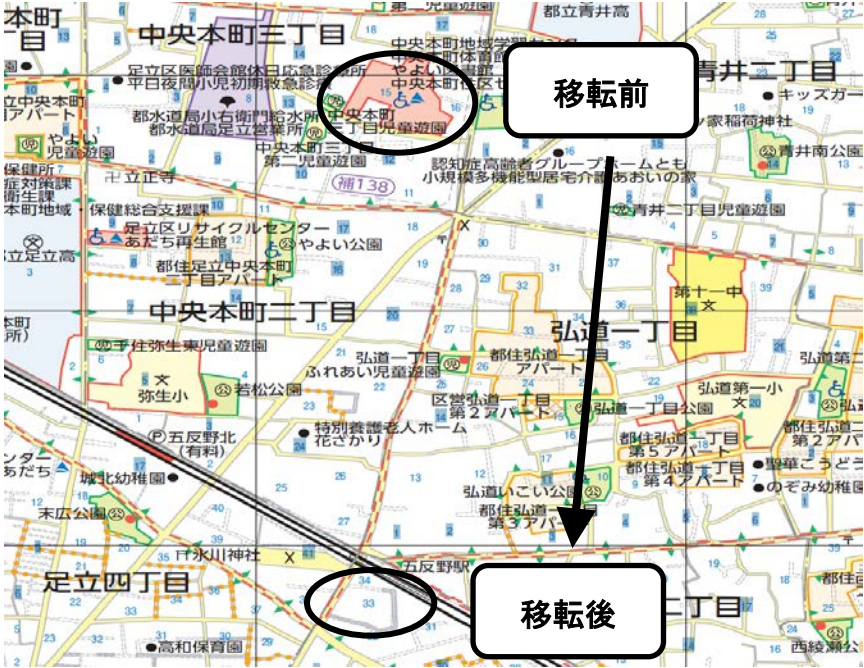
教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

件名	第24回足立凧まつりの実施について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内容	<p>第24回足立凧まつりの実施を足立凧まつり実行委員会と協議したので報告する。</p> <p>1 開催方式 荒川河川敷での凧あげ（令和元年度と同様） ※ 令和2～4年度はデザインコンクールとして実施</p> <p>2 実施日時 令和5年9月30日（土） ① イベント開始 午前11時～ ② 審査 午後1時30分～午後2時 ③ 表彰式 午後2時10分～午後3時 ※ 10月14日（土）から22日（日）まで足立区役所中央館1階アトリウムにて、受賞凧の展示を行う。</p> <p>3 実施場所 千住新橋野球場・虹の広場</p> <p>4 凧あげ実施に付随する実施予定の事項 (1) 来賓 ア 足立区選出の国会議員 イ 都議会議員及び区議会議員 ※ ただし、氏名の読み上げのみとする。 (2) 凧あげ当日に同時開催予定の事項 ア 消防署、警察署等によるイベント イ 小学校PTA連合会による模擬店の出店 (3) 凧作り講習会（夏休み期間中に実施予定） ※ 2校で実施する予定</p> <p>5 中止の決定について 前日正午の天気予報にて、当日開催時間に雨天等が予想される場合は、前日午後1時まで決定する。</p>

教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

件名	足立区立小・中学校PTA連合会事務局の移転について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内容	<p>中央本町地域学習センターが大規模改修工事となることに伴い、足立区立小・中学校PTA連合会事務局が移転するので報告する。</p> <p>1 移転先 名称：コワーキングスペース「8knot（エイトノット）」 所在地：足立区足立三丁目33番3号 ヤオキン商事株式会社第2ビル3階</p> <p>2 移転日（予定） 8月上旬</p> 

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和5年6月9日

件 名	足立区少年団体連合協議会（少連協）会長の変更について																																																																												
所管部課名	子ども家庭部青少年課																																																																												
内 容	<p>令和5年5月13日(土)に行われた足立区少年団体連合協議会（※）総会において、会長を含む役員の変更があったので以下のとおり報告する。</p> <p>※ 少年団体連合協議会（少連協）とは、中学校の学区域を単位とした地区少年団体協議会（地少協）とスポーツ少年団で構成された組織。子ども会やジュニアリーダーの活動を支援している。</p> <p>1 会長の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本 輝夫（瀏江地少協）</td> <td>四宮 淳司（蒲原地少協）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 山本前会長は、退任に伴い同会の顧問に就任した。</p> <p>2 令和5年度 役員名簿 （* は新役員）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>役 職</th> <th>氏 名</th> <th>地少協</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>会 長</td> <td>四 宮 淳 司</td> <td>蒲原</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>副 会 長 (事務局長兼務)</td> <td>田 中 加 代</td> <td>第五</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>副 会 長</td> <td>鹿 浜 安 弘</td> <td>鹿浜</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>〃</td> <td>中 村 清 代</td> <td>舎人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>〃</td> <td>大 関 英 広</td> <td>第六</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>会 計</td> <td>日 高 佐和子</td> <td>江北</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>〃</td> <td>小 沼 ちさ子</td> <td>蒲原</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>〃</td> <td>* 西 村 秀 彦</td> <td>第五</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>書 記</td> <td>* 井 門 明 洋</td> <td>中川</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>〃</td> <td>* 伊 原 次 郎</td> <td>蒲原</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>〃</td> <td>* 熊 谷 厚</td> <td>第八</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>総務部長</td> <td>鈴 木 匠</td> <td>第十四</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>調査広報部長</td> <td>* 川 田 和 美</td> <td>第六</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>事業研修部長</td> <td>関 昭 男</td> <td>花畑</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>育成部長</td> <td>* 五十嵐 涉</td> <td>瀏江</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>会計監事</td> <td>山 崎 金 壽</td> <td>第十</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>〃</td> <td>高 橋 利 男</td> <td>第四</td> </tr> </tbody> </table>	旧	新	山本 輝夫（瀏江地少協）	四宮 淳司（蒲原地少協）	No.	役 職	氏 名	地少協	1	会 長	四 宮 淳 司	蒲原	2	副 会 長 (事務局長兼務)	田 中 加 代	第五	3	副 会 長	鹿 浜 安 弘	鹿浜	4	〃	中 村 清 代	舎人	5	〃	大 関 英 広	第六	6	会 計	日 高 佐和子	江北	7	〃	小 沼 ちさ子	蒲原	8	〃	* 西 村 秀 彦	第五	9	書 記	* 井 門 明 洋	中川	10	〃	* 伊 原 次 郎	蒲原	11	〃	* 熊 谷 厚	第八	12	総務部長	鈴 木 匠	第十四	13	調査広報部長	* 川 田 和 美	第六	14	事業研修部長	関 昭 男	花畑	15	育成部長	* 五十嵐 涉	瀏江	16	会計監事	山 崎 金 壽	第十	17	〃	高 橋 利 男	第四
	旧	新																																																																											
山本 輝夫（瀏江地少協）	四宮 淳司（蒲原地少協）																																																																												
No.	役 職	氏 名	地少協																																																																										
1	会 長	四 宮 淳 司	蒲原																																																																										
2	副 会 長 (事務局長兼務)	田 中 加 代	第五																																																																										
3	副 会 長	鹿 浜 安 弘	鹿浜																																																																										
4	〃	中 村 清 代	舎人																																																																										
5	〃	大 関 英 広	第六																																																																										
6	会 計	日 高 佐和子	江北																																																																										
7	〃	小 沼 ちさ子	蒲原																																																																										
8	〃	* 西 村 秀 彦	第五																																																																										
9	書 記	* 井 門 明 洋	中川																																																																										
10	〃	* 伊 原 次 郎	蒲原																																																																										
11	〃	* 熊 谷 厚	第八																																																																										
12	総務部長	鈴 木 匠	第十四																																																																										
13	調査広報部長	* 川 田 和 美	第六																																																																										
14	事業研修部長	関 昭 男	花畑																																																																										
15	育成部長	* 五十嵐 涉	瀏江																																																																										
16	会計監事	山 崎 金 壽	第十																																																																										
17	〃	高 橋 利 男	第四																																																																										

教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

件名	令和5年度芸術鑑賞体験事業の実施について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内容	<p>文化芸術に触れる機会が減少している小学生の豊かな心を育むために、全ての区立小学校の5年生を対象として実施する芸術鑑賞体験事業について報告する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 公演（劇団四季） 「ライオンキング」（会場：有明四季劇場） 「美女と野獣」（会場：舞浜アンフィシアター）</p> <p>(2) 期間 令和6年1月から2月まで</p> <p>(3) 公演開始時間 午後1時30分（約2時間30分間、途中休憩あり）</p> <p>2 対象学年</p> <p>全ての区立小学校の5年生 5, 100人程度 ※ 令和4年度参加児童数 4, 948人</p> <p>3 移動方法</p> <p>バス借り上げによる移動（学校からの移動時間約40分）</p> <p>4 実施予定日程</p> <p>(1) 「ライオンキング」 ア 令和6年1月19日（金） イ 令和6年2月 2日（金）、8日（木）、9日（金）</p> <p>(2) 「美女と野獣」 ア 令和6年1月25日（木）</p> <p>5 今後の方針</p> <p>各学校と日程調整を円滑に行い、芸術鑑賞体験事業を確実に実施する。</p>

教育委員会情報連絡

令和5年6月9日

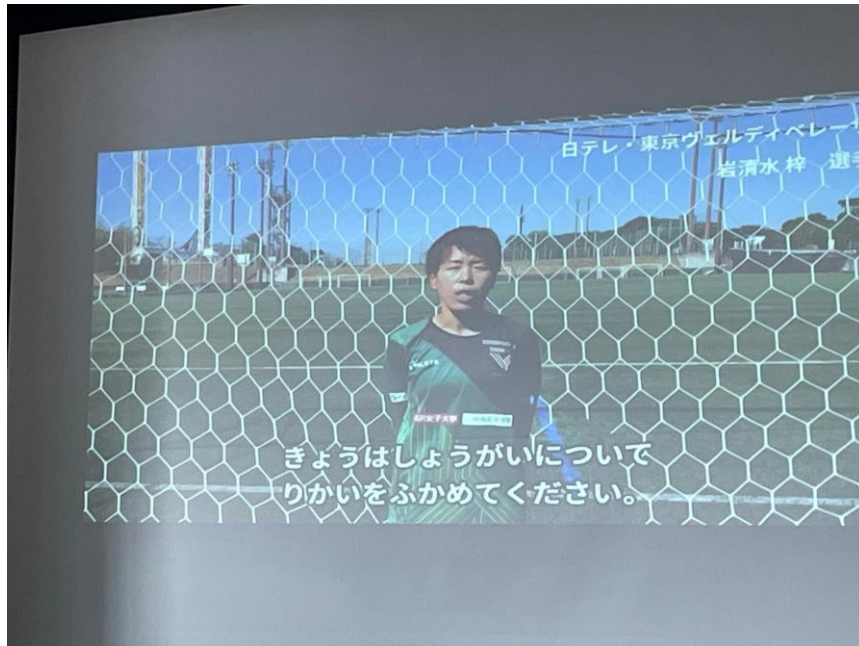
件名	令和5年度学校訪問型パラスポーツ体験教室の実施について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内容	<p>令和5年度から小学校における「学校訪問型パラスポーツ体験教室」を実施する。</p> <p>1 目的 足立区のオリンピック・パラリンピックレガシーとして「スポーツを活用した共生社会の実現」を進めていく一環で、体験型の授業を継続的に実施し、子どもの頃からパラスポーツを通じた障がい者理解を広げていく。</p> <p>2 実施内容 競技ルールを覚える授業ではなく、パラスポーツに取り組む障がい者の立場とそれを支える側の立場になって、パラスポーツに親しむ。 参考：P130～135（令和4年度モデル実施時の様子）</p> <p>(1) 種目 以下の4種目のうち学校が希望する種目とする。 ア 5人制サッカー（視覚障がい者サッカー） イ ボッチャ ウ シッティングバレーボール（座ったままのバレーボール） エ デフサッカー（聴覚障がい者サッカー）</p> <p>(2) 日程・時間 P131～136「令和5年度学校訪問型パラスポーツ体験教室開催日程」のとおり。2・3時限又は5・6時限（指定日の連続した2時限）を1回として実施</p> <p>(3) 対応人数 1時限あたり最大80名（1時限あたり1～2クラス程度）</p> <p>(4) 対象学年 推奨学年は小学校3・4年生 ア 学びの連続性、継続性などを考慮し、各校の児童・生徒の状況を判断した結果、推奨学年以外での希望も認めた。 イ 参加人数や推奨学年以外で実施する場合の内容のアレンジは、派遣講師が対応する。</p> <p>(5) 派遣講師 区の連携協定先である東京ヴェルディ(株)の障がい者スポーツ指導員ライセンスを持つコーチを派遣</p>

3 今後の方針

今年度以降も継続して取り組み、体験を通じて子どもたちの障がい者理解を深め、共生社会の実現のための学びに繋げていく。

東京ヴェルディ 学校訪問型パラスポーツ体験教室(5人制サッカー)の様子

【5人制サッカーの説明】



○どんな競技か？

- ⇒ 目が見えない方
目が見えにくい方
行うサッカー
- ⇒ ゴールキーパーのみ目の見える方
- ⇒ ボールの特性
(現物を見せ、説明)

日テレ東京ベレーザ
元なでしこジャパン 岩清水 梓 選手

体験会参加者へのメッセージ

【見えない方をガイドしよう】

目が見えない方はどのような状況なのだろう



障がいのある方役がアイマスク
ペアの一人がガイド役となる

- ・決められた場所まで、相手が安心して歩けるように誘導する
- ・手や身体を触らずに
- ・声掛け内容はどうすれば伝わるだろう 132



【グループで協力して、建物の外を案内しよう】

- ・視覚障がい者役を1名
- ・ガイド役
- ・前後左右の安全を確認する役

階段、段差、傾斜などをなるべく手を引く形ではなく、より具体的な言葉で案内することを心掛ける



【音や声を頼りに会いたい人に会おう】



①ペアで合言葉を決める

例) 「4年3組」

Aさん 4年

Bさん 3組

②町の中の待ち合わせを想定

体育館の両端にAさんBさんはわかれて待機

③スタートの合図で、全員歩き出す。

④それぞれが決めた合言葉を言いながら、声や相手の合言葉を頼りにペアを探す。



参加者が一斉におこなう事で、町の中の雑音と同様の状態の中、声だけで相手を探す状況を体感する。

【さあ！サッカーしてみよう】



視覚障がいのある方の蹴り方を学ぶ

ボールタッチの方法を学ぶ

○障がいのある方がボールをけりやすいよう
まっすぐすすめるよう、サポート役が、
声掛け、ボールを置いてあげるなど手助け
しながらドリブルする。



【今日の体験を振り返ろう】



～見えない体験からわかった
ことのふりかえり～

- 見えない大変さを乗り越えて
スポーツに取り組んでいる方
がいるということ
- 町の中の工夫
- サポートする側の工夫
- 優しいまちづくり

令和5年度学校訪問型パラスポーツ体験教室開催日程

令和5年5月12日時点

No	小学校	日付	曜日	時間	時限	学年	人数	種目
1	桜 花	令和5年5月19日	金	9:25~11:15	2・3	3 4	62 59	ポッチャ
2	中 島 根	令和5年5月19日	金	13:30~15:05	5・6	3 4	44 44	ポッチャ
3	西新井第二	令和5年5月26日	金	9:35~11:25	2・3	3 4	41 54	ポッチャ
4	中 川	令和5年6月2日	金	9:40~11:30	2・3	4	29 30	ポッチャ
5	亀 田	令和5年6月2日	金	13:25~15:00	5・6	4	62 62	5人制サッカー
6	鹿浜五色桜	令和5年6月7日	水	9:30~11:15	2・3	3・4 4	70 80	シットティングバレー
7	六 木	令和5年6月13日	火	9:25~11:15	2・3	4	54 33	ポッチャ
8	花 畑	令和5年6月16日	金	9:40~11:30	2・3	3 4	50 54	ポッチャ
9	栗 原	令和5年6月16日	金	13:20~14:55	5・6	3 4	51 67	ポッチャ
10	大 谷 田	令和5年6月20日	火	9:30~11:20	2・3	4	29 28	5人制サッカー
11	梅島第一	令和5年6月20日	火	13:40~15:15	5・6	5 6	62 45	5人制サッカー
12	弘 道	令和5年6月21日	水	9:35~11:30	2・3	3 4	45 30	ポッチャ
13	舎人第一	令和5年6月28日	水	9:35~11:25	2・3	4	54 26	ポッチャ
14	花畑第一	令和5年7月5日	水	9:30~11:20	2・3	4	43 42	デフサッカー
15	綾 瀬	令和5年7月7日	金	9:15~10:55	2・3	3	34 34	シットティングバレー
16	平 野	令和5年7月7日	金	13:30~15:05	5・6	3	64 34	ポッチャ
17	栗 島	令和5年7月11日	火	9:20~11:05	2・3	4	31 32	シットティングバレー
18	伊 興	令和5年7月12日	水	9:35~11:15	2・3	4	30 59	ポッチャ
19	千寿双葉	令和5年7月14日	金	9:20~11:10	2・3	4	56 28	シットティングバレー
20	北 三 谷	令和5年7月14日	金	13:40~15:15	5・6	5	26 25	シットティングバレー
21	西 伊 興	令和5年7月19日	水	9:30~11:20	2・3	5	33 66	シットティングバレー
22	渚 江	令和5年9月8日	金	9:40~11:30	2・3	4 3	65 57	シットティングバレー
23	本 木	令和5年9月8日	金	13:10~14:45	5・6	4	37 32	ポッチャ
24	梅 島	令和5年9月13日	水	9:35~11:25	2・3	4	68 33	ポッチャ
25	西保木間	令和5年9月19日	火	9:30~11:20	2・3	4 3	22 29	ポッチャ
26	東 伊 興	令和5年9月20日	水	9:30~11:20	2・3	4	46 46	5人制サッカー
27	足 立	令和5年9月22日	金	9:35~11:25	2・3	5	54 53	シットティングバレー
28	中 川 北	令和5年9月22日	金	13:35~15:10	5・6	3	49 25	シットティングバレー
29	古 千 谷	令和5年10月6日	金	9:35~11:25	2・3	4 3	66 75	デフサッカー
30	鹿浜未来	令和5年10月6日	金	13:30~15:05	5・6	3 4	68 51	ポッチャ
31	千 寿 桜	令和5年10月11日	水	9:30~11:25	2・3	3	46 46	ポッチャ
32	保 木 間	令和5年10月17日	火	9:35~11:30	2・3	4 5	50 51	デフサッカー
33	東 渚 江	令和5年10月18日	水	9:35~11:25	2・3	3	66 33	ポッチャ
34	花 畑 西	令和5年10月20日	金	9:30~11:20	2・3	3 4	52 59	ポッチャ
35	舎 人	令和5年10月20日	金	13:30~15:05	5・6	4	42 42	5人制サッカー

No	小学校	日付	曜日	時間	時限	学年	人数	種目
36	瀏江第一	令和5年11月8日	水	9:20~11:10	2・3	4	60 29	ポッチャ
37	千寿常東	令和5年11月10日	金	9:35~11:25	2・3	3	39 37	5人制サッカー
38	弘道第一	令和5年11月10日	金	13:25~15:00	5・6	3 4	54 51	5人制サッカー
39	足立入谷	令和5年11月14日	火	9:35~11:30	2・3	3・4 5・6	34 36	シッティングバレー
40	辰 沼	令和5年11月15日	水	9:35~11:25	2・3	4	32 63	デフサッカー
41	花 保	令和5年11月24日	金	9:30~11:30	2・3	3	47 48	シッティングバレー
42	梅島第二	令和5年11月24日	金	13:30~15:05	5・6	4	28 26	ポッチャ
43	鹿浜第一	令和5年12月1日	金	9:30~11:20	2・3	4	39 39	シッティングバレー
44	皿 沼	令和5年12月1日	金	13:15~14:50	5・6	6	26 26	シッティングバレー
45	東 栗 原	令和5年12月6日	水	9:35~11:30	2・3	3 4	58 54	ポッチャ
46	加 平	令和5年12月12日	火	9:30~11:20	2・3	4	67 34	ポッチャ
47	西 新 井	令和5年12月15日	金	9:35~11:25	2・3	3	56 28	ポッチャ
48	島 根	令和5年12月15日	金	13:20~14:55	5・6	4	45 45	5人制サッカー
49	関 原	令和5年12月20日	水	9:25~11:10	2・3	3	50 25	ポッチャ
50	弥 生	令和6年1月12日	金	9:35~11:25	2・3	4	64 32	デフサッカー
51	宮 城	令和6年1月12日	金	13:30~15:05	5・6	4	50 25	ポッチャ
52	中 川 東	令和6年1月16日	火	9:35~11:25	2・3	4 3	47 50	シッティングバレー
53	東 綾 瀬	令和6年1月17日	水	9:25~11:15	2・3	4	46 45	5人制サッカー
54	青 井	令和6年1月24日	水	9:35~11:25	2・3	3 4	54 50	ポッチャ
55	栗 原 北	令和6年1月26日	金	9:35~11:25	2・3	4 3	77 48	ポッチャ
56	千寿第八	令和6年1月26日	金	13:40~15:15	5・6	4	54 28	5人制サッカー
57	千寿本町	令和6年2月2日	金	9:30~11:25	2・3	3	31 30	デフサッカー
58	竹 の 塚	令和6年2月2日	金	13:20~14:55	5・6	3	22 21	ポッチャ
59	西新井第一	令和6年2月14日	水	9:35~11:25	2・3	4	26 26	ポッチャ
60	江 北	令和6年2月16日	金	9:30~11:20	2・3	5	46 47	5人制サッカー
61	東 加 平	令和6年2月16日	金	13:30~15:20	5・6	5	52 52	シッティングバレー
62	千 寿	令和6年2月20日	火	9:35~11:25	2・3	4	78 77	5人制サッカー
63	興 本	令和6年2月21日	水	9:25~11:15	2・3	4 3	67 62	ポッチャ
64	新 田	令和6年3月1日	金	9:40~11:30 13:25~14:10	2・3・5	3	71 70 35	5人制サッカー
65	長 門	令和6年3月6日	水	9:20~11:00	2・3	5 6	44 49	5人制サッカー
66	寺 地	令和6年3月8日	金	9:25~11:20	2・3	3	33 31	5人制サッカー
67	扇	令和6年3月8日	金	13:35~15:10	5・6	3 4	69 50	ポッチャ

※ 開催日程については、変更となる場合があります。

※ 視察をご希望の場合は、スポーツ振興課まで事前のご連絡をお願いします。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(5月)

事業名	日時	会場	参加人数
足立ジュニア吹奏楽団 入団式	5/13(土) 14:00~14:30	西新井文化ホール	50人 新入団員 5人
あだち放課後子ども教室安全管理講習会 委託先 足立消防署・西新井消防署・千住消防署	5/15(月) 10:00~11:30	生涯学習センター	28人
	5/19(金) 10:00~11:30	江北地域学習センター	19人
	5/25(金) 10:00~11:30	勤労福祉会館	36人
あだち放課後子ども教室実行委員会	5/18(木)~ 5/30(火)	西保木間小学校他 計3校	—
あだち放課後子ども教室「見守りスタッフ」活動説明会	5/29(月) 10:00~11:00	生涯学習センター	9人

事業実施予定(6月)

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室安全管理講習会 委託先 足立消防署・西新井消防署・千住消防署	6/5(月) 10:00~11:30	西新井ギャラクシティ	40人
	6/16(金) 14:00~15:30	生涯学習センター	30人
	6/19(月) 10:00~11:30	竹の塚地域学習センター	40人
	6/29(木) 10:00~11:30	鹿浜いきいき観	40人
運動あそびと体力向上トレーニング(小学生の運動あそびⅠ) 講師 篠原 俊明氏(共栄大学講師)	6/11(日) 13:00~17:00	生涯学習センター	30人
読み語りボイストレーニングスキルアップ講座 講師 山下 芳子氏(足立区演劇連盟、演出家)	6/15(木) 10:00~12:00	生涯学習センター	20人
あだち放課後子ども教室実行委員会	6/15(木)~ 7/13(木)	栗原小学校他 計3校	-
スポーツコンディショニング講座~ウォーミングアップの一工夫でケガを予防~ 講師 加古 円氏(ロータススポーツパフォーマンス代表)	6/16(金) 19:00~21:00	生涯学習センター	40人
コンサートin ミュージアム わたなべ音楽堂<ベルネザール> ~新緑の風薫る音楽会~ 出演 ヴィーヴ!サクソフォン・カルテット(サクソフォン四重奏)	6/17(土) ①13:00~14:20 ②16:00~17:20	わたなべ音楽堂 <ベルネザール>	100人 ※1回50人 2回公演
あだち放課後子ども教室安全管理員研修会① 「放課後が育む子どもたちの生きる力」 講師 前橋 明氏(早稲田大学人間科学学術院健康福祉科学科教授)	6/26(月) 10:00~12:00	生涯学習センター	60人
おりがみサポーター交流会Ⅰ	6/28(水) 10:00~11:30	生涯学習センター	40人